

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)

平成22年12月愛荘町議会定例会

1日目(平成22年12月7日)

開会:午前9時00分 延会:午後3時57分

議会日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第67号 愛荘町公有財産審議会条例の制定について

日程第 5 議案第68号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第69号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第70号 愛荘町依智秦氏の里古墳公園の指定管理者の指定につき議決を求めるについて

日程第 8 議案第71号 愛荘町目加田城跡公園の指定管理者の指定につき議決を求めるについて

日程第 9 議案第72号 大字・字の区域ならびに名称の変更につき議決を求めるについて

日程第10 議案第73号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めるについて

日程第11 議案第74号 平成22年度琵琶湖東北部広域市町村圏協議会収支決算認定について

日程第12 議案第75号 平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)

日程第13 議案第76号 平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11

追加日程第 1 請願第1号 TPPの参加に反対する請願

追加日程第 2 請願第2号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加に反対する請願

出席議員(16名)

1番 徳田文治
2番 嶋中まさ子
3番 森 隆一
4番 吉岡ゑみ子
5番 城貝増夫
6番 河村善一
7番 伊谷正昭
8番 瀧 すみ江
9番 小杉和子
10番 西澤久仁雄
11番 外川善正
12番 村木嘉博
13番 竹中秀夫
14番 高橋正夫
15番 本田秀樹
16番 辰己 保

欠席議員(0名)

なし

①開会の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、おはようございます。

平成22年12月愛荘町議会定例会、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成22年12月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、本日は滋賀県立聴覚障害者福祉協会から2名の方が傍聴席で手話通訳をされます。皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げておきます。

②開議の宣告

○議長(辰己 保君)これより本日の会議を開きます。

③議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程は、お手元に配付のとあります。

④町長提案趣旨説明

○議長(辰己 保君)町長提案趣旨説明、町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)皆さん、おはようございます。

本日ここに平成22年12月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にもかかわりませず、早朝よりご出席賜り厚くお礼申し上げます。平素は、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、12月1日、恒例の全国町村長大会が渋谷のNHKホールで開催されました。かつて2,500を超えていた町村数が、合併によりまして現在941となり、大ホールは満杯にならず隔世の感がありました。この大会に、いつもなら総理大臣が出席される習わしですが、今年は混迷の国会運営中のせいか、総理は見えず、少しらけムードが漂いました。

大会は、喫緊の重要課題およびTPP反対の2つの決議を採択いたしました。

1つ目の決議は、真の地域主権改革を推進すること、地方交付税を復元増額すること、一括交付金は財政力の弱い自治体に配慮すること、地球温暖化対策のため森林整備に一定の地方財源化を図ること、個別所得補償については経営安定に留意すること、子ども手当の財源は全額国庫負担とすること、国民健康保険については都道府県を軸として医療保健制度の一本化を図ること、行政合併につながる道州制は導入しないことなど9項目を決議したところであります。

次に、特別決議としてTPP環太平洋(戦略的経済)連携協定につきましては、日本農業の現状を無視したものであり、TPP反対を明確に表明するとともに、政府がまずやるべきことは、農村の再生を責任を持って実現することを全会一致で決議いたしました。

その後、民主党および自民党に対し要請活動を実施するとともに、県選出の国会議員に対し、6町長全員がこれらの決議を強く要請してまいったところでございます。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。条例制定ならびに改正条例議決案件3件、公の施設における指定管理者の指定議決案件2件、大字・字の区域ならびに名称の変更につき議決を求めるごとについて1件、彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めるごとについて1件、平成22年度琵琶湖東北部広域市町村圏協議会収支決算認定案件1件、平成22年度愛荘町一般会計補正予算ならびに愛荘町介護保険事業特別会計補正予算の2件、合わせて10案件をご提案させていただきました。

まず、条例制定ならびに改正条例議決案件3件につきまして、説明をさせていただきます。

議案第67号愛荘町公有財産審議会条例の制定につきましては、公有財産のうち土地および建物の公正かつ適正な取得・管理および処分をおこなうため、愛荘町公有財産審議会を設置するため、条例制定をお願いするものでございます。

次に、議案第68号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、愛荘町公有財産審議会設置に伴う公有財産審議会委員を、特別職の職員で非常勤のものとして追加するために、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第69号愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、11月1日に滋賀県から愛荘町へ移管された愛荘町アーチェリー場について、スマートインターチェンジ設置工事に伴い、平成22年12月末で廃止す

るため、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第70号愛荘町依智秦氏の里古墳公園の指定管理者の指定につき議決を求めるについて、議案第71号愛荘町目加田城跡公園の指定管理者の指定につき議決を求めるについての2件につきましては、平成23年3月31日をもって1期目の指定管理期間が満了いたしますので、再度指定管理者の指定につき議決を求めるものでございます。

次に、議案第72号大字・字の区域ならびに名称の変更につき議決を求めるについては、土地改良法に基づく換地処分に伴い、大字・字の区域ならびに名称を変更することについて、地方自治法の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

次に、議案第73号彦根市と締結した定住自立圈形成協定を変更することにつき議決を求めるにつきましては、本協定に基づき連携して取り組む政策分野および内容ならびに役割分担について、変更することにつき議決をお願いするものでございます。

次に、議案第74号平成22年度琵琶湖東北部広域市町村圏協議会収支決算認定につきましては、平成22年9月30日付琵琶湖東北部広域市町村圏協議会廃止に伴う収支決算書の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第75号平成22年度愛荘町一般会計補正予算ならびに議案第76号平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算であります。

まず、議案第75号平成22年度愛荘町一般会計補正予算でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ2億1,713万1,000円を追加し、総額を82億3,963万1,000円にお願いするものであります。それでは、歳入の補正予算の主なものを申し上げます。まず、町税ですが、長引く景気後退の影響により、個人町民税が5,500万の減額、一方、法人税はやや持ち直しまして1億3,100万円の増額であります。地方交付税は、普通交付税の交付決定により1億648万5,000円の追加などが主な内容でございます。町税、地方交付税が増額されたことによりまして、予定をいたしておりました財政調整基金からの繰入金2億754万2,000円については繰り入れをせずに減額をいたします。一方、歳出補正予算の主なものは、今回国との補正予算を受けまして、子宮頸がん予防ワクチンおよび髄膜炎を予防するヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種類につきまして、接種費用を助成する経費336万円を計上いたしました。愛荘町ではこれを全額公費負担として保護者負担はなしで考えております。そのほか、公債費につきまして、利率の高い長期借入金7,657万円を繰上償還いたすものでございます。

次に、議案第76号、介護保険事業特別会計補正予算でございますが、介護認定件数の増加に伴い、各種サービス事業の利用者が増え、歳入歳出それぞれ3,537万円を追加し、総額を10億6,617万5,000円にお願いするものであります。

以上、平成22年12月愛荘町議会定例会に提案をさせていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(辰己 保君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、11番、外川善正君、12番、村木嘉博君を指名します。

◎会期の決定

○議長(辰己 保君)日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮ります。今期定例会の会期は、本日から12月16日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの10日間に決定しました。

◎一般質問

○議長(辰己 保君)日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇瀧すみ江君

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

〔8番瀧すみ江君登壇〕

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。一般質問を行います。

まずははじめに、新学校給食センターについて質問します。

去る10月13日の議員全員協議会で、新学校給食センターの設計図面等の全容が、設計進行中に一度も議会に諮ることなく、実施設計期間終了後に、はじめて行政教育委員会から公表されました。

新学校給食センターは、平成24年1月の開設を目指しています。新給食センターの概要は、敷地面積約7,500m²、建物延床面積3,065m²、オール電化を採用、調理能力は3,000食で、設備機器を2階の陸屋根に設置するところです。

説明を聞いて驚いたことには、近隣の公共施設では地面に設置されている変電設備であるキュービクルが2階の屋上に設置されるということです。キュービクルについては、議員から「下に下ろせないのか」との質問が出されました。行政は「敷地の活用から設置場所がなく、上に載せた。上に載せても問題がないと聞いている」などと答えるだけでした。

また、議員から「エレベーターの設置と運送業務の方の休憩室等が欠落している」との指摘がありました。教育長は議員から出された問題について、「調査および研究して回答する」と答えました。

11月5日に行われた議員全員協議会で、「エレベーターと休憩室は設置する」と変更しましたが、2階屋上の設置機器については、変更なしでした。行政は2階部分に載せる設備機器の総重量は67トンであることを、私の質問で明らかにしました。

また、愛荘町では陸屋根に載せるという予定の蒸気発生器の騒音のことが問題になり、行政は、屋内に蒸気発生器を設置している米原東部給食センターに行って調査することを約束しました。

その後、11月15日にも議員全員協議会が開かれ、「蒸気発生器にはについては、防音対策を行うので問題ない」という返答が行政から出されました。また、教育長は「キュービクルを地上に下ろすのかどうか、議会で協議してほしい。もし、下ろすということになれば、設計の変更期間が必要なので開設時期が遅れることを了承していただきたい」と議会に要請しました。

私は、「建ててから後悔しても遅い。心配事は設計段階で取り除くべき」という考えを発言しましたが、議会全体としては、納得はしていないが、やむを得ないという意見が多かったように思います。

私が言いたいのは、行政の姿勢がどうだったのかということです。10月13日に「キュービクルを地上に下ろしたらどうか」と議員から指摘されたのに、その日は「下ろすことは考えていない。下ろす場所がない」と言いました。しかし、11月15日の議員全員協議会で、教育長は「キュービクルを地上に下ろすのかどうか、議会で協議してほしい。もし下ろすということになれば設計の変更期間が必要なので、開設時期が遅れることを了承していただきたい」と言い

ました。

しかし、春の産業廃棄物で、行政が適切に判断すれば1ヶ月は早めることができました。また設計のことで、10月13日に議員から意見が出されてすぐに実行すれば1ヶ月は早めることができ、少なくとも2ヶ月の猶予は持てたはずです。その都度、行政が適切な判断をすれば、開設時期を遅らせなくとも、修正は十分にできたと考えます。もちろん行政が10月13日まで、その設計について一度も議員に諮ることをしなかったことが一番の問題です。このような行政の軽率な姿勢を批判します。以上を申し述べ、質問を行います。

学校給食法に基づいて平成21年度から施行された学校給食衛生管理基準の中に、「学校給食施設は、設計段階において保健所および学校薬剤師等の助言を受け入れるとともに、栄養教諭または学校栄養職員その他の関係者の意見を取り入れ整備すること」と定められています。設計の際、栄養教諭など関係者の意見を取り入れたのかどうか。取り入れたのならば、具体的にどの点を取り入れたのか。また、建設段階においてはどうなのかについて、答弁を求めます。

愛荘町には2中学校・4小学校・2幼稚園があり、これらが新学校給食センターの対象です。各学校・園によって、状況が異なっています。各学校・園の改修工事も予定されていますので、ハード・ソフト面含めて、早急に各学校・園の現場の声をヒアリングして、それぞれに適切な対応をすることを求めるが、答弁をお願いします。

行政は、調理と運送を民間委託するとの考えを、10月13日に議会に示しました。行政が民間委託にする第1の理由は、経費(人件費)が安くなるということです。学校給食は、教育ということからすれば、教育を内容よりも費用が安いか高いかで判断している姿勢です。そのことは議会に配付した説明資料の中に、給食センターを給食の製造工場と明記し、教育施設・食育推進の理念に背を向けていることからも明らかです。

行政は、献立・食材購入は直営するが、調理は民間委託するという考え方を示しています。その中で、正規職員の調理師が3人残るので、アレルギー対応食だけは直営にすると説明しています。この3人の正規職員の方が退職したあと補充はどうされるのか、また、休んだ場合どう補充するのかについて、答弁を求めます。

行政が民間委託すると、行政が発注者で、会社が請負という関係になり、発注者側が請負側の労働者に直接指導をした場合は、偽装請負となります。栄養職員が民間会社の調理師に直接助言・指導はできないし、民間の中に役場職員の調理師がいても、同じ職場にいながら調理師同士が協力も指導もできない。栄養職員は、会社側の責任者としか打ち合わせができない。責任者が会社の調理師に伝えるという手順をとらなければ、労働法違反となります。

また、停電・断水などの突発的なことが起きたときの対応が困難となると、滋賀労働局の方にお聞きしました。毎日、一緒に働いているのに、偽装請負にならないという保証はないし、もしろ子どもたちのために、よい給食をつくろうと努力すればするほど、栄養職員・調理員同士の協力が必要になり、偽装請負となるのです。

11月17日、議会の研修で出雲市に伺い、学校給食の取り組みについて視察させていただきました。出雲学校給食センターは、1万1,000食規模ですが、調理は直営で行っています。

給食センター運営方針は、学校給食は給食という生きた教材を使って学ぶ教育活動であるという意義を踏まえ、また、給食業務に求められる高度な安全・安心の観点から、市直営で管理・運営を行うことを基本とし、民間の人材活用を図り、効率的な運営を目指すとされ、民間人材活用とは市職員を監督・指導職に特化し、最小人員とし、嘱託職員・パート職員化を図っているとのことでした。

出雲市の説明では、民間のコストと大差ありませんとのことでした。出雲市の方針は、愛荘町でも現在行われている雇用形態と同じです。ここから言えば、愛荘町でも直営で行うことは、民間委託と比べて、コスト的に大差はないということになろうかと考えます。一番大切なのは、学校給食への理念と思い入れがあるのかどうかということです。どこを比べても、民間委託にメリットがないということが明らかです。

以上のことから、新学校給食センターの調理を民間委託するのではなく、直営にすることを求めますが、答弁をお願いします。

次に、住宅リフォーム促進事業について質問します。

昨年度行われた国の緊急経済対策による住宅リフォーム促進事業は、厳しい経済情勢の中にあって、地域経済の活性化および雇用の安定に寄与するために、町民が自己の居住する住宅を、町内の施工業者を利用して修繕・補修等の住宅リフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を補助するもので、70件の補助を行ったと、平成21年度一般会計決算の主要施策の成果に書かれています。

行政は、1億5,300万円の経済効果があったと答弁しています。行政は、予算額に達したとして補助実施を打ち切りましたが、この事業は町内の中小業者が不況を乗り切り活性化するために、継続が必要であったと考えます。

滋賀県では、大津市・長浜市・近江八幡市・彦根市・日野町・豊郷町が現在実施しています。愛荘町でも1億5,300万円の経済効果があり、厳しい経済情勢の中にあって、地域経済の活性化および雇用の安定に寄与すると、行政自らが評価している住宅リフォーム促進事業を、来年度から再度実施することを求めますが、答弁をお願いします。

次に、体育施設の使用料について、質問します。これについても、再三取り上げているところですが、高齢者の健康推進については介護予防のため、介護保険料の引き上げ防止につなげるために、もともと無料であったのに、指定管理者制度がはじまってから有料になった65歳以上の高齢者がゲートボール・グラウンドゴルフをするときの使用料を無料に戻すことを求めますが、答弁をお願いします。

最後に、旧愛知郡役所庁舎について、質問します。9月議会の質問に対して、JA東びわことの貸借契約が今年中なので、12月中に結論を出すと答弁していますので、どのような結論に至ったのかについて、答弁をお願いしまして、終わります。

○議長(辰己 保君)政策調整主監。

(政策調整主監村西作雄君登壇)

○政策調整主監(村西作雄君)私からは、瀧議員のJA東びわことの貸借契約が今年中なので、12月中に結論を出すと先の町議会の一般質問で答弁させていただいていることについて、どのような結論に至ったのかについてのご質問に、お答えいたします。

旧愛知郡役所につきましては、大正11年に現在の地に建設されましたが、4年後には郡役所制度が廃止されておりますものの、旧郡役所がほぼ完全な形で残されている例は全国的にも貴重とされています。このようなことから、旧愛知川町時代から、保存活用の方向で検討がなされてまいりました。

ご質問のJA東びわことの貸借契約期限の問題でございますが、本年12月末までとなっており、契約期間の延長は難しいと考えております。しかしながら、今ほども申し上げましたとおり、旧郡役所がほぼ完全な形で残されている例は、全国的にも貴重でありますことから、保存・活用方針は変わらず、現地での保存、他の地への移築保存等、あらゆる方法を検討し、JA東びわことの関係で時間的余裕はございませんが、議会の皆さまのご理解をもとより、住民のご理解を得てまいりたいと考えているところでございます。以上答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)農林商工課長。

(農林商工課長桑島正幸君登壇)

○農林商工課長(桑島正幸君)瀧議員のご質問のうち、2点目の住宅リフォーム促進事業について、お答えいたします。

昨年度の補正予算において実施したこの事業は、厳しい経済情勢の中にあって、地域経済の活性化および雇用の

女定に寄付するに付けて実施した結果、補助件数1件・補助額(1より1,230万4,000円)・経済効果(約1億5,300万円)がありました。

議員ご質問の新年度予算に計上し、再度実施することとあります。昨年9月議会および12月議会で答弁させていただきましたように、国の10割補助を受け、あくまで緊急的な経済対策の一環として実施したものとありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

[学校教育課長堤清司君登壇]

○学校教育課長(堤清司君)瀧議員の新学校給食センターについての質問に、答弁させていただきます。

設計段階における関係者の意見等の取り入れの件であります。設計段階で、当時の学校栄養職員には直接、調理員の方の意見はセンター長を通じて集約してまとめ、例えば、おはん(トレイ)についても、県内の学校では週に一度しか洗浄していないところもありますが、本町では毎日洗浄するように変更し、消毒・保管設備を増強するなど、現場の意見も取り入れて設計してきました。

また、ハード面・ソフト面でも、学校現場の声を聞くようにのことですが、毎月の定例の校園長会でもって、随時、新給食センターのプロセスを説明しておりますし、課題等は、校園長を通じて現場の意見を集約し、課内で必要事項について、適切に対応していく予定です。

アレルギー食対応の正規の職員が退職した場合ですが、臨時職員や正規職員の雇用について、内部の関係課で十分協議をし、対応していかたいと考えています。

また、休暇の場合ですが、短期間であれば献立も考慮し、2人で対応できるかどうか、現場の意見も聞き入れて、対応していきたいと考えています。長期の休暇になれば、新たな職員の雇用も考えなければならないと考えています。新給食センターの調理の件ですが、全員協議会の席上でもお話ししていますように、平成18年より進められ、平成19年8月20日に出された給食のあり方検討委員会の提言に沿い、また、平成19年第2回10月定例会・教育委員会定例会でも議決されていることを踏まえて進めているところであります。

また、メリット・デメリットでも説明させていただきましたように、委託の方が町費の持ち出しが少なくなるといったメリットが多いと考えていますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

○議長(辰己 保君)生涯学習課長。

[生涯学習課長松浦太市郎君登壇]

○生涯学習課長(松浦太市郎君)体育施設使用料について、瀧議員のご質問にお答えいたします。

使用料を全額免除するということは、体育施設の指定管理に伴う維持・管理費用にも影響を及ぼし、その結果として、税により措置することとなります。

議員ご指摘のように、高齢者の方々がゲートボールやグラウンドゴルフをされることにより、健康増進や介護予防にもつながり、医療費や介護費用の抑制につながっていることと思われます。

こうしたことから、老人クラブ連合会等が団体で使用される場合については、使用料が全額減免される措置を講じているところでございます。また、65歳以上の高齢の方がゲートボールやグラウンドゴルフに使用される場合や、障がい者の方々が体育施設を使用される場合については、使用料の2分の1の減額措置を実施していることなど、平成21年6月議会および本年6月議会の一般質問で答弁をさせていただいておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

この辺の話題の件、工事の件、話題の件。丹真向ひいひ。

まず、新学校給食センターについてですけれども、先ほど答弁をいただいたわけですけれども、栄養教諭の意見を、現場の意見を取り入れたかということで質問させていただいたのですけれども、設計段階におけることは答弁していただきましたが、建設段階において、今後現場の声を取り入れていかれるのかどうかということについての答弁が欠けておりましたので、その答弁をまずお願ひしたいと思います。

先ほども蒸気発生器についても申し上げましたけれども、私は11月24日、蒸気発生器を屋外に設置している茨城県結城市学校給食センターに、騒音などを調査するために視察に伺いました。

結城市学校給食センターは5,000食規模で、熱源はオール電化です。センターの所長さんは、まず「蒸気発生器は、屋内の方がよい」と言い、具体的には、次の内容の説明がありました。

「開設から3年経過しているが、トラブルが多かった。夜12時から朝8時に蓄熱を行い、その蓄熱された機器に水を通して蒸気を発生させる。蒸気を発生させる器具の摩耗により、熱効率が低下する。また、給水させるために必要なモーターが金属音を発生させるのだが、摩耗により、正規の圧力で送れなくなり、形式を替えた。

また、夜12時から朝8時に蓄熱する際、500度まで上がると電源が切れ、温度が10%下がると電源が入る。屋外では、夜寒いときは特にスイッチの入りと切りが頻繁に起こる。蒸気発生器は屋外に置くと、外気の影響を受けて熱効率が悪いので、屋内の方がよい。」

もう1点は、「電気代がデマンドコントロール方式で、基本料金が調整できるが、2月・3月の冬場に年間基本料金を出す。その時期の使用電気代が基本料金に設定されるので、1年間通しての基本料金として跳ね返る。電気代に蒸気源のヒーター分がフルで入ってくるので、外にあるより中の方がよい。」このようなことを、このセンター所長さんは言されました。

実際に陸屋根に蒸気発生器を設置している現場を視察させていただき、蒸気発生器の噴射音は出ていなかったが、モーターの金属音は高く違和感を持った。この金属音はモーターが機器の下部に設置されているので、陸屋根の立ち上げにより、上空と外気に吸収されていると考えられる。この金属音が隣接民家の2階へ、どのような影響を及ぼすのかは不明を感じました。

新給食センターの工事は、来年1月20日に入札し、議決を得てから工事を開始します。まだ1ヶ月以上の猶予があります。屋外設置をしたこのような経験者の声を取り入れて、蒸気発生器を屋内設置すべきではないかと考えますが、これに対する教育長の答弁を求めます。

次に、運営について質問します。今、答弁をいただいたわけですけれども、やはり、調理は委託というような考えは変えておられません。行政は、11月25日の議員全員協議会において、新給食センターの運営に限定した説明を行いました。その中で、湖南市の偽装請負が起きた例を発言されましたが、その場でされた説明では、私自身よくわからなかつたので、後日、教育委員会を訪れ、その説明を再度聞きました。

湖南市の学校給食の調理現場に、直営の調理師と委託された会社の調理師が同じ職場で働いていた。このことから偽装請負が行つたとのことでした。このような例があったと行政自らが説明しているのに、愛荘町でも委託した会社の調理師と、直営の調理師が同じ職場で働くことを今から考えているわけです。

先ほどの蒸気発生器の件と同じですが、既に失敗例が事実としてあるのですから、偽装請負についての懸念材料を今のうちに取り除いておくために、湖南市の例と同じ形にすることは避けるべきです。

この議場におられる方々で、現場で働いている方は1人もおられません。しかし、このことはすべて現場で対応する話です。ですから、現場の声を聞くことが大事です。調理すべてが直営なら、このような心配はする必要がなく、調理現場で働く方々が安心して働けることが、子どもたちに安全・安心・食育推進の給食を提供することができると言えます。教育委員会が直営のメリットとして出しているように、直営にしてすべて責任を持って対応できることこそが、地方自治体の仕事です。

業者に仕事をさせるために18億円もの経費をかけて給食センターを建てる必要はありません。民間委託をするのなら、最初から民間の給食の提供契約を結べばよいだけであり、18億円のお金は必要ありません。

以上、運営について、偽造請負の件、いろいろ申し上げましたが、私がただいま申し上げたことに対しての見解を求めますので、答弁をお願いします。

住宅リフォーム促進事業、また、65歳以上の高齢者がゲートボール・グラウンドゴルフをするときの使用料を無料に戻すことについては、建設的に今後見ることができるのか、できないのかが問われている問題です。

住宅リフォーム促進事業を行うことで、小さな業者が潤えば、結果として、町税の滞納解消につながります。また、65歳以上の高齢者がゲートボール・グラウンドゴルフをするときの使用料を無料に戻せば、結果として、介護保険料の引き上げを押さえることにつながります。

このような建設的見通しをもって行政運営をすることが必要と考えますが、これについてのそれぞれの施策に対する行政の見解を求めておきます。

最後に、旧愛知郡役所庁舎について、再質問します。先ほど答弁にもありましたように、このことは私も愛知川町時代から、懸案事項であるということで、直接、教育民生常任委員会に所属しておりましたので、そこから、元愛知川町長からも現状の大きさのまま、豊満の町宮住宅跡地に移動させて保存したいということで、聞いた記憶があります。そして、おっしゃっておられるように、そのことがあって、現在があるわけです。

また、郡役所の保存活用は、愛荘町総合計画をはじめさまざまな文章の中に、まちじゅうミュージアム構想の一環として登場し、歴史的価値を持った文化遺産として記されています。広域的にも湖東定住自立圏形成協定の中に、まちじゅうミュージアム構想の核に旧郡役所もあり、その施設の整備に取り組むことが掲げられています。

かつて、愛知川図書館を建てる前、税金の無駄使い、必要ないなど、町民からの批判も出ていました。私も実際お聞きしております。しかし、今はそんなことを言う人は1人もいませんし、言うまでもなく、町のシンボルとなっています。郡役所も保存が決まれば、残してよかったと人々に言われる有効活用をしていくことが必要不可欠です。

郡役所の保存については、行政の考えだけではなく、住民参加で進んでいることが理想的な愛荘町のまちづくりを具現化していると考えています。先日、昨日ですけれども、『よみがえれ、旧愛知郡役所』というチラシが発行され、保存後の運営のことも書かれていました。行政と郡役所を有効活用させたいという意欲を持つ人々、また町民が力を合わせて活動することは、今後の重要な郡役所を有効活用していくための重要な条件になるのではないかと考えますけれども、これに対しての行政の見解を求めて、再質問を終わります。

○議長(辰己 保君)農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)住宅リフォーム促進事業の再実施についての再質問に対しまして、ご答弁申し上げます。

答弁でも申し上げましたように、非常に補助額の約10倍という大きな経済効果をもたらしたものでございまして、非常に評価しております。ところが、今度再実施といたしますと、町単独財源の持ち出しによる再実施となりますので、あくまでも個人施策への執行となりまして、厳しい財源の配分上、大変困難であるとのご理解をお願い申し上げまして、ご答弁といたします。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

○学校教育課長(堤清司君)先ほどの現場の意見ということで、建設段階ではどうなのかということで、先ほどはソワト面の話でしたが、実際的に現場でもって、調理員の方にスペース的なことをお聞きしまして、できる限り、調理員としては、スペースが有効に、またゆったりととられているほうが活動しやすい、動きやすい、調理しやすいということでありますので、そういう部分でも、広い目にとっています。

また、運営面のことについてですが、先ほどの湖南市の話ですが、湖南市の場合の偽装請負は、確かに同じ現場で

もって、同じ調理をしているというところで、偽装請負、そこに指示・命令系等の違いがあったと、指摘があったということを聞いております。

ただ、私どもが今目指しております新給食センターの正規の調理人の方は、アレルギーのところはまったく部屋も独立していますので、独立をした中で調理ということで、そういう混在は免れるのではないかというところを思っています。

また、蒸気発生器のことですけれども、先ほどもありましたように、私どもも11月5日に、教育長、次長、庶務課の参考事、そして私と補佐が行かせていただきまして、タービンの音も聞いてまいりました。確かに、金属音が閉ざされた部屋の中にしてある事実がありますが、その対策として、目隠しフェンス120cmを、遮音機能のある、いわゆる音を消す機能のフェンスを150cm上げることで、人家への音が届かないように努力していかたいと思っていますので、ご理解をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(辰己 保君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(松浦太市郎君)先ほど65歳以上の高齢者の方々の減免措置についての話を、再質問についてお答えさせていただきます。

先ほど、答弁でも申し上げましたように、高齢者の方々がゲートボールやグラウンドゴルフをされることによりまして、健康増進や介護予防にもつながっております。そういうことが医療費や介護費用の抑制につながっていることも、確かに事実だと思っております。

そうしたことから、現在、そういう人たちに対しまして、2分の1の減免措置を講じておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長(辰己 保君)政策調整主監。

○政策調整主監(村西俊雄君)瀧議員の再質問の愛知郡役所の保存活用でございますけれども、先ほども申しましたとおり、時間的な余裕もございませんけれども、保存活用に向けて、皆さまの英知を結集して進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)私の方から、ちょっと見解を述べさせていただきたいと思います。

2点ですけれども、1つは給食センターの委託のことについて、いろいろとご意見をいただきしております。私は行政の目的のこともおっしゃいました。行政の目的は何かと、これはあくまでも住民サービスのために最小の経費で最大の効率をあげるというのが行政の目的であります。そういうことから、時代の流れとしては、古くは国鉄が民営化され、郵政が民営化された、公あるいは官から民へという流れは、非常に大きな流れの中でも、成功を収めている。そういった中で、私どもはやはり最小の住民の税で経営をしている町政が、やっぱり最小の経費で最大の効率をあげるということは、非常に大事な視点であります。給食ひとつを取りましても、365日のうち、給食を行うのは200日を切っております。そういう中で公の入件費でやるとすれば、非常に入件費の負担が大きくなる。

ところが、民は365日のうち200日弱の仕事に対しては、私も調べたこともありますけれども、例えば、病院でしたら、365日の365日、丸まる給食が行われます。そういうところも民が入っておりまして、例えば、この給食センターに配置された人は、休みの間は病院食等に振りむけると言ったことで、入件費の有効な利活用をしているのだと、こういうふうな話を聞いたことがございます。

そういうことから、単純的な労務については、できるだけやっぱり効率的な入件費が執行される民営の方にもっていった方が、住民負担あるいは保護者の負担が軽減ができると、こんな観点でございますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

また、郡役所の問題については、今、再質問で瀧議員がおっしゃったように、このことについては全く意見は私も同じであります。オハマ・オレハナガ・オギニアシ・リナヒ・レ・ク・スー・ア・イ・シ・オ

この辺りは、もう少し詳しくお尋ねしておきたいと思います。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江、再々質問を2、3行います。

今、教育委員会の方から学校給食センターのことを答えていただきましたけれども、もうひとつはっきりわかりにくかったわけですけれども、結局、聞いているのは、現場の方に建設段階で、どのような声を聞いていくのかどうかということを聞いているわけで、結局、途中でこうしたほうがいい、ああしたほうがいいと、個人の家を建てる場合でも、建設段階の途中で、こうしてほしい、ああしてほしいと出てくるわけですけれども、結局、現場に実際関わっておられる方に、その声を聞いていっていただきたいというのが、私の質問の主旨でございますので、それについて、答えていただかなかったように思いますので、お願ひしたいと思います。

それとまた、蒸気発生器の件ですけれども、私も今ここで言わせていただいたように、米原市の方に行かれまして、音のことを教育委員会は確認をされてきましたが、実際に屋外に設置している茨城県結城市の方は、音のことは、あちらの方はそれほど言われなかつたわけで、ただ、屋外に置いたら、熱効率が悪くなるという話をまず最初に言われました。ですから、熱効率が悪くなるということは、コスト的にもかかって影響が出てくるわけですから、結局今まで建ててない中で、実際に経験された方が、やっぱり屋内にしたほうがよかったですと、はっきり言っておられましたので、まだ建てていない段階ですから、今まだそういうふうなことを考えていく余地があるのではないか。考えるべきだということで提案をしておりますので、それはやはり光熱費等々、長きに渡って関わってくる問題です。外にあれば冬場などはスイッチが熱が下がれば入り、上がれば切れる。それが頻繁におこるわけですから、よくないと言われているのです。そのことを考えていただきたいということを質問しておりますので、それについてもう一度、再度答弁をお願いします。

また、町長に答弁いただいたわけですけれども、毎回、給食センターのことはそのように答弁いただいているけれども、町長自身、偽装請負のことについては法律に抵触しないよう、違反にならないように考えていくということを、この場で、以前私の質問に対して答弁されたわけで、それでしたら、このいくら部屋が別でも、食器を洗うときには同じ場所にいると思いますし、実際、委託をされているところで、公の自治体の方の栄養士をされている方のお話で、やっぱり見に回ったときに目に余る事があれば、どうしても言ってしまうと、その場で見たら言ってしまうと、そういうことを言われているわけです。

それはやはり偽装請負になりますので、それでしたら、そのように法律に抵触しないようにしたいと、以前にはっきりおっしゃったわけですから、そのことはどうなるのか、そのことについて答弁をお願いしたいと思います。実際、結局そういうような込み入ったことをしておりますと、やはりそういう偽装請負が起きるのか、起きないのか、違反するのではないかと、そういうような心配の中で実際やっていくことになりますので、やはりそういう心配は取り除いていくために、真っ直ぐ直営、このことが一番、子どもたちにとってもよい、教育にお金をかけるということについて、やはりそれについては誰も異論は言われないと思いますし、ですから、そのようなことで、出雲市の方でもそんなに経費的には大差がないと、実際言っていたわけですし、声を取り入れて、やはり教育のために、教育を充実させるために、一番有効な方法を、効果的な方法をしていただきたいと思いますので、以上のことと申し上げて、答弁を求めておきます。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

○学校教育課長(堤清司君)再々質問にお答えしたいと思います。

何点かありましたけれども、まずは出雲市に行かれたということで、私も出雲市の方も見せていただきました。出雲市の中でも、委託のところも直営のところもあるのじゃないかなというところで、二分される論議だなというところもあるかなと思うのですけれども、最終的には今言わた偽装請負のところが、非常に論点になってくるかなと思いますけれども、先ほども申しましたように、あくまで、調理をする部屋が分かれている、これが非常に新しい給食センタ

ーのところだと思います。町のメインとしてアレルギー食対応の食事を行っていく、そのためのラインを設けている、そのための部屋を設けている、しかも、契約書、最終的な詰めについては、仕様書でもって確認していく。このことでもって、十分対応していかれるのじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、現場の意見を建設段階でということで、これは当然、今後建設に入っていくと、現場の意見で修正していくかなければいけないところ、また取り入れていかなければいけないところがあるかと思いますが、あくまで決められた予算枠、あるいは高あるいは実際に運営をする部分において、支障ない限り、現場の意見は吸い上げていきたいと、こういうように思っていますので、ご理解のほう、よろしくお願ひいたします。

なお、タービンの件につきましては、先ほどもお話をいただきましたように、例えば、米原市ですと5台が稼動しているわけですけれども、簡単に言いますと、午前にも稼動して、午後にも稼動していると、稼動している時間が非常に長いという部分なのですけれども、愛荘町では蒸気発生の稼動時間は、一応、8時半から11時という時間帯でもっての稼動ということで、そういった部分では比較的に、そういった部分は米原市と比べると、音の部分というのではなく部分ではないかと思っていますので、ご理解いただきますようによろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)偽装請負の件で質問いただいたところですが、法律を守るのは、これは当然のこととござりますけれども、民営委託の人と、そして直営の人間が同じ職場にいると、どうしても、そういう恐れがあるのと違うかというような疑念ですけれども、私は逆に、民の方のほうがむしろリーダーシップを取るのではないかと思うのです。直の人間が尻を叩かれる、むしろ、そういうかっこうが予想されるのですけれども、決してその反対になるようなことは、ちょっと予想できません。法律はきちんと守っていくのは当然のことだというふうに思っています。

○議長(辰己 保君)暫時休憩をします。10時10分から再開をいたします。

休憩午前10時00分

再開午前10時10分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を行います。

◇本田秀樹君

○議長(辰己 保君)次に、15番、本田秀樹議員。

(15番本田秀樹君登壇)

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。一般質問を行います。まず、4点質問を行いますが、一般質問の前に、理解のできる答弁をお願いしたいと思います。

まず、1点目に新年度予算編成の基本方針について、お伺いをいたします。

一昨年、秋の世界的な景気の後退から、日本経済はかすかな回復の兆しが見えつつありましたが、脱却できないデフレスバイラス、最近の急激な円高光景は、再び、景気低迷に引き戻される不安を広げているとともに、高い失業率や長引く新卒者の就職率の低下など雇用情勢についても深刻な状況が続いている。また、日本では少子高齢社会の到来や、人口年齢構造比の変化など、今までにない時代を迎えていることは、周知の事実であります。

このような中、政府においては、将来を見据えた年金や医療・介護など、社会保障制度の改革を進められていますが、保障と負担など、制度のあり方が明確に示されていない状況であります。そのため、我々国民は明るく安心して暮らせる将来像が描きにくく、社会全体が閉塞感に覆われている一因にもなっています。さらには、住民ニーズは複雑・多様化する中、行政サービスの対応は増加する一方であり、景気の低迷や、地域間での経済格差の拡大など

いつも、生活環境より共通の悩みを抱いていらっしゃると言つても過言ではないかもしれません。

こうした背景の中、合併後5年を経過する愛荘町の行方を、村西町政に託してきましたが、今日までの行政推進について、町民はどのように受けとめているのか、受けとめてきたのか。町長は、日頃から見聞を広め、町民に対して真摯な対応をされておられるものと拝察しますが、そのことを十二分に承知をされていることと思います。町民の評価を踏まえて、町長の認識について、答弁を求めます。

次に、村西町長が再任され、2年目となる平成23年度予算について、お伺いいたします。

本格的な地域主権時代を間近に控え、国から権限委譲やひも付き補助金の交付金化などが予定する中、住民に一番身近な町の役割は、ますます重要なものとなり、責任ある行政執行が求められています。

本町では、将来的展望も含めた愛荘町総合計画が平成20年度からスタートしましたが、総合計画に基づいたまちづくりに取り組んでいかなければならぬことは、町民の望みであり、期待しているところあります。特に、少子化や高齢化対策、医療扶助、安心・安全、教育、社会資本整備、環境などの各政策など、今後の行政需要は、ますます増加することを覚悟しなければなりません。

前段に申し上げました背景ですが、住民福祉の向上を達成するための究極の目的とする総合計画でもあるため、深刻な財政状況の中にあっても、その実行は町民生活を守るために不可欠なものであります。

そこで、町の将来像を見据え、町民ニーズを的確に据えた平成23年度予算について、どのような基本方針で編成をされようとしているのか、町長に答弁を求めます。また、そのことが、総合計画とどのように整合しているのかについても、合わせて町長に答弁を求めます。

次に、2点目の音楽療法について、お伺いをいたします。

音楽療法とは、音楽の持つ生理的・心理的・社会的働きを用いて、心身の障害の軽減回復・機能の維持改善・生活の質の向上・問題となる行動の内容などに向けて、音楽を意図的・計画的に使用することを目的といたします。

音楽療法の効果としては、自律神経系・免疫系・ホルモン系への音楽も、影響から、確実な音楽療法の有効性についてのエビデンスが構築されつつあります。医療領域では、音楽による不安軽減や疼痛緩和効果が明らかになっております。

また、音楽療法の実施後に、免疫に関わる細胞の活性化が認められ、障がい者や認知症に対して、心と体の発達支援に役立っていることがわかっております。

県内でも、健康推進事業に取り組みをされている自治体もあります。認知症予防に音楽療法が取り入れられ、高齢者の認知・身体機能・社会性が向上し、効果が見られております。

音楽活動は、他者と関わり、コミュニケーションを取りながら、楽しく脳を活性化することができます。楽しく活動することは、脳の神経回路の接続を拡大し、認知速度や運動速度を進め、脳の成長を促します。

音楽療法では、音楽活動と一緒に楽しみながら、脳を生き生きと働かせ、知らず知らずのうちに認知機能・身体機能・社会機能が高められています。発達に困難を抱える子どもたちに、音楽活動を通じて、自己表現を促し、自信や意欲を引き出し、自己肯定観を高めます。声や楽器を介し、コミュニケーションが図れ、身体的不自由や不随意運動をコントロールし、随意運動も引き出します。また、社会性を身につけるためにも、音楽療法が必要だと考えますが、町長の答弁を求めます。

次に、3点目の山川原小集落地区改良事業について、お伺いをいたします。

山川原小集落地区改良事業については、今までに数回一般質問をしてきました。答弁としては、住民の皆さまのご理解とご協力を得ながら、小集落地区改良事業推進委員会と、現在は住環境整備委員会に変わっておりますが、行政とパートナーシップによって、全体の計画の97%までが事業が推進できたとの答弁であります。

また、残された事業については、地対財特法の補助対象外となったことから、以後、町単独事業として取り組んでいくとの答弁であります。今後においては、地元関係役員の方々や、関係者の理解・協力を得ながら、一日も早い事

業の早期完遂を目指して取り組んでまいりたいとのことです。

私は、いつも答弁を聞きますと、前向きな答弁をいただくのであります。事業については、本当に完遂するような努力をしているようには、肌では感じられません。今後の事業計画と事業の完遂予定について、町長に答弁を求めます。

次に、集落内に点在をしている町有地の件ですが、事業が100%完成するまではしないという申し合わせがありますが、残地処分委員会の話では、今まで遅れていたことがネックとなっているのならば、残地処分委員会と行政の申し合わせを破棄することになります。

このように地元も委員会も今までと違い、積極的に事業に取り組んでおりますが、町としての取り組みについての答弁を町長に具体的に、答弁を求める。

最後に、4点目の旧山川原保育園の活用方法について、お伺いをいたします。旧山川原保育園は、昭和57年3月、つくし保育園開園に伴い廃園となりました。その後、平成3年から5年間は愛犬つくし教室として活用してきました。現在は、地元自治会のイベントや運営委員会の備品・行政の備品置場になっております。

保育園が建てられ、現在は30年も経過し、老朽化もあちらこちらで見られ、今はただの物置の利用しかありません。山川原地域では、土地は約2万m²、建物としては保育園・老人憩いの家があります。今までに、町との行政懇談会でも活用方法を要望してまいりました。以前は、山川原地域に伝統産業である太鼓の資料館の設置要望も提出され、活用方法も地元として考えております。

そこで、山川原保育園の跡地利用と、老人憩いの家の活用方法について、町長に答弁を求める。一般質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)本田議員のご質問のうち、前段の町民の受けとめと新年度予算編成の基本方針について、お答えをさせていただきます。

まず、今までの行政推進について、町民はどのように受けとめているかについてであります。私の町政の基本スタンスは、合併後の新しい町は、住民主役のまちづくりを基本に、町の情報を住民の皆さんと共有し、住民参画で協働のまちづくりを目指すことありました。

そのため、まちづくり諸計画の策定のための委員会や、審議会の委員は公募制を徹底するとともに、100人委員会の設置、町長への手紙など、住民の皆さんのご意見を聴き、町政に反映できるよう努めてまいりました。

また、住民の皆さんの活動や行政情報については、広報の内容を充実するとともに、新聞・テレビなどのメディアに積極的に提供してきました。今では、職員や自治会・団体なども、自主的に情報提供されるようになり愛荘町発の情報は、毎月50から60件採用されているところであります。

合併は、持続可能な自治体を目指す究極の行政改革でありまして、1期目ににつきましては、組織のスリム化や指定管理制の推進など無駄を排し、効率の確保に取り組んでまいりました。また、一般競争入札を導入し、透明・公正な入札制度の改革や子ども支援対策、窓口証明の自動化なども導入をいたしました。

ハード面につきましては、湖東三山インターチェンジの設置に懸命の努力を傾注いたしました。ようやく実現の運びとなり、関係者の皆さんに心から感謝を申し上げている次第であります。そのほか、教育施設の整備として、愛知川小学校・愛知中学校の増築、秦荘幼稚園の新築、子育て支援センター、また、今も取り組んでおります給食センターの立ち上げなどに取り組んでいたところであります。

縷々実績を並べたて申し訳ございませんでしたけれども、町民の皆さんのが、どのように受けとめていただき、どん

な評価をされているのか、数的にはわかりませんが、この間には、いろいろなご意見・ご批判もいただきました。私は、これらの意見は大変貴重な住民の皆さんとの声として、真摯に受けとめ、是正すべきは修正し、施策に反映できるものは採用させていただくよう努めてまいりましたつもりでございます。

2期目の審判で、町民の皆さんのご指示をいただき、初心を忘ることなく、信念・情熱・勇気をもって、果敢に行動してまいりたいと、改めて決意をいたしている次第であります。

次に、23年度町予算編成と総合計画についてであります。

愛荘町総合計画は、20年1月に基本構想・基本計画・実施計画の3本柱で策定したものであります。計画期間は、平成20年度から29年度までの10年間といったものであります。そのうち、基本計画につきましては、前期・後期に分け、前期の計画期間は20年度から24年度までの5年間に取り組む数値目標値を設定しているものであります。

早くも前期計画期間の中間期を迎えておりますが、この間には予想外の経済低迷・政権交代・財政難など、情勢激変の中、不透明な部分もありますが、目標達成に向け、全力を傾注いたしたいと考えております。

なお、新年度予算編成方針につきましては、特に23年度は、学校給食センターに多額の投資が必要となりますので、この建設に集中し、新規の投資的経費や維持補修費については、後年度へ移行し、一般行政経費についても、徹底した無駄の排除に努め、昨年度の決算額を上回らないよう、各課に通知をしたところでございます。

以上でございます。

○議長(辰己 保君)副町長。

○15番(本田秀樹君)議長、私町長に答弁願いますと言ってるのですけれども。

○議長(辰己 保君)暫時休憩をします。

休憩午前10時27分

再開午前10時32分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。副町長。

(副町長宇野一雄君登壇)

○副町長(宇野一雄君)それでは、本田議員の質問のうち、旧山川原保育園の活用方法について、町長に代わり答弁を申し上げます。

旧山川原保育園は、地域内の児童保育の拠点として、昭和48年に開園されましたが、さらなる人権保育の推進と、国道8号線以西の保育所整備を図るため、昭和57年3月、つくし保育園が開園されると同時に、山川原保育園は廃園となりました。その後、平成3年から平成8年までの5年間は湖東衛生管理組合愛犬つくし教室として活用されておりました。

その後は、地元自治会や地域総合センターの資器材やイベント用備品等の保管庫として使用をいたしております。現在、町として施設の具体的な事業計画は持ち合わせておりませんが、今年度の自治会との行政懇談会におきまして、太鼓資料館としての活用要望がございました。

山川原地域は、豊富な伏流水に恵まれた地域で、この特性を活かし、古くから太鼓づくりが営まれ、現在も、その技術を受け継ぎ、太鼓づくりは県内唯一の伝統産業となっており、愛荘町が誇れる、優れた地域資源の一つでございます。

このようなことから、県内外より多くの団体が人権教育のフィールドワークとして訪れていただき、太鼓商様のご協力を得て、地域総合センター職員が講師となり、現地研修に努めているところでございます。

自治会が要望されております太鼓資料館の整備につきましては、展示物の収集や展示の方法、また、維持管理や運営方法など、基本的な概要を検討し、計画を策定する必要がございます。また、このことについて太鼓商様や自治会内の合意形成が必要となってまいります。

今後、まちじゅうミュージアム構想のサテライトの1つに位置付け、太鼓づくりを伝統産業・伝統的工芸品として継承していただく視点からも、太鼓資料館の整備につきまして、ただちに整備に着手することは困難ではありますが、旧山川原保育園の跡地利用計画と合わせて検討してまいりたいと考えております。

次に、老人憩いの家の活用方法についてであります。常行寺境内の老和荘は、常行寺檀家総代と、当時の旧愛知川町長とが設置場所賃貸契約を締結し、昭和47年に老人憩いの家として整備され、運営につきましては、山川原老人クラブ会長と当時の旧愛知川町長とが業務運営委託契約を締結して、地域の高齢者の活動拠点として、維持管理されてまいりました。その後、昭和55年に、現在の山川原老人憩いの家が整備されたことから、老和荘は使用されていない状況にございます。

したがいまして、老和荘は所期の目的を達成いたしておりますし、老朽化が進んでおりますので、耐震面からも解体処分が妥当と考えております。しかし、地元自治会が施設の存続を望まれるのであれば、地元自治会と協議を行い、無償譲渡を視野に考えてまいりたいとしております。

○議長(辰己 保君)住民福祉主監。

〔住民福祉主監福田俊男君登壇〕

○住民福祉主監(福田俊男君)本田議員のご質問の2点目の音楽療法について、町長に代わりまして、私からお答えいたしたいと思います。

音楽療法とは、日本音楽療法学会が、「音楽の持つ生理的・心理的・社会的働きを用いて、心身の障がいの回復・機能の維持改善・生活の質の向上・行動変容などに向けて、音楽を意図的・計画的に使用すること」と定義しております。

その対象は、多岐に渡っておりますが、大きく分けて、児童・成人・高齢者と分けることができます。活動例としては、発達障がいなどの児童に対する音楽療法は、学校・療育施設のほか、自主グループなどで行われています。

また、発達障がいもしくは精神障がいなど、成人期の障がいや疾患に対しては、障がい者自立支援施設や精神科病院などが主な実践の場となっております。

一方、認知症や加齢に伴うさまざまな慢性疾患・障がい・脳卒中後遺症などを抱える高齢者の方々に対しては、病院・老人保健施設や福祉施設などで取り入れられており、さらには、終末期医療緩和ケアの領域でも行われていると聞き及んでおります。

本町では、介護予防事業として、要介護状態となるおそれのある高齢者を対象に、生きがい型デイサービス、運動器の機能向上を中心としたけんこう運動教室を実施するほか、教室修了者が集落などで行う自主的な活動を支援しております。

また、発達上において、支援を必要とする児童については、親子教室や、つくし療育教室において、リズムや音楽を活動内容に取り入れております。

これらは、音楽療法という専門的な取り組みではないものの、歌いながら、または音楽のリズムに合わせて、身体を動かしたり、音楽を聴きながらゆったりとした時間を過ごしたり、音楽と映像を見ながらの準備体操や整理体操を行ったり、どの取り組みにおいても、音楽が欠かせないものになっており、集団での運動の中に音楽を取り入れることは、身体や心、仲間同士のつながりの一助となっているものと認識しております。

しかしながら、音楽療法は、音楽を用いたセラピーで、単に歌を歌ったり、音楽を聞くといったこととは違い、音楽療

法士か個々のニーズに合わせて首謀を提供し、成果を分析しながら行つ支援の方法であり、資器材など設備備品のほか、専門スタッフの確保など、活動体制の専門性が求められます。

そのため、これらの技術をもった専門家が行わなければ、成果を挙げることが難しいと考えられ、今後、専門機関等が行う研究の成果などの動向に注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いをいたしたいと思います。

○議長(辰己 保君)人権政策課長。

(人権政策課長辻野寅治郎君登壇)

○人権政策課長(辻野寅治郎君)本田議員のご質問のうち、3点目の中集落地区改良事業について、お答えします。

本事業は、昭和53年度に基礎調査業務を行い、事業認可を受ける条件が整ったことから、昭和54年度に旧建設省へ事業認可を申請し、同年11月2日付で事業計画の承認を受け、以後32年に及んで、地元推進委員会と協働のもと、全体計画の約97%台まで、事業の進捗を見たところです。

現在では、平成19年度に自治会において、住環境整備推進委員会を設立していただき、役員さんの積極的なご尽力により、地権者との調整に長年時間を要した補償物件も本年3月に解決することができ、現在、計画道路の拡幅に向けて、測量・官民地境界の確定事務に向け、進めているところです。

今後においても、推進委員会と連携して事業推進に努め、事業の早期完成を図りたいと考えております。

次に、集落内に点在している町有地についてですが、現在、確定測量が完了している10区画について、地域住民の後継者などの住宅地確保のほか、新たに若い世代の方々の住居用地として、公募により売却する予定あります。また、その他の箇所についても、民々など確定測量等を順次進め、確定できたところから売却したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、再質問を行います。再質問は、すべて町長が答えていただけるものと思い、再質問を行います。

まず、1点目の新年度予算編成の基本方針について、再質問を行います。ただいま、今までの行政推進に伴う町民評価に対する町長の認識、および新年度予算編成の基本方針について答弁をいただきましたが、再討議いたします。

まず、町民の評価に対する町長の認識では、今までの行政執行は、町民の信頼に応えており、一定の評価を得ていると思われますが、町長として評価について、再度町民さんからの評価をどのように受けとめておられるのか、自分なりの評価をお聞きしたいと思います。

次に、新年度予算編成の基本方針および総合計画との整合性についてですが、今日の経済状況から派生して、当町も財政の悪化を懸念するため、選択の中で事業を推進すると、決まり文句のように答弁をされていましたが、今までの町長の行政執行を審議する中で、計画が時として大きく変更されることや、唐突に新規事業を打ち出すなど、安定した町政運営とは言いがたい面が表れているように思われます。県下で一番、また近畿で一番という行政は、本当に必要なのか、疑問になるところであります。

行政事務を担当する職員は、年間の執行計画を立てて、事務を遂行していると思いますが、突然に場当たり的な事業を推進するとなれば、職員も迷うばかりであろうと推測いたします。計画的な行政執行こそ、その制度・成果が真に住民に定着し、費用的効果が発生するものだと考えます。

いずれにしても、町民が安心して暮らせる、将来に希望が持てるよう、町民生活の安心と安全を支える行政を重点

○議長(辰巳 保君)町長。

そこで、先ほどの答弁は町民の行政推進の評価を踏まえ、総合計画との整合を図った上で予算編成の基本方針を示されたものと考えまして、次の2項目について、どのように考えておるのかを聞きたいと思います。

1点目に、町民生活の安全と安心を支える効果的な政策は何があると考えるのか。2点目に、地域の特性を踏まえた政策には何があると考えるのか、答弁を求めたいと思います。

次に、音楽療法について、再質問を行います。

今ほど答弁をいただきましたが、町としての取り組みをされている予防事業も理解をいたします。

音楽療法は、音楽を用いたセラピーであり、専門家が行い、また施設面や備品調達、専門スタッフが必要であるということも理解をいたします。

音楽療法の成果は、ご存知だと思いますが、今までいろいろな成果が出ております。今後は、事業として取り組むのか、取り組まないのかについて、答弁をいただきます。

また、音楽療法を取り入れることによって、高齢者の医療負担の軽減や、健康な長寿社会の推進を考えます。町は、いろいろと現在も指定管理をされています。今後、事業に乗れば、指定管理という方法もありますが、取り組みをされる考えがあるのか、ないのか、町長に答弁を求めます。

次に、3点目の山川原小集落地区改良事業について、再質問を行います。

今ほど答弁をいただいたわけですが、はっきりとした答弁をいただいていると、私は思います。いつでも、行政はいつものことですが、事業の早期完成を図りたいという答弁がいつも出てきます。私は先ほどの質問の中でも、事業計画と工事の完成予定を聞いていますが、事業計画は理解できますが、完成予定の答弁がなかったと思いますので、再度答弁を求めます。

次に、集落内に点在している町有地についてですが、今まで、今ほどの答弁では確定測量が完了している10区画については、地域の後継者などに住居地として公募など売却する予定だということをお聞きしております。

現在は、その土地につきましては、区画整理をされておりますが、5年は経っていると思いますが、その土地についてはシルバーパー人材センターが年2回除草作業を行っております。いつも行政は、残地処分委員会があるまでは手がつけられないのだという答弁がいつもの答弁がありました。

今まで、残地処分委員会はありましたか、残地処分委員会は先ほどの私の一般質問の中でも、返すんだろうということを言っておりますので、本当にやる気があるのか、ないのか、町有地の残地処分を、できるならば、いつ頃にやられるのか。

また、公募される予定があるならば、いつ、その10区画については公募をされるのか、答弁を願いたいと思います。

次に、4点目の旧山川原保育園の活用方法について、再質問を行います。

今までの流れを、答弁の流れ、私も理解させていただきます。旧山川原保育園が廃園になり、今後の活用方法も理解しております。現在は、備品の保管場所のみしか利用もしておりませんが、町の建物としての活用方法として、何を考えておられるのか。また、いつまで倉庫として置いておくのか。町長に答弁をお願いしたいと思います。

昭和48年に開園され、37年が経過しておりますが、中は天井・床などは老朽化しており、危険な建物であります。町長は、現地を確認されたと思いますが、一度確認をされたのか、されていないか、町長に答弁を求めます。

次に、老和荘についてですが、地元自治会へ無償譲渡、また除却するんだという答弁だったと思います。計画として、いつ、どの時期を考えているのか、町長に答弁を願います。以上で、再質問を終わります。

○議長(辰巳 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、だいぶ何点もお聞きをいただいたので、当初のご質問になかったものもありますけれども、まあまあお答えをさせていただきます。

まず、評価について、自分なりの評価は、住民の皆さんができるふうに思っておられるかですけれども、端的に申し

上げまして、私は、統計・アンケートをとったり、そういうことをしておりますので、何ですけれども、選挙結果から申し上げますと、今回2月に行われた選挙、約1万人の方が投票いただいた、だいたい7対3じゃなかったかなと思うのですが、7,000票と3,000票ぐらいでしたから、ですから、それでいくと70点ぐらいの評価かなと、こういうように思っている次第でございます。それは甘いだろうと思われるかも知れませんが、数的な仕様としては、それは私にいただいた点数なのかなというような思いであります。

それから、次、総合計画について、行政について、リンクした時期、事業執行をしているのかということで、変更とか新規事業がどんどん入ってきてるじゃないかというお話をございますけれども、これは認めます、そのとおりです。大変、途中でいろいろな変更をしたり、あるいは新しい事業に取り組んだりしたことは、たくさんございました。これは、あまりにも、この4年間、まあ5年間ですね、5年目ですけれども、言えども、あまりにも環境変化がはなはだしかった。経済の低迷に基づく国からの経済対策というのが、どんどん打ち出されてきました。

私どもは、この国の経済対策に則って、やはり新しいニーズに、それを取り込んでいくというのを、本当に積極的にいろいろとやりました。これらの事業については、計画にあったものをマイナスにしたものの中にはあるかと思いますけれども、新しい事業、その時代の変化に伴って、臨機応変に対応をしていくことが非常に大事かなというふうに思っているところであります。変更についても、当初からその時代にあった住民の皆さんのニーズを的確に把握して、変更をしていくことで、あまりその堅い頭でとらわれるのじゃなしに、柔軟に対応をしていくことが必要であるのかなというふうに思っているところであります。

安全と安心について、効果的なことがあったのかと。まさに、住民の皆さんの安全と安心というのは、行政の大重要な視点でありますし、医療・福祉・子育て、こういったものが、非常に大きい福祉施策であるかなというふうに考えるわけですけれども、対策についても、乗り遅れることなく、できれば先進的に、取り上げられるところはやっていきたいというような思いで、財政状況と相談しながら、国の施策もどんどん打ち出されてきた、そういう中で積極的に取り組んできたつもりであります。

地域の特性はどうかといった点でございますが、まさに、これもこの地域に立った、まずは大きな取り組みとしては、インターチャンジの建設があったわけですけれども、八日市・彦根間20何kmのど真ん中にインターチャンジがほしいというのは、長年の悲願であります。こういった地域の特性を活かすために、ど真剣に本当に取り組んでまいりました。

私がひとつ町長を目指したという目的の中にも、旧町時代から、なぜここにインターチェンジができるのかというのは、本当に私の忸怩たるものですが、やっぱり町長を目指したのも、このインターチェンジをなんとしても実現したい、後世に残したいという想いがあったために、私の町長への思い入れとしてはそれがあったということございます。

こういった地域の特性、前向きに、今よいよ事業も順調に進んでおりまして、これからまさに、この地域の持っている地域資源を活かす、こういったことが、これから住民の皆さんとともに、知恵を出し合ってやっていきたいなというふうに思っているところであります。

音楽療法について、事業として取り組むのか、また指定管理等のお話がございましたけれども、音楽療法は、私も言葉は聞いたことがある程度の知識しかございませんでした。

今回、ご質問を受けて、職員との勉強会をするにあたって、音楽療法の効果等も、ただいま答弁をいたしましたように、改めて認識をした次第でございますけれども、これが事業として取り組めるかというところについては、もう少し、音楽療法自体の効果は、このとおり、ある程度認識次第ですけれども、どういったところでどんな方法があるのか、こういったことがございますので、十分これから研究をしてまいりたいと。

それから、小集落事業でございますが、これはむしろ、私の方から小集落事業は、次は大きな課題として取り組もう

と、地元に提案をむしろこちらがした経緯がございます。と言いますのは、もう30数年、ほ場整備事業は30数年経っていたのを、私が就任して以来、毎月のように、地元へ出かけて、膝突き詰め談判をしながら、ようやく、このほ場整備事業が先が見えてきたわけです。私が行った頃は「町長は、毎月、来てくれるけれども、前はあんなもん、町長はめったに来なかった」という話も、事実聞いたことがあります、このほ場整備事業は、私もど真剣に取り組みました。

なかなか評価いただけないところもあるのですけれども、しかし、なんとかこれは先が見えてきた。あとは換地処分の登記が済むばかりというところまでまして、次なる、この同和対策事業のし残しのこの30数年間、小集落事業にこれからやはり力を入れていこうと、私自身も決意をしまして、なぜ止まっていたのかというところ辺が、先ほどもおっしゃられたとおり、残地処分委員会があって、そこで、この小集落事業で出てきた2万m²の土地の処分をどうしていくのかということを取り組んでおられた。

今までには、そこにお任せをしていた点もあって、全くと言って動かなかったというのが現状であります。こんな事ではやはりあかんし、ほ場整備事業も一段落した。次はこの小集落事業の完遂を、全国でも今までやっているのは、たぶんどこにもないと思うのですけれども、そういう難しい事業であります。あえて、この難しい30数年間かかった事業を、町の方で残地処分委員会から、ひとつその事業を引き継いで、やらせてもらおうという、私の方が、あえて難しいのはわかっています、自信も何もありませんけれども、精一杯やる意思だけは持っていますので、そういう意味で提案をしていたわけであります。

そういう意味から、早速、ちゃんときちんと整理された10区画については、できたら早く公募をして、希望をしておられる地元住民の皆さんに買ってもらうと、これを来年度中には、いつ頃、公募するのかということでございますが、来年度中にはできるようにひとつがんばっていきたいというふうに思います。

そのほかにも残地が相当たくさんございます。これについても、大変難しい。なんせ30数年かかってきてできなかつたことは、それぞれの土地について経緯がある、いろいろな、地元の住民の皆さんの要望が山ほど詰まっている。こういったことが本当に白紙に戻して行けるのかどうかという問題が非常にあります。そういうことで、非常な難問ではあると思うのですけれども、境界確定測量をしなくてはならない、こういったことは早速に、来年度からでも取り掛かれるように、がんばっていきたいなというふうに思っているところであります。難しいけれども、あえて住民の皆さんと話をすると、こういうことは考えていますので、ぜひご理解が、地元のご理解がいただけるように、ひとつがんばりたいなと思っています。

それから、保育園の活用のこと、旧保育園ですね。倉庫として長年、ああいう状態になっているのですが、私も入って見せてもらったことがございますけれども、物置の状態になっています。

普通ですと、解体処分というのが、視野には出てくるのでしょうかですけれども、それが有効活用できるなら他に方法はないのかということで、地元の住民の皆さんのが思っていることもあるし、今までひきずっときたような感じがございますが、太鼓資料館等の話も出てきておりますし、いつこれをどうするかというのは、まだちょっと、先が十分議論が進んでいないところは、申し訳ないと思っています。しかし、これは十分議論をしていきたいと、そういうふうに思っています。

老和荘という、これはあまり住民の皆さんも知らないところが多いのですけれども、お寺の横に、もともと老人憩いの家として建ったものがございますが、今は使われていないのですけれども、できれば、地元自治会に無償譲渡で受けなければなというふうなことを考えているところでございます。以上です。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、再々質問を行います。

今ほど、町長が全て、私の再質問を答弁していただき、理解をいたしました。そこで、最後に1点お聞きしたいと思います。新年度予算編成の基本方針について、再々質問を行いたいと思います。ただいま予算編成の方針の中で、いろいろと町長が答弁をしてくださって理解をいたしました。そこで、地域の特性を踏まえた政策について質問を行いたいと

思います。地方自治体が発展する基礎となるのは、町を構成するそれぞれの自治会が個性を發揮しながら、しっかりとまとまっていくことや、活性化に向けた取り組みをされ、一段とコミュニケーションが図れていることなどにより、その活力が町を盛り上げているものと確信しております。そうしたことから、地域の特性を活かし、地域が夢を持って取り組みを望んでいる事業に対して、未来につなぐ自治会の展望、しいては町の発展につながるものと確信しておりますので、太鼓の館の設置を新年度において達成できるかできないか、再度、積極的な取り組みをされると思いますが、このことについて、再度答弁を求め、再々質問を終わります。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)地域の特性を活かしたこれらの取り組み、これは大変大事なことでありますし、それぞれの自治会ががんばっていただいている自治会のこれからの方針というのは、非常に大事な点だと思います。今特別に申されました太鼓の資料館の話だと思いますけれども、まだまだ、そういう資料、この地域のみならず全国的な資料等も、いろいろ研究・調査する必要がございますし、来年度にこれを実現するというには、もう少し時間があればいただきたいなというふうに思っているところです。以上です。

○議長(辰己 保君)これで、本田秀樹君の一般質問を終わります。

◇西澤久仁雄君

○議長(辰己 保君)続いて、西澤久仁雄君。

(10番西澤久仁雄君登壇)

○10番(西澤久仁雄君)10番、西澤久仁雄。一般質問を行います。

まず、幼稚園送迎バスについて、お伺いいたします。9月定例会で、愛知川幼稚園送迎バスの事故に関して質問いたしましたところ、あまりにも机上の空論と思われますので、再度質問をいたします。今度は親切・丁寧にお願いいたします。

事故を起こした業者に、ペナルティを科す考え方があるかお伺いいたしましたところ、「踏み切りで起こった重大事故は、ペナルティを科すことを検討している」と答弁をいただきました。それでは、いつ、どのようなペナルティを科したのか、お伺いいたします。

また、愛知川幼稚園も幼児専用直営バスの運行を考えられないか、お伺いいたしましたところ、「直営はバスの購入だけでなく、車庫・車検・運転に伴う人件費等費用がかさむことが考えられるので、直営は考えていない」と答弁をされましたので、お伺いいたします。では、秦荘幼稚園は、なぜ幼児専用直営バスを運行しているのか。愛知川幼稚園に、また3台の送迎バスを2台で運行できないかの質問の答弁は、「2台のバス運行となると、幼稚園からの迎えの時間が今までより早くなったり、降園が遅くなったり、またピストンの回数も多くなり、時間待ちの園児が多くなり、仕事に行かれる保護者の出勤時間にも影響を及ぼすのではないかと考え、3台が望ましい」と答弁されましたのは、何を基準にして答弁されたのかお伺いいたします。

私が両幼稚園を調査いたしましたところ、次のとおりです。

秦荘幼稚園は大型と小型とで2往復ずつ運行されております。

まず、第1回目の大型は園発8時10分、その間35名を乗せて8時38分に園に到着され、その間の所要時間は28分です。

2回目は園発8時40分、その間27名を乗せて9時4分に園に到着され、その間の所要時間は24分です。

また一方、小型は園発8時10分、12名を乗せて8時24分に園に到着され、その間14分の所要時間です。

2回目は園発8時26分、12名を乗せて8時46分に園に到着され、その間20分の所要時間です。計86名を送迎されて

あります。

一方、愛知川幼稚園は4コース別に送迎されておられます。

まず、1コースは、園発8時10分、その間21名を乗せて8時32分に園に到着され、その間22分です。

2コース目は、園発8時15分、その間30名を乗せて8時51分に園に到着され、その間36分の所要時間です。

3コース目、園発8時15分、16名を乗せて8時39分に園に到着、その間24分の所要時間です。

4コース目は、園発8時34分、12名を乗せて8時53分に園に到着、その間19分です。計79名を送迎されておられます。

以上、組み合わせでは、2台で可能と思われますが、経費節減のために、いろいろな方法で考えていただきますようにお願い申し上げ、次の質問をいたします。

1. 先ほども申しましたが、いつ・どのようなペナルティを課したか。
2. 秦荘幼稚園は、幼児専用直営バスを運行しているのはなぜか。愛知川幼稚園も幼児専用直営バスが可能ではないか。
3. 秦荘幼稚園直営大型・小型バスのランニングコストを計算したか。また、1年間の経費はいくらか。
4. 車庫・車検・運転に伴う費用はいくらか。
5. 先ほども申しましたが、何を基準に3台が望ましいと答弁をされたか、2台で可能ではないか。

次に非正規公務員について、お伺いいたします。

財政悪化による国の職員削減要求を受け、全国の自治体は、正規職員を給与の安い非正規職員に置き換えてきたが、プライバシーを預かる業務にも広がっていると新聞報道されています。県内13市の非正規公務員は38%を占めていると発表されました。緊急雇用も含めてです。愛荘町は何人で、何%か、またプライバシーを預かる業務に勤務させていないか。

「地方公務員法第22条で、期間の定めがある雇用ができるとしている。それは、あくまでも欠員補充など短期の例外措置。1年を超える恒常的な業務は想定していない。人によって、十数回契約を更新する脱法行為で、何年も働かせている。」と、龍谷大学の労働法に詳しい脇田滋教授が述べられています。

また、総務省は昨年4月、非正規公務員を長年連続して雇わないよう留意する文書を、各自治体に配付していると聞いております。背景には一定期間連続雇用すると、正規雇用を希望できる権利が労働者に生じるという判断があるからであります。

そこで質問いたします。

1. 愛荘町は、非正規公務員は何人か。うち緊急雇用対策も含めて、何%か。
2. 愛荘町は、プライバシーを預かる業務に勤務させていないか。
3. 愛荘町は、脱法行為をしていないか。以上です。

3番目に、町道愛知川沓掛交差点の改良について質問をいたします。11月23日 13時30分ごろ、愛知川方面より沓掛方面へ車を運転中、交差点で一旦停止し、徐行しながら前に出たとき、中山道方面より愛知川駅方面へ向かわれる車と、事故を起こしそうになったと連絡を受け、現場に行ってみると、中山道方面より車が来るのが見えないことがわかり、交差点の改良が必要と思い質問いたします。

この交差点は、何年も前から住民さんはじめ、市の区長さん、中宿の区長さんが役場建設課に何度も話をされていたそうです。役場としては、その都度、木を切ってもらうなり、対策はされていたそうですが、現場を見る限り、抜本的な解決をしない限り、解決はしないと思いますが、答弁を求めます。

24日現在、カーブミラーが見えない状態で、交差点の改良か長らくと予想されますので、カーブミラーを大きくするか、位置を変えるか、すぐにできる対策は必要ではないかと思います。

そこで質問します。交差点の改良をまず求めていきます。その間、なかなか交差点が改良が難しいということであれば、カーブミラーを大きくし見やすく、位置の変更ができるのかを問い合わせ、一般質問を終わります。

○議長(辰己 保君)総務主監。

(総務主監細江新市君登壇)

○総務主監(細江新市君)それでは、私の方から、2番目の非正規公務員につきまして、お答えをさせていただきます。

今まで地方自治体は、行政改革大綱を策定し、人件費の抑制のため、非正規職員の雇用・指定管理者制度の導入・民間委託、また市町村合併により行財政運営の効率を図ってまいりました。

本町におきましても、合併時の正規職員は190人で、今年度当初については173人でございます。一方、嘱託・臨時職員については、合併時79人が84人ということで、正規職員は17人減、非正規職員については5人の増というような状況でございます。

ご質問の緊急雇用対策につきましては、21年度から23年度事業として、県の基金を活用しまして34人を雇用をいたしております。先ほどの嘱託・臨時職員と合わせますと118人になります。緊急雇用対策につきましては29%を占める状況でございます。

次に、プライバシーいわゆる個人情報を預かる業務に就いていいかありますが、緊急雇用対策の観点から、主には交通安全施設、また防犯灯の点検業務、図書館への寄贈図書の整理業務、小学生児童が学校教育にスムーズに馴染めるよう支援員として配置をしております。また、外国人日本語教室の開催、また文化財の資料整理や一般事務補助などがございます。個人情報があります基幹系システムには触れられないということになってございます。

次に、臨時職員の任用期間につきましては、愛荘町臨時職員の任用等に関する要綱第3条に基づき、定めております。その内容につきましては、「雇用期間は6ヶ月を超えない期間とし、期間満了後引き続き雇用を要するときは、1回に限り、更新することができるが、再度更新することはできない」というふうに定められております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)建設下水道課長。

(建設下水道課長田原秀郷君登壇)

○建設下水道課長(田原秀郷君)私の方から、愛知川沓掛線の交差点改良について、お答えをさせていただきます。

まず、愛知川沓掛線中村歯科付近の交差点につきましては、町といたしましたが、現状は大変危険な状況と認識しておりますが、諸事情により、早急な改良は困難であり、苦慮しているのが実情であります。

現在は、見通し等を確保するため、周辺樹木の剪定などで対応をしております。今後においては、交差部が県道でもあるため、県道の道路管理者・公安委員会・地元自治会等と協議の上、検討をしてまいりたいと考えます。

次に、カーブミラーの改良についてですが、現在の位置・大きさ等について、効果的な改良に向け、早急に対応をしてまいりたいと、このように考えておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

(学校教育課長堤清司君登壇)

○学校教育課長(堤清司君) 私の方から、幼稚園送迎バスのご質問について、お答えをしたいと思います。いつ、どのようなペナルティを科したかという件ですが、前回の議会でも説明させていただきましたように、踏切での事故については、教育委員会としても、重大な事故として受けとめています。事故後、会社の安全管理についての内容を聴取し、管理体制を見直しさせ、事故を起こした運転手は交代させ、安全運転講習などの再教育をするよう指導しました。しかし、踏切での事故については、人命に関わる重大な事故であることから、次年度の幼稚園バス送迎委託業務につきましては、入札に際し、ペナルティを科すよう検討中であります。

秦荘幼稚園については、小学校区ごとになりました幼稚園の一園化に伴って、幼児専用バスで運行されているプロセスがあります。また、愛知川幼稚園についても、議員もご承知のことと存じますが、秦荘幼稚園と同様に、小学校区ごとにあった幼稚園の一園化した時点から、バス運行を実施いたしております。この時点での運行は、直営でしたが、幼稚園の2年制の導入に伴い、入園児の増加が見込まれることから、現在のような委託による運行となつたところであります。

次に、ランニングコストの件ですが、年度によって、日数あるいは運行経路によって、若干の差が出てきますが、およそ1年間のコストは226万4,000円で、内訳としては人件費167万円、燃料費22万5,000円、車検代・修繕費合わせて30万6,000円、公課費4万5,000円、これは重量税・保険代となっております。ただ、平成7年・8年での車両ですので、減価償却分は積算しておりません。

最後に、3台の基準につきましては、園長に確認し、利用する園児の人数・方面・運行できる道筋等、トータル的な安全面から、3台が望ましいと判断しました。しかし、再度、それぞれの園長と協議し、詳細について詰め、幼児専用バスであれば2台での運行も可能ではないかという結論に達しました。しかし、厳しい財政状況が続く中、今後通園バスの運行にあたっては、保護者負担も念頭に置きながら、検討する必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君) 10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君) 10番、西澤久仁雄、再質問を行います。

まず、町道愛知川沓掛線の交差点の件について、お伺いいたします。

先ほども申しましたように、再三再四、一応ご努力は認めますが、現状を見る限り、そこは道が細くなっています。聞くところによりますと、ほかが下がって、そこが狭くなっているというようなお話を聞きましたけれども、なんせ、そこに植わっております植木が、境界より道端に出ている。せめて、境界まで植木を切っていただくことができるものか。

そして、そこを、あとから聞きましたのですけれども、市村の関係者の方から通学道路であるので、下校時が特に危険であるということありますので、あの辺の、見張りというのか、対策というのか、切にそこは要望しているというようなご意見がございましたので、この点も併せて質問させていただきます。

それから、非正規公務員について、お伺いいたします。

先ほども申しましたように、地方公務員法22条を一応、愛荘町の条例ということで触れられておられます。聞くところによりますと、1年契約というお話も聞くわけですが、この22条では6ヶ月、一応様子を見て、この後良好な成績を遂行されたときに、もう6ヶ月採用できるというようなことが地方公務員法22条にも書かれています。

それで、先ほども申しましたように、1年契約というようなことがあるのであれば、脱法行為にあたるのではないかと言って、3番目に脱法行為はないかというような質問をいたしましたが、それには答弁をいたしていませんので、答弁をしていただきたいと、そのように思います。

幼稚園の送迎バスについて、ペナルティは次年度のときに科すというようなことで、ペナルティは罰則・罰金そういうものをするという上うなお約束と聞いていますので、期待してまことにあります。

もう1点、非正規の件につきまして、県の書類を取りよせたところ、給料は愛荘町はいくらか知りませんけれども、県は6,450円と、それには6ヶ月で10日の休みを付与していると、10日休みなさいということが県には書いてあります。愛荘町はどのような措置をされておられるのか。それに関連いたしまして、社会保険・雇用保険というものも県ではうたっておられますので、愛荘町はその件も、どういうふうな措置をされておられるのか、それも併せてお聞きしたいと思います。

以上、再質問とします。

○議長(辰己 保君)建設下水道課長。

○建設下水道課長(田原秀郷君)再質問の町道が狭くなっているということで、植木を町道の境界まで剪定をしてほしいという質問だったと、このように思いますけれども、聞くところによると、ほかが下がっておられ、出し合い道ということで、お聞きしております。

植木を境界までは剪定するということにつきましては、2、3日前、施主さんと話をいたしまして、町の方から剪定を指示いたしましたので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長(辰己 保君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)再質問にお答えをさせていただきたいと思います。地方公務員法の第22条に基づきます臨時職員の採用でございますけれども、また、町の先ほど申し上げました要綱に基づいて採用させていただいているとおりまして、6ヶ月の雇用契約を結び、再度更新する場合は1年以内というようなことで契約を結んで、させていただいているところでございます。

また、緊急雇用対策事業によりまして、県も雇用をされております。多少対象の違いというところにつきましては、日額が本町につきましては6,500円というような状況でございますけれども、あと社会保険・雇用保険、任用更新の関係もすべて県と同様の扱いをさせていただいているというような状況でございますので、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)これで、西澤久仁雄君の一般質問を終わります。

◇伊谷正昭君

○議長(辰己 保君)続いて、伊谷正昭君。

[7番伊谷正昭君登壇]

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷正昭です。一般質問をただいまからさせていただきたいと思います。私の方は1点に絞りまして質問をさせていただきたいと、こう思っております。

旧愛知郡役所庁舎の保存についてお尋ねするわけでございますが、郡の行政機関として大正時代に建てられてまして、中山道の面影が年々消えていく中で、旧郡役所庁舎は、歴史的な価値が高く、誇りうる愛知川のシンボルとして、また、まちおこしの拠点にふさわしいとした愛荘町の総合計画の中で、歴史文化の継承と活用について、(仮称)まちじゅうミュージアムの構想と併せて保存活用を求めて今、旧郡役所庁舎を失ったら後世に悔いを残すと、歯を食いしばって何とか残す手立てを考えたうえで、耐震補強工事の義務づけのない文化財の指定を受ける方針とかを先般も示されておりましたが、保存改修のための費用は、約9,000万円とかの試算をされておられますが、文化財の指定を受けると耐震補強工事が必要はなくなり、維持管理上必要な屋根の改修とか、玄関また便所などの改修と、さらに設備工事などの最小限度にとどめると、約3,150万円程度で済むというお話もございましたが、維持管理費は光熱費などに限り、人件費もボランティアで賄えるとする一方で、運用活用の方法も民間活力を導入しまして、まちづくりの拠点の観光スポット、またコミュニティ力フェ、地場産業の即売所、展示ギャラリー、さらには体験学習の場などを想定をされておられます。

保存活用の前提となる土地取得にめぐらゆる手段で検討をされておられると思いますか、JAとの販賣借も年内に期限を迫っていますが、いまだに保存活用の方針と決定時期が見えておりません。そこで、村西町長にお尋ねさせていただきたいと思います。

1つは、この現状で、旧郡役所の庁舎が文化財的な指定を受けられると思っておられますか。もし、指定を受けた場合、耐震補強の工事の必要がないと言われますが、このような建物内で、利用・運営される町民などの人々の安全確保ができるとは思われませんし、保存活用に対する耐震改修を行い、安心・安全な施設にしなければなりません。

1つは、後世に悔いを残すと言われますが、シンボルとして長く保存活用の建物施設ではなければなりません。

1つは運用活用についてですが、民間活用の導入として、民間団体などの活用内容、運営内容などを早期に協議検討をしなければならない時期にきております。運営をいただく団体等の目途を立てて交渉をされておられますか。

4つ目は、郡役所は必ず残すという町長の選挙公約をお聞きしておりますが、まず保存することと、保存場所・運用活用について、町民に幅広く意見(アンケート)等を聞かれたことだと思いますが、その内容についてもお聞きしたいと思いますし、1つは、安全安心して利用いただけるには耐震改修工事費、運営利用に費やす工事費・管理運営費などを算定し、費用対効果の試算検討をされておられますか。

6つ目は、この土地購入・改修等の費用の財源確保はどのように考えておられますか。

7つ目は、街道交流館構想も合わせて中山道沿線の活性化のために、移転改修の保存方法も今回もありますが、どのようにお考えですか。ということについて、確かな改修方法・運用活用・時期などを含めまして、新たな方針を、町民からの総意をいただけるような確実なものをお示しをいただきたいというところでございます。質問を以上で終わります。

○議長(辰巳 保君)町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)ただいまの伊谷議員のご質問にお答えをいたします。

まず、文化財指定の考え方につきましては文化政策課長がお答えをさせていただきますが、経費削減の観点から、これまで現地活用の場合は、文化財指定を条件に耐震補強を実施しないと申し上げていたことがございます。ところが、年々、老朽度も増し、単純保存よりも、人が集まるまちづくり拠点としての活用に重点を置くことが重要であり、そうなりますと、議員ご指摘のとおり、現地保存であれ、解体移築であれ、耐震補強は必要となってくるのかなというふうに、今は認識を新たにいたしてあるところでございます。

次に、工事費につきまして、現地保存の場合と解体移築した場合の概算費用の試算についてお答えをいたします。まず、現地保存の場合ありますが、先の議会答弁で、文化財指定を条件に必要最小限の改修経費は3,150万円といたしましたが、平成20年12月補正で認めていただきました予算で調査いたしました調査書によりますと、これに耐震等を含ますと9,300万円と見積られているところであります。これに土地購入費約1億円前後をプラスする必要があります。

次に、建物を解体し新たに別の町有地に移築した場合ですが、建築基準法に基づく建築確認申請は必要となり、当然のことながら、耐震工事もその際に含めた設計となってまいります。工事費につきましてですが、電気設備を含まざる移築費用のみでは、概算約9,000万円と見積っております。それに加えて電気・給排水設備工事は必然的についてくるところですが、これはつい最近試算ができたものでございますけれども、その電気・給排水で6,700万円余りというような額が出ておりまして、合わせて、この解体移築の場合、総額約1億6,000万円と試算を見ております。この額には移築先については町有地を想定いたしておりまして、土地の購入費は含んでおりません。

経費は使いみち、その中の使いみち、あるいは利用頻度によって変化していくもので、今のところ具体的な額はわかつておりません。

次に、その財源手立てでありますと、現地保存・移築保存とも、国の社会資本整備総合交付金のメニューにございます「まちづくり交付金」を受けることができますが、これを活用いたしますと、総額の40%の交付金を受けることができます。その残額の95%が合併特例債で充当をすることが可能でありまして、移築の場合でも町費の一時持ち出し、その時の財源としては町費としては1,000万円未満で済むのではないかというふうに考えております。

合併特例債で借り入れた額の70%は、後年度交付税措置がされることとなっております。こうした有利な仕組みを活用し、町民の歴史的財産を後世に引き継ぐとともに、町の活力と新たな夢を育むことは、今を生きる私たちの責務であると考えております。費用対効果等、収支試算につきましても早急に積み上げるとともに、全体構想を町民の皆さんに示し、ご意見をいただく必要があると考えているところであります。

また、運営活用団体については、観光協会でありますとか商工会と十分相談をさせていただく必要があるというふうに考えております。

また、中山道の街道交流館構想の整備につきましては、この宿場町として栄えてきた町筋に交流館はぜひ必要というふうに考えておりますし、この郡役所と相まって、街道交流館を建設して街道の振興にぜひ取り組みたいと、これも合併特例債が有効な間に筋道をつけたいというふうに思っているところであります。

いずれにしましても、本施設は全国的にも貴重な建物であり、愛荘町総合計画にも位置付けられたまちじゅうミュージアムの中核施設として、この郡役所は地域住民と来訪者との交流拠点や地場産品の販売、いろいろ今プラント開発もいただいております、こういったものを積極的にそこで販売し、町民のギャラリーや体験施設等として整備を進めていきたいというふうに考えております。皆さま方の深いご理解・ご支援をいただきたいと思います。

○議長(辰己 保君)文化政策課長。

(文化政策課長林定信君登壇)

○文化政策課長(林定信君)伊谷議員の質問のうち、文化財指定についてお答えいたします。

全国に現存いたします郡役所は32棟、転用建物等を含めますと若干数字は変わりますけれども、このうち指定文化財につきましては、国指定文化財が3棟、都道府県指定文化財が8棟、および市町指定文化財が7棟となっております。

特に、明治期の建物で保存状態が良好なものを中心に文化財指定が実施されております。旧愛知郡役所のように大正期の建物では、香川県木田郡三木町の旧木田郡役所の町指定が1例あります。

文化財指定におきましては、原則、現地での保存が前提となります。このような全国的な状況から、全国でも有数の文化財の宝庫であります滋賀県では、国ならびに県指定となることは、かなり困難ではないかと考えております。一方、愛荘町による指定につきましては、建築史上の価値はともかくいたしましても、愛知郡という地域におきましては、特筆すべき歴史性を有しておりますし、町指定に十分値する建物と考えております。なお、国におきましては、文化財の指定制度とは別に、その活用に重きを置きました登録文化財の制度が設けられておりますが、旧愛知郡役所が国の登録文化財に登録される可能性は、他の類例からも十分可能と思われます。

ただ、いざれにいたしましても、文化財の指定ならびに登録には所有者の同意が必要となりますので、町等の意向だけで実施できるものではありません。以上、答弁いたします。

○議長(辰己 保君)7番、伊谷正昭君。

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷正昭でございます。再質問をさせていただきたいと思います。

先ほどからご答弁がありました、この12月にはJAとの契約も切れるわけでございますが、最終的な結論を出すと言

っておられましたが、どのようになったか、お教えをいただきたいということと、先ほど、文化財の指定の中で、所有者なりの同意が必要ということのお話がございましたすけれども、その中で、今建物・土地はJAのものですので、これをどのような対応でされるかということもお聞きをさせていただきたいということでございます。

それと、先ほどの質問の中で、地域の皆さん方のアンケート、意見を聞いたかというお話をさせていただきましたが、私なりに商店街の方とか近隣の方々に、今の郡役所の保存とか活用についてお聞きをさせていただいておりますと、一部の方でございますが、関心のない方、それと、なぜ保存・改修をする必要があるのかというような意見も多々ございます。こういうことで、そういう何億も使うのでしたら、そういう無駄な費用は使わないでほしいと、一般の町民の方が言っておられます。町長はどのように対応をお考えかお聞かせ願いたいというところでございます。

それと、今の質問に重複をするわけでございますが、今まで、こういう保存の質問がたくさんございましたけれども、一向に前向きに進んでいないというのが現状であろうかと思います。その時期なり、そういう検討をするにあたりまして、町民のアンケート、意見を真剣に真摯に受けとめて、どうするかという方針をまだ打ち出されておりませんので、これはあくまでも町長の選挙の公約というふうにおっしゃっていますけれども、保存する団体等の方は一生懸命になっておられますけれども、半面、町民はあまり関心がないし、保存になぜこういう多額の費用を使うのかというお話をございます。それについても答弁をお願い申し上げたいと、こういうふうに思っております。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、再質問を順番に思いを述べさせていただきますが、JAと、この月に賃貸契約が切れるとき、これはセキュリティの費用を負担させていただいているところなのですが、これは再度の契約更新は非常に難しいというふうになっています。最終結論は、皆さん方もご存知のとおり、今の議論、このような状況でございますので、最終結論が出ているとは申せません。

議会の方には、度々、私どものこの思いは述べさせていただいているところですが、なかなか議会の方も積極的なご意見なり、前向きに十分なご理解をいただいているように思えませんし、そういった中で、結論はこうだと言ってしまうわけにも当然まいりません。

文化財指定につきましては、これは何ですか、文化政策課長から、ちょっと答えさせます。

それから、一般的の意見等が、一般的住民の皆さん意見は、多額の費用がかかるこういったものの保存について、いろいろな意見があることは私も十分承知をいたしております。

それは、いろいろな医療や福祉にお金がかかる時代に、そういう文化財として、こういったものを文化財のみならず、活用を重点に置いているわけですけれども、意見があるのは確かにそのとおりだと思いますけれども、しかし、時代のそのときの、その責任者としては、今しか残せないもの、今私がやらなければならないものも、当然あります。この時代の一画の中で、一定の中で、その判断をやっぱりやっていかなければならない。そのときに、あれを後から、あれを残しておいたらよかったですというようなことが、必ず出てきますし、そういう中で、住民の皆さんに、こういったものを後世に残していくといったことについて、これからも十分訴えてまいりたいというふうに思っております。

これはお金が高い、先ほど申しましたように、かなり大きな多額を要しますけれども、いろいろな有利な財源・財政システムを使えば、皆さん方の税金を丸々そこへ投入するわけではないに、国からの交付金なり、あるいは地方交付税の措置のある合併特例債等を使えば、それが残せるということですから、そういうものを活用しない手はない。それを活用すれば、皆さんの思い、あるいはまちづくりの拠点として賑わいを取り戻せる可能性もあるものについては、やっぱり今、住民の皆さんに理解をいただきながら、やっていくべきものであるのではなかろうかというような思いもあります。

また、豊郷小学校の例もありますとおり、あれは6億ぐらいのお金を使って改修されたけれども、非常に熱い思いが、今、豊郷のあのような多くの各地から、人々が押し寄せる拠点になってきております。この郡役所についても、非常

に町内のみならず町外の人々、県外の人々にも注目を浴びているものでございますし、それなりの整備をしたら、人が必ず呼べて活力に結びついているというふうに、私は見ておりまして、住民の皆さんのご理解を得たい。住民の皆さんのそういう意見を聞く場、こういったものについて何らかの形で方法を考える必要がある、また町の考え方についても、これについてどう思われるのか、こういったものについてのシステムが必要かなというようなことは今考えているところでございます。

○議長(辰己 保君)文化政策課長。

○文化政策課長(林定信君)指定文化財にかかる所有者の同意につきましては、指定文化財になりますと、現状変更につきまして許可ができないとか、事前に協議が必要という形で、財産に制限が加わりますので、所有者の同意というものが必要になってまいりますけれども、郡役所につきましては、保存活用につきましてJAと一定の結論を経てから、そののちの課題になるかなというふうに考えています。

○議長(辰己 保君)7番、伊谷正昭君。

○7番(伊谷正昭君)7番、伊谷正昭です。再々質問をさせていただきます。

今ほどの町長の答弁をお聞かせ願いますと、この資金の問題であるわけです。まちづくり交付金というお話をございましたけれども、これはあくまでも、地域エリアの交付金であると私は思っておるのですけれども、その1つについて、こういう制度が活用できるのかということを、聞かせていただきたいというところです。

それと、ちょっと先ほども質間に返るわけですけれども、街道交流会館の構想もあるわけですけれども、中山道の商店街が、あれだけシャッター街の商店街になっております。その活性化は、前々からいろいろな議論なり、お話をされているようでございますが、そのままの状態で中止状態になっていると思います。

そういう活動の中で、今の移転はそこを考えられないかということもお尋ねしたはずなのですけれども、その答弁がなかったので、その点もひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)まちづくり交付金は、これは私の理解では、地方交付税とは違いますので、何に使ってもいいとはなっていない。ようするに、各省との折衝の中で総務省あるいは国土交通省、そこらのやっぱり何に使うのかというものが必要になってくる。ですから、地域のまちづくりになるのですけれども、それはこちらの採用ということではないに、こういう計画を持って、ここに使うということになっていると思うのです。その対象になり得る事業かなと思っています。

街道交流館に今の郡役所を、という話がございます。これは当然、私も一度検討してみましたが、あそこにうまく入るかどうかということを検討したのですけれども、どうしても幅が足らんし、難しいということでございまして、本当に小さなものになってしまって、これはもう文化財としての価値はもちろん失われますが、形だけがそれに似るというだけのような建物になってしまいます。

私は、この郡役所は郡役所で残して、街道交流館には街道にふさわしいものを別につくると、こういうことでどうかなというふうに思っているところであります。

○議長(辰己 保君)7番伊谷正昭君の一般質問はこれで終わります。

暫時休憩をします。再開は1時からとします。よろしくお願いします。

休憩午前11時57分

再開午後1時00分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を行います。

◇城貝増夫君

○議長(辰己 保君)一般質問、次に、5番、城貝増夫君。

[5番城貝増夫君登壇]

○5番(城貝増夫君)5番、城貝増夫です。地域を代表しまして、2点ばかり質問をさせていただきます。まず、1件目はインターチェンジ開通に向けての施策について、町長にお伺いいたします。湖東三山スマートインターは、町長のご尽力にもよりまして、平成25年春にも開通する目途が立ちました。公約に「インターを活かした企業誘致」を掲げておられ、多くの町民が期待をしておりますが、これには新たな工業用地の開発が不可欠であります。農振法の強化、農振除外の厳格化の状況下にあって、どのような方針で工業用地の確保に取り組まれるのか、また、現地点で工業用地の具体的な構想をお持ちなのか伺います。

一方では、生活環境の保全に関わる規制も喫緊の課題であります。過日も青少年育成会議によるインターチェンジ周辺の特定旅館規制の講演会が開かれたところであります。愛荘町の都市計画区域は、非線引区域で3,000m²以上は開発許可が要るもの用途地域指定がなく、建築基準法上の制約がないことから、インター周辺地域の環境保全に関わる建築物の規制や公害規制等の条例規則を早急に制定する必要がありますが、町の方針を伺います。

3点目は、交通施策についてであります。インター開通により、紅葉の観光シーズンには、国道307号では一層の交通渋滞が予想されるところです。特に県道松尾寺豊郷線は、お寺へ向かう大型バス・自家用車でびっしりと詰まり、途中にある集落平木地区は、一時期のこととは言え非常に問題であります。集落には、緊急大型車両の通行ルートが複数必要であり、町道斧磨平木線拡幅工事の早期着工が待たれるところであります。同町道の法線決定・改良計画の進捗状況について、答弁をお願いします。

次に、アクセス道路についてであります。国道8号とスマートインターを結ぶアクセス道路は、国道8号の渋滞緩和ともつながるものとして期待されております。このルート案は複数あると聞いておりますが、愛荘町内を通過するルートは実現可能なものか、また、いつ頃できるものか、考えを伺います。

5点目は、企業誘致に関連することですが、旧秦荘町が工業用地として取得した香之庄地先の町有地約2haは、ご承知のとおり、現況山林で、民有地が点々と混在しており、長年手つかずの状態であります。民有地の買収が困難と聞いておりますが、この土地を何とか活かすことができないかとの観点から、一団の土地にするにはどうすればよいか。一案ですが、地権者に協力を願い、混在する民有地も含めて一括造成し、面積に見合う民有地を区画割りし、宅地を提供するという土地区画整理事業のような方式による宅地造成ができるか、見解を伺います。

次に、獣害対策についてであります。町長ならびに関係当局にお伺いをします。東部山地地域では、サル・シカ・イノシシ等による農作物への被害や山林の被害が年々増加し、生産者の意欲を低下させております。先日も安孫子の区長さんから、早朝に私のところへ電話がかかってき、「サルが1匹、集落をうろついているが、どう対処したらよいか」との内容がありました。サルも人馴れして、どこに現れるかわからない一例であります。

さて、超党派の議員立法で成立した獣害対策特別措置法が3年目を迎えました。この法律は、3年間の間に被害防止計画を作成し所定の手続きを取れば、国から交付金が出るというのですが、愛荘町では9月に被害防止対策協議会が持たれたところであります。協議会の今年の主な事業は、山地地域の4集落に設置してある既設の木柱電柵約6,600mのうち、その2割に当たる1,400mの老朽化した柵を補強しようとするものであり、評価はしますが、この木柱の電柵は、木柱を伝え登り、乗り越えて侵入してくるサルにはほとんど効果がなく、人家中に現れ、また集団で農作物を荒らすサルの被害は深刻であり、付近住民は自衛策に苦労をされている実情であります。

また、隣接の東近江市は侵入防止柵を延々と設置したため、当町側に向かって、シカ・イノシシの被害が急に発生し、急きょ、侵入防止柵を設置する必要な地域も出てきております。

動物には境界線があるわけではなく、行動域に応じて近接自治体が連携・協力する必要があり、現場では専門的な

知識や技術を持つ指導者の役割が期待されているところであります。財源の確保と今後の対応についての答弁をお願いします。以上で質問を終わります。

○議長(辰己 保君)政策調整主監。

(政策調整主監村西作雄君登壇)

○政策調整主監(村西作雄君)私からは、スマートインターチェンジ開設に向けての諸施策についての質問のうち、企業誘致関係、インター周辺地域の環境保全について、お答えします。

(仮称)湖東三山スマートインターチェンジ整備につきましては、実施計画で完成予定年度とされている平成26年度を1年前倒しして、平成25年春にも上下線を開通させるべく、滋賀県および中日本高速道路(株)により進めさせており、完成後には、住民の利便性の向上と圏域経済の活性化が図れるものと期待しているところであります。さて、ご質問の農振法の改正・農振除外の厳格化の状況下での工業用地確保、現時点での工業用地の具体的な構想ですが、もとより、農地法では例外規定はあるものの、原則、第1種農地は転用不許可であり、さらに昨年12月15日に農地法および農業振興地域の整備に関する法律が改正され、農地転用の規制および農用地区域からの除外要件の厳格化が図られたところであります。今後は、農地転用により大規模な工場団地を造成し企業を誘致することは、困難な状況下にあります。

こうした中、現在、スマートインターチェンジ周辺地域活性化策検討委員会でも、県道乗り入れ部の町有地活用のほか新たな活性化策を検討いただいているところですが、それ以前に、未利用地の活用を優先すべきと考えております。町内には民間企業が所有する約2万坪の既造成未利用地2ヵ所を含め、企業立地が可能な用地が5ヵ所以上あることから、昨今の厳しい経済情勢ではありますが、今後も県企業誘致推進室と連携しながら、これら未利用地への誘致活動を推進したいと考えております。

実際、町内で規模の大きい未利用地2ヵ所、それぞれ約2万坪にあっては、インターが平成25年春に開通するニュースから、興味を示されている進出検討企業もあり、今後の進展に期待を寄せるとともに、町としましても、所有者との仲介にも積極的に関わりたいと考えております。

次に、インター周辺地域の生活環境保全に関わる条例制定ですが、現在整備を進めておりますスマートインターチェンジ周辺は、ほ場整備された農地となっており、農振法の改正・農振除外の厳格化の状況下では、農地転用の許可は困難な状況であります。

しかしながら、インターチェンジ周辺には、青少年に悪影響を与えるモーテルなどの立地が集中する恐れもあり、少年補導員や町青少年育成町民会議からも、対応を要請されています。このことについて、議員もお話しいただきましたように、本年9月に町民会議各委員・議会議員・各集落の代表の方々を対象として、東近江警察署愛知川警部交番所長を講師としての研修会を開催した経緯があり、今後、前向きにモーテル類似施設の建築規制の条例制定を検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)管理課長。

(管理課長北川孝司君登壇)

○管理課長(北川孝司君)私の方からは、香之庄地先の町有地の宅地造成について、お答えさせていただきます。ご質問の香之庄の町有地ですが、この町有地の所在する地域の状況は、個人所有者16名・27筆・地積1万4172m²、町有地57筆・1万9671m²で、町有地と個人所有地が混在した状況であり、平成15年度に関係者の立会をいただき、境界を確認したところでございます。

議員ご提案の町有地活用の方策として、町で一括造成する区画整理事業への取り組みでございますが、当時、本

方法を町で提案し、検討した経緯がございます。未買収の地権者の考え方も統一できず、その状況はさまざまであったため、断念した経緯がございます。そして、合併後の平成19年1月の集落役員および地権者との懇談会においても、その状況が変わることがありませんでした。

現時点での一括造成は困難であると考えますが、引き続き、町有地の活用について検討してまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)農林商工課長。

(農林商工課長桑島正幸君登壇)

○農林商工課長(桑島正幸君)私の方から、鳥獣害対策についてお答えをさせていただきます。

鳥獣被害は、当町におきましても深刻な問題と受けとめております。国内におきましては、野生鳥獣の生息分布域が人間の居住区域まで拡大し、農作物被害は約200億円とも言われております。全国的に効果的な獣害防止対策が見つからない状況下であります。今年度の執行につきましては、被害集落の状況が深刻でございますので、侵入防止柵の補強等、逐次施工してまいりたいと考えております。

今後の対応ですが、国においては、今年度の予算額14億3,800万円を大幅に上回る新規の緊急対策事業費約100億円、従来の対策交付金約22億円を、新年度において概算要求されております。

一方、町におきましては、本会期の議会において審議をいただく予定の彦根市と締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定書の項目に、新たに有害鳥獣対策の推進を加え、圏域内が連携を図り、捕獲活動や農林産物の被害防止活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)建設下水道課長。

(建設下水道課長田原秀郷君登壇)

○建設下水道課長(田原秀郷君)ご質問のうち、町道斧磨平木線の道路改良事業進捗状況について、国道8号とインターを結ぶアクセス道路について、お答えさせていただきます。

町道斧磨平木線道路改良事業の進捗状況については、今年度より計画的に進めていく考えであります。今年度は法線検討を実施し、地元自治会とも協議をさせていただき、最適ルートを決定していきたいと考えております。

現在、事業の進め方等について、自治会役員さんに説明するため、日程調整を行っている状況であります。23年度からは、路線測量・実施設計・官民境界の確定・用地測量・用地買収・工事の順に計画的に進めていきたいと考えています。

次に、国道8号とインターを結ぶアクセス道路については、現在、県において、湖東定住自立圏の圏域全体の重要課題と位置づけ、ルート案の検討を実施しております。また、このアクセス道路については、湖東地域に及ぼす影響や、地域の連携等を考え、大変重要な路線であるところから、湖東地域全体の道路網の整備計画の中で検討されております。

ルート選定については、いくつかの案について現実性についても検討していただいています。また、いつ頃できるかについては、現在のところ未定でございますが、インターチェンジの開通は目前であり、町といたしましても一刻も早い事業着手に向け、働きかけておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)5番、城貝増夫君。

○5番(城貝増夫君)5番、城貝増夫です。答弁ありがとうございました。

それで、私も先ほどの本田議員ではありませんが、一応、町長にご意向を、所見をお伺いしたかったわけですが、各

関係部局で答弁していただきました。町長、もし、よろしければ、今のインターに向けての施策について、もし、町長の何か思いがあれば、この場で補足と言いますか、思いを申していただければ幸いに存じます。

それと、2件目の獣害対策でございますが、先ほどの質問の中に、後半の部分にちょっと触れさせていただきましたが、湖東定住圏と言いますと、愛荘町と犬上郡と彦根でございます。今ちょっと質問に触れさせていただきましたのは、東近江市との関係がございます。東近江市の侵入防止柵に対して、我が方はたちまち対抗上、柵をしないといけないと、この辺のことについて、来年の予算に反映される、できるものかどうか。

それと、猿害に対する対策については本当に漠然としたお答えで、どれだけ付近の住民が困っているかということを感じておられるのか、私、はなはだ今疑問に感じたのですよね、その猿害に対する対策について、その2点について、来年度はどういう意向かということを質問させていただきます。以上です。

○議長(辰巳 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)インターチェンジの開通が目に見えてきました、これを核にしたまちづくり、非常に大事な視点であります。まずは、企業誘致等をやっぱり図っていくのが常套手段なのですけれども、先ほども主監の方から答弁がありましたように、非常に情勢が悪うございます。今まで、例えば、関西電力の斧磨の用地について、工業開発ができるかというの、だいぶ検討いたしました、県の開発公社とも何回も折衝いたしました。そういうこともあって、県の開発公社もあそこに興味を示したのですけれども、その下の田んぼも協力をもらえるかどうか。そのことによって、あそこは工業団地のコストが下がるのです。そうなりますと売れる可能性も十分出てくると、こんなことで折衝を進めてきたのですけれども、県の方も及び腰です。要するに、開発をしても、次、売れるか卖れないかというの非常に心配だと、リスク負担を町がやるだけの覚悟があるか。要するに、開発して、それが売れない間の金利負担等を県とともにできるかどうかと言った問題提起をされたり、それから、梨園の話も、これは地元の方々から何回も私の方にも聞いておりまして、何とかしてもらえないだろうかと。梨はもうできないし、あそこは6万m²もあるのですけれども、あそこも非常にインターから近いところで、そういう開発には非常に持ってこいのところでもあります。これも、開発公社とも相談しました。開発公社もすごくインターに近いし、非常にいいなということだったのですけれども、このリスク負担に、やっぱり県としても慎重姿勢を示していると。

そのほか、大きな団地としては常安寺のところ、甲良町とに境のところです。ここには9万m²の民間の用地がありますし、反対側の甲良町側には30万m²の大きな用地がある。これについても、一緒に開発をできないか。これも今の新しい町長とも話をしております、ここには保安林が入っています。そういうものがどうしてできるのか。それはもう町の甲斐性では無理だなど。両方合わせて、一度県と相談しようかなという話を、つい先週もやってきたところあります。そんなことで、非常に情勢が悪くございますが、やっぱり、今後ともがんばってやってきたい。

そして、関西電力が持っていた斧磨の用地で、道路用地を持っておりますが、それは北の方のインターのガードに入ってくる、これについては、関西電力が用地を寄付してもよいと、町道として整備をするのなら、その部分については寄付するという申し出まで受けているのです。これと、先ほどご質問のあった道路とをつないでいく、そうすることによって、工業団地としての開発用地は非常に高まると私は思っていますので、何とかこれはやっていきたいなというふうに思っています。

それから、民間の工業用地もたくさんあります、この誘致を今までかなり激しくやってきましたのですけれども、非常に難しい。つい先日も、大手のコンサルが来て、何とかならんのかということを言っていましたら、もう今ご承知のとおり、日本の製造業は国内は向いていないと、すべて海外に向いている。かろうじて向いている企業というのは、環境と食品と物流関係だけだというふうな話がございました。そんな状況で、なかなか今の日本の製造業というのは、日本の国内で立地しようという考えはほとんどないらしいです。

そういうことで、大変まあ苦慮をいたしているところでございますが、そんなこと言っていてもせっかくインターができ キオのア ガムイギーアリス! いふかは筆本やア! いきナ! いし! うふ、うー田マア! いスレースヤーズ! キオ

○議長(辰己 保君)農林商工課長。

○農林商工課長(桑島正幸君)城貝議員の再質問について、答弁をさせていただきます。

説明の中で、東近江市の方から櫛をされたのでこちらの方に、当町の方に有害鳥獣がやってきたという説明であったと思うのですけれども、私も現場の方は見させていただきまして、名神よりもいわゆる現在柵のしてないところにまでサルとかイノシシが出没しているというのもお話を聞かせていただきまして、その対応につきましては、また鳥獣被害防止対策協議会の中で進めさせていただきたいと思っておりますが、設置につきましては、地元負担金も負担をしていただかなければならぬことになろうと思いますので、そういったことをいろいろ含めまして、対策協議会の方で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長(辰己 保君)5番、城貝増夫君。

○5番(城貝増夫君)5番、城貝増夫です。再々質問です。農林建設主監にお尋ねします。

狼害対策としまして、「サルが出た」と役場の方に出向きますと、区長とか農業組合長にしか渡さないといいう寸筒花火を交付してくれます。これは、サルが現れたら、火をつけてドカンとびっくりさせて追い払えという代物です。比較的、獣害対策が進んでいると思われます東近江市では、この花火の使用が音の刺激に慣れてくる、山に一時的に逃げ込むだけということで、失敗例として取り上げているのです。

また、我が町の獣害対策協議会は、捕獲用の櫛を設置すると、こういうふうになっておりますのですが、ただ単に捕まえるだけでは何の意味もない。捕まえた動物に発信機を取りつけて生態調査をする等の、そういう目的が必要であります。獣害対策の先進の市町村を参考にされて対応していただきたい、いかがですか、主監。

○議長(辰己 保君)農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)再々質問にお答えいたします。

狼害対策は非常に深刻でございまして、当面の対策として花火による追いやりということで対応しているのは現状でございます。当然、慣れてきて、女性とか子どもにはなめてかかって集団でそのまま逃げないでいるというような状況も起こっております。心配しておりますのは、子どもたちへの被害が常習化すると大変だということで、大変苦慮しているような状況でございます。

鈴鹿山系へ逃がすサルに対して無線機の取りつけにつきましては、定かではありませんけれども、3~4年前から無線機を取り付けて、それぞれ個体の生息域を把握する調査を専門家がやっていまして、またそこらの専門的意見も結果についてどうなのかということで、当然長期間かかりますので、その辺の専門的意見・助言なりを聞いて参考にしてまいりたいと思います。

狼害それからイノシシの有害動物でございますけれども、重要な点は、それぞれ人里のところに来ておる獣害対策は、抜本的な対策が必要であろうということを思います。重要な柱は、2つほどあるかと思います。

まず1点目は、山奥へ、人里よりも山奥の方がおいしい物があると動物に思わせて山奥へ追いやるというか、食べに行っていただくというような方策が1点。それから2点目は、やはり、うちの町だけがやっても、点でやっても、とてもやない追いつく話ではございませんので、広域で取り組む必要があると。一番効果的なのは県下全域で、人里へ下りてこない対策が必要なのでございますけれども、県下全域というのはとても無理でございますので、とりあえず、この湖東定住圏での有害部会をつくって、霊山付近の山においしいどんぐりとかクリ・カキ、そこらの食べものが点々と領境にあるということで、できれば、そこにとどめたいということを思っておりますので、今回有害部会を発足させて、抜本的な改革に取り組んでまいりたいということを思っていますので、ひとつよろしくお願ひします。

○議長(辰己 保君)これで、城貝増夫君の一般質問を終わります。

◇嶋中まさ子君

○議長(辰巳 保君)次に、2番、嶋中まさ子君。

(2番嶋中まさ子君登壇)

○2番(嶋中まさ子君)2番、嶋中まさ子。一般質問を行わせていただきます。

3点ほど質問を提出しておりますが、まず最初に、子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンの3種類に対する公費助成についてでございますが、これにつきましては、午前中の町長からの本定例会への提案事項として、一般会計補正予算案の中で、これらワクチンについての助成額を計上されているということでございましたけれども、この一般質問を提出するときには私存じ上げませんでしたので、その提出内容を読ませていただくこといたします。

報道によりますと、政府は、女性の子宮頸がんと、乳幼児の細菌性髄膜炎を予防する3種類のワクチンについて無料接種をはじめる方針を決め、今年度と来年度分の関連経費185億円を計上いたしました。

対象は、子宮頸がんを引き起こすヒトパピローマウイルス(HPV)と、細菌性髄膜炎の原因となるインフルエンザ菌b型(Hib=ヒブ)、小児用肺炎球菌の各ワクチンでございます。市町村が行う接種事業に対し助成し、国と市町村で費用を折半するということになっています。

町は、6月議会での子宮頸がん予防ワクチンの助成についての私の質問に対しましてですけれども、国の動向を見極めてから検討すると答弁されましたが、今回、公的助成が認められたこれら3つのワクチンへの公的助成の具体化を急ぎ、早急な実施を求めたいと思います。それとともに、国は23年度までの限定事業となっておりますが、町としても事業の継続をしていただくとともに、国にも、さらに継続を求めていくべきだと思います。この点について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

2点目なわけですけれども、午前中もお二人の議員の方々からも関連したような質問がございましたが、私も日郡役所の保存を含むまちづくり協議会などの設置について、質問をさせていただきます。

郡役所について、町長は保存の方向で検討したいとの意向を示しておられることに、私は賛同いたします。このことについて、今後の活用、保存活用に向けて、まちじゅうミュージアム構想の展開をも図れるよう、熱意を持って取り組んでいただきたいと思います。そのために、積極的に活動してくださる住民さん方が参加するまちづくり協議会などを設置し、優良な民間の業者さんなどの誘致も積極的に取り組みながら、将来、郡役所を保存してよかったですと、住民の皆さんから言ってもらえるような実りある保存活用の検討を求めたいと思います。町長のお考えをお聞かせください。

3点目なわけですけれども、愛荘町のガイドブック更新について、お尋ねいたします。合併時に作成されました本町のくらしのガイドブックは、住民にとって大変参考になっていると思いますが、4年を経過して、行政の執行状況の変化や、住民へのサービスへの内容もいろいろ更新されてきております。

住民の中には、この保存版を参考にされておられる方も多いようですので、そろそろ改訂が必要になってきているように思いますが、その予定はあるのでしょうか。お尋ねいたします。以上3点質問させていただきます。

○議長(辰巳 保君)副町長。

(副町長宇野一雄君登壇)

○副町長(宇野一雄君)嶋中議員の、郡役所の保存のための住民参加によるまちづくり協議会の設置と保存活用に検討に関するご質問に、町長に代わりましてお答えを申し上げます。

午前中の伊谷議員のご質問に、整備の考え方と方針につきまして町長からご答弁申し上げておりますので、私からは、旧愛知郡役所庁舎の保存活用の方向に動いた旧愛知川町時代からの背景・経過等を主に申し上げたいというように思います。

口須田又川のまちづくりは、ハセトナリと現住の木造下見板張りによる公共建築で、完成度の高い構成を見せております。また、意匠的価値や技術的価値が高く、京都・滋賀エリアで唯一現存する郡役所施設でもございまして、建築物がほぼ完全な形で残る全国的にも大変貴重な存在とされております。

このようなことから、旧愛知川町では平成13年10月、当時の町長が保存的価値があるとし、「構造的に見ると曳き屋は無理であるが、移築はできる。移築先については、ゆうがくの郷付近」と町営住宅豊満団地跡地が示されたところであります。このことを受け、当時の総合計画策定の内部協議の段階で、旧愛知郡役所をまちじゅうミュージアムのまちづくり博物館の整備に位置付け、保存活用については、移築という方針で検討に入られております。

翌平成14年には、愛知川町まちづくり協議会から、「まちじゅうミュージアムのまちづくり保存活用について、財政事情が厳しい中、保存方法いわゆる現地保存あるいは移築を含めてでございますが、活用方法等についての研究会等を設置し、調査研究を進めるとともに、まちづくりの優先順位を見極めながら、検討をしていく必要がある」との提言がなされております。

その後、JA東びわこに対しまして、「旧愛知郡役所庁舎の保存等についてのお願い」また、「旧愛知郡役所庁舎の借用について」という公文書が出されまして、平成15年4月より建物賃貸契約を締結し、町が管理を行ってきたところでございます。合併後、新町になりましたが、旧町の意思を引き継ぎ、賃貸契約を継続してまいりましたのでございます。

また、平成18年に発足いたしました100人委員会の教育部会の中に、「郡役所の保存活用と町の資源を活かしたまちづくりとして、町の宝を正しく保存し、住民が一緒に未来に伝えていくことが大切では」という提言をいただいているところでございます。あいまって、地元住民等によります旧愛知郡役所の保存運動が起こってまいりました。町といたしましては、このようなことを総合的に勘案し、平成20年1月に策定いたしました「愛荘町総合計画の第5章、共に育つ学びと文化のまちづくり」および「まちづくりの重点プロジェクト」に、旧愛知郡役所庁舎の保存活用を網羅し進めているところでございます。

保存に関しましては、第一義に現地保存がベストと考えますが、JA東びわこの支店の適地、いわゆる代替地が見つからず、現地保存につきましては暗礁に乗り上げた形となっております。また、旧愛知川町で検討されておりました他の地への移転といったことも視野に入れ、検討いたしているところでございます。

いずれにいたしましても、保存活用の方向は変えておりませんが、どの方法で保存活用を進めましても、多額の予算は必要となってまいりますので、充当財源の精査等を行いながら、町議会の皆さまはもとより、住民にご理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、ご質問にございますまちづくり協議会などの設置につきましては、保存そのものにご理解が得られた段階で、活用手法の検討等に多くの住民等のご意見を賜ってまいりたいというように考えております。

○議長(辰巳 保君)政策調整主監。

(政策調整主監村西作雄君登壇)

○政策調整主監(村西作雄君)私からは、ただいまの質問の町のガイドブックの更新について、お答えをいたしたいと思います。

合併時に作成いたしました「くらしのガイドブック」は、発行以来4年を経過し、その内容も更新する時期に来ております。そのため、来年の合併5周年記念に合わせ発行したいと考えております。その発行方法でありますが、専門業者が発行する広告入りのものとし、経費をかけない手法により、進めたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長(辰巳 保君)健康推進課長。

〔健康推進課長小西文子君登壇〕

○健康推進課長(小西文子君)嶋中議員のご質問のうち、1点目の子宮頸がん予防ワクチンと3つのワクチンへの公費助成について、お答えさせていただきます。

子宮頸がん等3つのワクチン接種につきましては、11月26日に、国の補正予算が可決され、平成23年度まで助成対象とされたところです。これにより、町としましても、国の助成制度に基づき、具体的な実施を進めてまいりたいと考えております。

また、平成24度以降の事業継続につきましては、国において引き続き定期の予防接種に向けた検討が行われているところであります。これらの動向を踏まえ、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(辰巳 保君)2番、嶋中まさ子君。

○2番(嶋中まさ子君)2番、嶋中まさ子、再質問させていただきます。

1番目の子宮頸がん等3つのワクチン接種の件なのですけれども、5日に「人権尊重と部落解放を目指す県民のつどい」で記念講演をされた向井亜紀さんも、その時におっしゃっていましたけれども、向井さんは初めての妊娠時に子宮頸がんが発見しまして、胎児をもちろんその時おろさなければならなくなりましたし、それ以後妊娠できない身体になられました。それで、皆さんご承知の方もおられるかもわかりませんが、海外での代理出産で、現在子どもを授かったというようなお話をしました。その時にも、向井さんは今國の方がこういうふうなワクチンの無料化が進むという話になってきていて、自分のような経験をする人がこれからほとんどなくなることが、本当に大変喜ばしいことだと述べられておられました。

そういうことをお聞きする中で、やはりこれはずっと継続して、今の対象の方々にぜひ続けてワクチン接種をしていただければありがたいと思います。それで、質問なのですけれども、この実施時期はいかがになっているのか。そして、内容はどういうふうな対応で取り組まれるのか。

私、先日、隣町の豊郷町で、ちょっとこの状況やらを聞かせていただきましたら、すでに豊郷町では9月議会で町単独での実施を決定されておられまして、特にヒブワクチン等につきましては、4月に遡っての支給とされておられました。住民の皆さん、大変高額な支出が要りますので、大変喜ばれておりまして、ぜひ当町も実施時期を4月に遡って支給していただければありがたいと思いますが、そのお考えはいかがでしょうか。

それと、2番目の旧郡役所を含むまちづくり協議会の設置につきましてですけれども、一昨日に保存を望まれる「二二ろばえの会」の方からチラシが配布されました。旧郡役所を「(仮称)あいの館」と銘打って、保存活用についての試案が、今後の保存に向けて、まちじゅうミュージアム構想の展開をもかかれるように取り組んでいきたいとの内容でございました。

このように、町の活性化を求めて積極的に活動して運営も考えてくださっている方々が、住民さんにもおられるということに対して、私は大変敬意を表したいと思っております。町内の皆さんだけでなく、町外からも大変熱心に熱い思いを持って関心を示してくださっている訳で、ぜひ、そういう方々を巻き込んだまちづくり協議会やNPO法人などを設置するということによって、行政だけでは考えられないような、新しい取り組みをも生まれてくるのではないかと、私は期待しております。

そして、金剛輪寺やひんてまりなど、特に愛荘町の文化財としての大切な1つのシンボルとなっていくことを願っておりますので、ぜひ前向きに保存の輪を広げていただけるよう、町長にも鋭意努力していただきたいと思いますので、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

3点目のガイドブック更新につきましては、ありがとうございます。以上です。質問を終わります。

○議長(辰己 保君)健康推進課長。

○健康推進課長(小西文子君)子宮頸がん等ワクチンのご質問にお答えいたします。

実施時期や実施内容はどうかということでございますけれども、現在、国から県に対しての説明ということの予定が12月9日に行われることとなっております。それに際しまして、子宮頸がん等ワクチン接種臨時促進基金というものが県で設立され、それを補助金として町が受けることになりますけれども、それらの詳細が決定した上で、町においても具体的な実施方法について、詳細に決めていくという予定をしてございます。

一定、まず国の方で言われている接種対象という方は、子宮頸がん等だけを例にあげますと、中学校1年生から高校1年生に相当するというところまでが、例示としてある状況になってございます。以上でございます。

それと、もう1点ですけれども、遡及ということに関しては、基金の状況を踏まえた上でということを判断をすることとしてありますけれども、現時点においては、考えていない状況でございます。

○議長(辰己 保君)町長。

○町長(村西俊雄君)旧郡役所の保存活用についてのご質問で、このまちづくり協議会などの設置について、どうかというお話かと思います。

私もそういう一般住民の方々の意見を聞くのは大事なことだなというふうに思っているところですけれども、基本的に保存活用するのかどうかの理由、基本的スタンスを、やっぱりご理解をいただけますがまずは大事かなというふうに思っていますので、その辺の合意形成ができるかどうか、議会も含めまして、まずはそこが一番大事なことかなと、前提条件として、そういうことで、今一生懸命、提案をさせていただいているところでございます。

○議長(辰己 保君)2番、嶋中まさ子君。

○2番(嶋中まさ子君)2番、嶋中まさ子、再々質問させていただきます。

郡役所の件は、ぜひ活用方法という以前の、ぜひ保存方法の方に、保存活用に向けて努力していただきたいということですけれども、1番目の子宮頸がんワクチン・インフルエンザ等のヒブワクチンなんかですけれども、やはり、ぜひ、町としての単独費用も含めて遡っての遡及をしてあげていただきたいなと思いますのと、それと、もう1つは、子宮頸がんワクチンの対象年齢ですけれども、私もネットで調べたわけですけれども、対象者が中学生の女性の方々が中心になっているわけですけれども、なかにはやはり、範囲を広げて、年齢がけっこう上の方まで対象を広げているところもありなわけとして、できたらそういった面も含めた判断を、今後していただければありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長(辰己 保君)健康推進課長。

○健康推進課長(小西文子君)ご質問にお答えいたします。

子宮頸がん等ワクチンに関しましては、現時点におきまして、一番効果的な年齢ということで、中学校1年生から高校1年生相当を国としては考えているということでございますので、それに、町としても合わせていくという訳ではないですけれども、一番効果的な年齢層をターゲットに考えていきたいというふうに思ってございます。

そして、先ほど12月5日の県民の集いの向井亜紀さんのお話が出てございましたけれども、特に子宮頸がん等に関しましては、早期発見ということが、最も大切な内容になりますので、合わせて早期発見対策、子宮がん検診の推進ということに取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長(辰己 保君)これで、嶋中まさ子君の一般質問を終わります。

暫時休憩をします。再開は2時5分とします。

休憩午後1時55分

再開午後2時05分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇吉岡ゑみ子君

○議長(辰己 保君)次に、4番、吉岡ゑみ子君。

(4番吉岡ゑみ子君登壇)

○4番(吉岡ゑみ子君)4番、吉岡ゑみ子。3点、質問させていただきます。

まず、1点目でございますが、新型インフルエンザ予防接種について、お伺いいたします。

昨年11月末をピークに猛威をふるった新型インフルエンザは、全国で100人を上回る死者を出し、また1,265万人という国民の10分の1が感染し、感染者の年齢層も広がりを見せたことから、警戒が必要、手洗いの徹底に心がけてほしいなどと、再三警告を発しましたことは、つい昨日のように感じますが、今年もまた新型インフルエンザの大発生が危惧される時期の到来となりました。

11月22日の新聞紙上では、日中韓の保健閣僚会合が韓国で開催され、新型インフルエンザについて、3ヵ国の共同対応で流行の抑制を行うとともに、新たなインフルエンザに対するワクチンの開発や疫学調査・患者の隔離など、より進展した共同体制を構築することが話し合われました。

今年のインフルエンザは、感染力も強く、早目の予防対策が必要であり、災害的処置で万全の予防対策を講じるべきと考えます。昨年、国では優先接種対象者5,400万人のワクチン接種のスケジュールを組んだり、健康な満1歳から小学3年生までの予防接種の申し込みが殺到し、ワクチン不足が生じ大騒ぎとなりました。こうした昨年の経験から、インフルエンザに対する予防接種等、個人的対応はもちろんのこと、集団接種が緊急に必要と考えます。本町において、集団予防接種の現状の状況ならびに感染者の現状についてお聞きいたします。また、ワクチンは確保できているのか、そしてまた、医師会との連携についてもお聞きいたします。

2つ目でございます。「国の事業仕分けによる本町での影響は」について、お伺いいたします。民主政権の超目玉政策として、あらゆる無駄を徹底的に排除することを目的に実施されている事業仕分けが、着々と進められておりますが、地方関係予算で地方交付税や農道整備・下水道関連など、いとも簡単に見直しや廃止の判定を受け、無駄の排除がややもすれば、地方切り捨てにつながっていると、多くの自治体から怒りの声があがっておりましたが、この事業仕分けに対するご認識・評価について、まずお伺いいたします。

また、この事業仕分けが、本町の行政運営に与える影響はないものか、あるいは、すべてにおいて今後支障なく計画どおり推進されると理解してよろしいのか、お伺いいたします。

続いて、3問目でございます。健康支援とがん対策について、お伺いいたします。

昨年度より、国では女性の健康支援対策事業が大幅に拡大され、乳がんや骨粗しょう症などの予防に役立つ事業が展開され、健康手帳の発行や女性の健康実態調査が、がん予防と連携した取り組みなどが各地で実施されております。

特に、乳がん・子宮頸がんは早期発見が大事であり、そのためには何よりもがん検診を受けることが重要であることは言うまでもありません。しかし、我が国のがん検診受診率20%程度と、欧米の70~80%に比べて、極めて低い状況であります。

平成21年度、国の補正予算で子宮がんは20歳から40歳まで、乳がんでは40歳から60歳までの間、それぞれ5歳刻みの対象者に検診の無料クーポンの配布が実現しました。

そこで、まずは、本町における無料クーポンの使用状況およびがん検診の受診率について、お尋ねいたします。

本町の将来を占う総合計画が2008年に立案され、健康増進への支援として、このがん検診の受診率の向上が重要施策として、掲げられています。がんに襲われ、かけがいのない家族を奪われ、これまで幸せだった家庭生活が突

如として崩れ、途方に暮れる悲惨な実例を私は幾度もなく聞かされ、また見てまいりました。

国レベルでは、これまでにない手厚い健康支援対策事業が推進されることになりますが、私ども地方自治体でも、がん予防対策にもっと積極的な取り組みが不可欠だと感じております。私ども町政の現状を見ておりまして、このがん予防対策について、まだまだ手薄いと、本腰が入っていないと思います。がん検診の受診率を大幅にアップさせるための積極的な取り組みが必要ではないでしょうか。町民1人ひとりが、がん予防に対する認識の高揚に努めたり、行政のリーダーシップが不可欠だと考えます。

そこで、がん予防についての取り組みは、現状において、一定の成果は上がっていると認識されているのか、また今後の取り組みについて何かお考えがあるのか、お尋ねいたします。以上でございます。

○議長(辰己 保君)総務主監。

[総務主監細江新市君登壇]

○総務主監(細江新市君)先に私の方から、2番目の事業仕分けの関係につきましてお答えをさせていただきます。国におきましては、雇用や社会保障制度の対策、確実に進行する人口の減少や高齢化問題、食料の安全保障問題など山積みする課題への対応が迫られる中、国債等の長期債務残高が更に膨れ上がり、財政構造の硬直化が一層進んでおり、極めて厳しい状況であると認識をいたしております。

こうした中、政府の行政刷新会議は、平成21年11月から事業仕分けの手法を用い、聖域なく事業を見直す作業を進めております。仕分け作業は公の場で実施をされ、連日のマスメディアによる報道などにより、国の事業に対し多くの国民が関心を高めたことや、その事業を多様な方々が議論して評価することについては、有意義であったと感じております。一方で、議論の中で垣間見た国と地方の役割分担など制度面については、国と地方でしっかりと協議をしていくことが重要であると考えております。

次に、事業仕分けによる影響につきましては、鳥獣被害対策事業・土地改良事業・農業共済事業などに影響し、特に鳥獣被害対策では、今年度事業において大幅な補助金を削減されている状況でございます。

今後、仕分け結果を参考に本格的な作業を行われると思いますが、国においては地方自治体の実態をよく把握していただき、事業着手に大きな混乱が起きないように配慮されることが重要であると考えております。今後も、こういう状況を注視しながら、総合計画の事業推進を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)健康推進課長。

[健康推進課長小西文子君登壇]

○健康推進課長(小西文子君)吉岡議員のご質問のうち、1点目の新型インフルエンザ予防接種についてと、3点目の健康支援とがん対策について、お答えします。

昨年8月中旬に本格的な流行を示し、11月末に流行のピークを迎える、それ以後、季節を外れての流行が見られない新型インフルエンザは、今年8月に通常の感染症対策として対応する体制に切り替えられたところでございます。今後、数年間は季節性インフルエンザと同様の傾向を示し、数年間は流行が続くと予測されています。

現在、新型インフルエンザワクチン接種事業は、国が実施主体であり、各医療機関はワクチン接種の受託医療機関として国と契約をされ、接種を希望する対象者に対して、個別接種を原則としてワクチン接種を実施されているところでございます。こうしたことから、町としましては、従来の季節性インフルエンザと同様の対策を行うこととしているところでございます。

新型インフルエンザの感染者の発生は、11月30日に行いました保健衛生会議において、患者発生は現時点においてはないというふうに各先生方から報告を受けてございますが、先日、12月6日だったのですけれども、昨日だっ

たんすすけれども、大津市において県内初の患者1名から新型インフルエンザウイルスが検出されたというふうな報告が発表されているところでもございます。

次に、ワクチンの確保についてですが、今シーズンの新型インフルエンザワクチンを含む3価のワクチンの需要量は2,230万本から2,670万本と見込まれていますが、製造予定量は2,900万本となる見込みであり、予想される需要に対して、十分な製造・供給能力は確保されてございます。

さらに、医師会との連携についてですが、町内すべての診療所に参加していただく保健衛生会議等において、周知や協力を得ているところでございます。今後も引き続き、インフルエンザ予防対策について、知識の普及や流行に関する情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の健康支援とがん対策についてであります。まず、女性特有のがん対策の推進として、平成21年度から開始した乳がん検診・子宮がん検診の平成21年度のクーポン利用状況ですが、乳がん検診では37%、子宮がん検診では26.6%で、受診率は、乳がん検診34.2%(県下で第2位)、子宮がん検診31.4%(県下で第3位)となってございます。そのほか、胃がん検診では19.5%、大腸がん検診では32.2%、いずれも県下で第1位の受診率となっております。

いずれのがん検診においても、平成20年度の受診率を上回っているところでございます。このことからも、一定の取り組みの成果はあったものと考えております。

今後の取り組みについてですが、平成22年3月に策定しました「健康あいしう21」に掲げる事業について、毎年度ごとの事業評価を行い、「はじめよう続けよう毎日の楽しい健康づくり」を基本理念として、健康チェックをはじめとした7つの領域ごとの目標値の進行管理を適切に行ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)4番、吉岡ゑミ子君。

○4番(吉岡ゑミ子君)4番、吉岡ゑミ子です。

インフルエンザの件で確認だけさせておきますけれども、ワクチンの確保というのは、今ここで答弁していただいたワクチンは確保されているという認識でよろしいのですか。そしてまた、医師会等の連携というのも、もうきちんとなさっていたいたというふうに了解してよろしいですか。はい、ありがとうございます。

そして、もう1つ、がんの方でございますけれども、町の検診で住民の方が受けてよかったとか、早くわかってよかったという住民の方がたくさんおられるのも耳にしますけれども、なかなか乳がんとか子宮がんとか、いうものは受診し難いという、そういう面も多々あると思います。

そういうことで、ここに今、県下で1番とか2番とかおっしゃいますけれども、それは受診率が低いからそういう1・2位ということと解釈してよろしいですね。それがまた受診率が高かったら、また他所がもっとあがってくるというふうなことと違うのですか。それとしても、そういうことで、受診し難いということで、またこれからも啓発とかいうのを、逐次進めしていくなり、皆さんに受けさせてよかったですという、住民の方々が思っていただけるようにしていただきたいなということで、閉じさせていただきます。

○議長(辰己 保君)4番、吉岡ゑミ子君の一般質問は終わります。

◇河村善一君

○議長(辰己 保君)続いて、6番、河村善一君。

[6番河村善一君登壇]

○6番(河村善一君)6番、河村善一。2つの点について一般質問を行います。

について、ご質問いたします。

インターネットは世界につながっています。愛荘町に実際に来られなくても、町のホームページを見て、愛荘町を知つていただくことはできます。そのホームページを見て、ぜひ愛荘町に行ってみたい、来てみたいと思っていただくこともできます。その意味で、ホームページは、愛荘町のPRの場であり、顔でもあります。

町民にとっては、今まで直接庁舎を尋ねて聞いたり、電話で問い合わせていたことが、町のホームページを見て知ることができ、大変便利なものとなっています。そのほか、町の取り組んでいる事業・行事をはじめ、町長はじめ議会の動きを知つていただく絶好の場所もあります。毎日、愛荘町の本文を見ておられる方が多くおられると思いますが、今の町のホームページは、住民の期待に十分に答えられていないのではないか疑問に思い、一般質問いたします。

現在、町のホームページを毎月、何人の方が見ておられますか。その数を、どう評価されているでしょうか。ホームページは地域住民だけでなく、旅行者やメディアなど、ターゲットに必要な情報と機能を整理して、提供することが求められています。現在の町のホームページは、それに十分答えられているか疑問に思います。

ゴメスというところが行っているWeb自治体サイトランキングでは、「ウェブサイトの使いやすさ、情報の公開度・先進性」等々で、各自治体のホームページのランキングを決めています。2010年3月、両カテゴリーで政令指定都市の第1位となったのが大阪市です。特に注目したいのは、文章デザインへの細やかな工夫の数々であると評価していました。

愛荘町のホームページも、ほかから評価されるホームページであってほしいと思います。しかし、町のホームページは、愛荘町発足当初からあまり変更されていません。変更されているのは、トップページの新着メッセージで、他の部分は以前のままといったところではないでしょうか。24時間・365日情報提供できるホームページの基本構想にあたっては、コンテンツと機能のバランスが重要だと言われていますが、愛荘町のホームページは十分にそのようになっているとは思えません。

また、今のホームページの中で、何点か古い資料のままのものがあります。古い資料のままだと、次に見ようという気になりません。早急に資料更新をする必要があると思いますが、どう考えておられますか。

他市町のホームページと比較してみて、他市町のよい点はどんどん取り入れていくべきだと考えますが、今後研究して、改善する計画はあるのか、お尋ねしたいと思います。

実際、定住自立圏と地域創造事業を調べたところ、愛荘町のホームページの紹介は事業の一部分だけで、捗すのも大変でした。しかし、彦根市のホームページでは、詳しく紹介されており、シンボル事業(3事業)と、地域づくり事業(28事業)のすべてが紹介していました。知りたい情報が、どこにあるか、サイト内の回遊性を高め、ユーザビリティに配慮したインターフェイス設計と検索エンジン対策の必要が求められています。現在の町のホームページでは不十分だと思うのです。根本的な改善を求める

今後、町民のより使いやすい、情報の公開度・先進性No.1のホームページにするため、もっともっと町民の意見を聞いて、よりよいものにしていただきたいと思いますが、その計画はあるのか、お尋ねしたいと思います。

第2点目、読書のまちづくりの推進にあたって、学校の先生を巻き込んだ運動とホームページの活用について、質問いたします。

愛荘町の読書のまちづくりの推進にあたって、平成20年6月20日に読書のまちづくり推進に関する決議がなされ、平成21年3月議会には愛荘町まちづくり読書の宣言が採択され、いろいろな取り組みをされ、今日に至っています。その中で、ダイナミックな運動を求め、読書推進講演会の開催を求めていた一人として、今回、NHK・BS週間ブックレビューの司会のほか、テレビ・雑誌で書評を多く手掛けられている児玉清氏が講師に決まって大変喜んでおりました。

11月5日の児玉清氏による「読書が想像力を鍛える」と題するまちじゅう読書の推進講演会が開催されました。講演内容は大変すばらしいもので、参加してよかったです。開催後、何人かの学校関係者、特に中学校の国語科指導の教員に、講演内容の評価を聞こうと思って尋ねたところ、講演会そのものをご存知なかった先生がおられましたし、講演会に参加されていませんでした。

戦前、児童文芸雑誌の『赤い鳥』に、愛知川小学校の児童・生徒作品191点数が掲載されています。これには川村豊吉はじめ、河村の薰陶を受けた人々によって、自由詩や綴り方指導は継続され、多くの偉人を輩出したと『近江愛知川町の歴史第2巻』には書いてあります。

学校の国語科の教員に積極的に関わってもらい、さらなる読書の推進を求めるものであります。先生が本気にならない限り、生徒は真剣に取り組みませんし、読書推進は進まないと思うのです。講演は終わってしまいましたが、講師の児玉清先生に学校の先生との研修の場を設けるなどの工夫があつてもよかったです。読書のまちづくり宣言のした町の取り組みとして、大変お粗末なことを感じられてなりません。

また、町のホームページに、「まちじゅう読書の推進事業を実施します」の掲載が載ったのは、トップページの新着情報のところに載っただけであります。「教育と文化」と「生涯学習」というホームページの中では、「平成22年度、愛荘町高齢者大学を開講します」だけが掲載されました。上記の決議文も宣言もこれは載っていないし、読書のまちづくりの取り組みが何も掲載されていません。これでは、町がどのような取り組みをされているかわからないし、熱意も伝わってきません。

もっともっと、ホームページで愛荘町の読書のまちづくりの取り組みをアピールし、事例紹介をすべきだと考えますが、どのように考えているかお尋ねして、質問を終わりたいと思います。

○議長(辰己 保君)政策調整主監。

(政策調整主監村西作雄君登壇)

○政策調整主監(村西作雄君)私からは、河村議員の質問のうち、町のホームページの最大限の活用を求めるということについて、お答えをしたいと思います。

まず、閲覧回数ですが、ホームページ開設以来11月末日現在で100万回を超え、月当たりにすると1万8,000回余り、日平均では610回となり、多くの方が閲覧いただいていると認識をしております。

さて、現在のホームページは、合併時にアップしてから既に4年以上経過し、設計思想が古く最新の機能は付いていないため、見やすくわかりやすい画面や、ストレスのない操作などの面から見ても、閲覧者の皆さま方の声に応えられているとは言い難い状況であります。

現在は、広報・公聴担当が情報発信課からの情報提供により、ホームページを更新しているのが現実であり、さらに情報の共有化を図り、もって綿密な連携を取りながら、タイムリーな情報提供や古い情報の削除に努めたいと考えております。さらに、ホームページの更新回数が多い課などについては、情報発信課でも更新ができるような仕組みを検討してまいります。

次に、抜本的なホームページの改修ですが、住民の方や住民以外の方々にとって、機能的で操作性が高く満足感を得られるためには、ホームページの基本であるフレームから再構築する必要がございます。その費用として数百万円が必要とされており、現在、その時期は概ね平成24年度を予定しております。また、ホームページの構築にあたって、住民からの意見聴取がありますが、前述のホームページを再構築する際、ご意見を拝聴したいと考えております。

なお、読書のまちづくりの推進にかかるホームページの活用ですが、ホームページを再構築する際、十分留意したいと考えておりますが、現システムにおいても可能な限り、まちじゅう読書の推進をアピールしたいと考えてお

りますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長(辰己 保君)生涯学習課長。

(生涯学習課長松浦太市郎君登壇)

○生涯学習課長(松浦太市郎君)河村議員の質問されました読書のまちづくり推進にあたってについてのご質問に對して、お答えをさせていただきます。

読書のまちづくりの推進にあたって、「学校の先生を巻き込んだ運動が必要ではないか」ということについて、答弁をさせていただきます。

6月の吉岡議員の質問でお答えをいたしましたとおり、学校図書館の活性化を重要課題の1つとして取り組んであります。11月25日には、元学校図書館司書である五十嵐絹子先生を講師にお招きしまして、図書主任連絡会の特別研修会を開催いたしました。これは、町内小・中学校の教諭を対象に行いました。それを受けまして、学校と生涯学習課・図書館が協力し合い、今後の取り組みに活かす予定でございます。

また、児玉清氏の講演会につきましては、開催案内のチラシを町内全戸配布するとともに、有線・防災無線放送での広報や、町広報紙で案内を行いまして、また一部新聞にも掲載がされました。

議員ご指摘の研修の場につきましては、児玉清氏のスケジュールが大変忙しかった関係から、設けることは困難ではございましたが、先に述べましたように、学校図書館の活性化に向けての研修は、来年度も実施していきたいと考えております。

また、学校図書館の抱える課題について、学校支援地域本部と協力して取り組んであります。本年度、愛知中学校において、学校支援地域本部のボランティアの方のご協力によりまして、図書の受け入れ作業を行いました。この取り組みについては、希望される小中学校で、今後も引き続いて行っていきたいと考えております。

以上のとおり、読書のまちづくりの推進にあたって、学校図書館の活性化は必要不可欠であると考えております。また、その取り組みにつきましては、学校全体で取り組むことが必要であると思います。それには、生涯学習課や図書館の協力が必要であり、さらに読書のまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君。

○6番(河村善一君)ホームページのことについて、詳しく説明しながら求めたいと思います。ホームページの中で、まず変わっていたなと思ったのは、新着情報は更新されていますが、議会の決議で平成22年11月25日の臨時会の議決そのものは変わっていました。これは新しい部分です。ただ、町政の選挙のところで、これは平成22年4月1日現在のままであって、今年選挙された参議院選挙の選挙区比例代表・滋賀県知事選挙あるいは愛知川土地改良選挙区・農業委員会これも古いままで、選挙が終わって、もう何ヵ月も経っているのに古いままでの更新がされていない。

それと、投票率の数については、「データがまとまり次第掲載します」のまま、年齢別投票率の記録についても「データがまとまり次第掲載します」のまま、議会議員選挙の記録は、21日の記録はございません。これは町長の選挙については、ちゃんと投票に書いてあるのですけれども、何人当選したかも書いていないのです。これはおかしいです、2月21日。

それと、もう1つ僕がどうしても許さないという悪いのですけれども、愛荘町議会、これも持ってきたのですけれども、愛荘町議会議員のこれは赤い部分が変わっていない部分です、実際に。それで、動画の部分の中継の動画の配信の写真、赤い部分、これは前議会の写真です。これもやはり新しい写真に変えないといけないのじゃないですか。新しい議員がやっぱりこの場でやっているわけですから、こういう写真は当然変えてもらわないので

はないかと。めりゆる点で、データが非常に古いと思います。

確かに24年、かかると思うのですけれども、かかるのだけれども、その部分の今できることはいっぱいあると思うのです。やっぱり関心を持って毎日見ていますよ。だから、新着メッセージ、今管理課で何か変わったことがあるかなと思って、関心をもって。今回、もう1つ言うと、まちづくりについて、読書について、質問を調べて、読書推進の宣言とか、決議について調べようと思って、どこを調べたかというと、議事録の中の検索をかけて調べたのです。そこにしか載っていないという、そんなばかなことはありえないと思うのです。

町が一生懸命取り組もうとしているまちづくりとか、今おっしゃる部分はわかるのだけれども、そういうような部分が検索をしてぱっと調べることができるわけですから、だから、せっかく、もっと見やすいホームページにして、町長が言われる、町長のブログを見たら新しい情報をどんどん載せられているわけですよ。関心をもってみますよ、町長もやっぱり変えられている。それぐらい、町長も意欲はあるわけで、やっぱりそれぐらいの関心をもって、やってもらいたいと、こう思っています。それが第1点です。

だから、更新する意欲があるかないかの問題があるいと思うので、それを早急に、言えば、期限を切って、新しいものに変えて、点検して、新しいものに変えて、12月中にぜひ更新してもらいたいということを思っています。

それから、第2点、「ようこそ町長室へ」というところの、よくある質問とか当然ございます。僕がこれを調べていく中で、よくある質問が、生活環境行政まちづくり・暮らしの手引き・教育文化とか、これは非常に関心はあるのだけれども、今回ここにたどりつくのに時間がかかるわけです。こういうような点をもっと、ここの中に「ごみ袋の値下げについて」、町長に対する質問をなされていることを、答えていただいているわけです。こんなところに町民は関心があると思うのです。ごみ袋の素材についてとか、ふとん・カーペットの収集方法についてとか、身近に聞きたいことは答弁で答えているわけですが、ここにたどり着くのに時間がかかるというような点については、もっと工夫してもらいたいと考えています。以上は、指摘いたしましたので、いつまでに改善をされるのか。全体のホームページは24年とおっしゃいましたけれども、もっと早急に変えられる点については変えていただきたいし、早急にデータの更新、データが、何ヵ月も選挙が終わってから時間が経っているのにデータがまとまり次第掲載しますは、1週間か2週間でなく何ヵ月も経っているのに、そんなことはおかしいと思いますので、早急にしてもらいたいと。それと、町で取り組んでいることについては、非常にもっとわかりやすく、ていねいにしてももらいたいと。彦根市の中で調べていましたけれども、定住圏自立あるいは地域創造事業については、詳しく載せてあるわけです。関心がある人は、どこを調べるかと言えば、そこで調べるしかしようがないというようなことになってしましますので、やっぱり愛荘町のページで、愛荘町民が満足するホームページづくりをぜひお願いしたいと考えています。だから、そのホームページについて、今後の計画なり、そのことについてひとつお尋ねします。

それと、読書のまちづくり推進については、今申し上げましたように、ホームページでも事業の全体が、議員の僕でさえ、全体像が見えていない。学校の先生と話をする機会があっても先生にとっては、終わってから知ったというようなことがけっこうありましたので、それはやはり教育委員会なり、生涯学習課が取り組もうとする姿勢が欠けているのだと、ある意味で思うわけです。僕は批判しようと思って聞いたわけではないのです。よかったですねと思って話したら、聞いていない、行っていないということですので、これではやはり、姿勢としては、国語科の先生ですよ。私は喜んで児玉清氏のこれを聞きに行った人間としては、もったいなくて仕方がない。なぜ聞かなかったのですかと言ったのですけれども、再度、その姿勢についてお尋ねして、質問しておきたいと思います。

○議長(辰己 保君)政策調整主監。

○政策調整主監(村西作雄君)今ほど、河村議員からの再質問で、ホームページに関して大変貴重なご意見をいただきました。もとよりホームページの、本当に見やすい、わかりやすいという大改修につきましては、24年度を予定していると答弁させていただいたところでございますけれども、それまでの間につきましても、先ほども申しましたように、新しいニュースは素早く載せる、そして古い記事は削除する、そういうことにつきましては、過日の課長会で周

知徹底を図らせていただいたところでございます。

本当にホームページと言いましても、町の顔でございます。それがそのようなことが欠落しているということについては、本当に恥ずかしい限りで、大改修までの間にあっても、現システムでの更新等、できる限りの努力を役場全体で考えていきたいと、かように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(松浦太市郎君)先ほどの再質問の中で、学校の国語科の先生が講演に参加されていないということをございましたので、今後、こういったことが起こらないように、学校と十二分に連携をしながら、こういった事業を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長(辰己 保君)6番、河村善一君の一般質問を終わります。

◇小杉和子君

○議長(辰己 保君)続いて、9番、小杉和子君。

[9番小杉和子君登壇]

○9番(小杉和子君)9番、小杉和子です。一般質問を行います。

1番、米農家の町としての対策をお尋ねいたします。今年も年末を迎え、全国的に中小企業・農業経営も悪化しつつあり、年の瀬が越せない農家や企業が多くあり、特に米価格の下落と夏の暑い気候で、品質下落と二重のパンチを受け、その上、米に対する政府の対策も決まらず、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉に参加すると決まり、このままではますます農家離れも多くなり、集落営農・認定農業者・大農家は、夢も希望のなくなり、農家は生活もできなくなっています。

農家に希望の火を、町としての対策は持っておられますか。農協や町が中心になって、希望が持てるように、どのように考えておられるかを、お尋ねいたします。

2、TPPについての町長の考え方をお聞きします。滋賀県町村会の会長として、全国の会合に出席されていますが、全国の町村はどのように対策を講じておられるのか、補助金制度などの話し合いはありますか、お尋ねします。

3、町の道路事業の計画、やり残し事業を前に進めるかということで、18億円もの税金使い、給食センター・郡役所と新築・移転と進んでおられますが、町民の足となる道路は計画には手もつけず、例えば、豊満神社前・宇曾川肥盤橋(ひだらいばし)・長野外周道路工事には、計画だけでやりっぱなしです。車社会では、足となる道路を早く工事を進めて貫通の計画はどのようにになっているか、お尋ねします。

4、宇曾川の草木撤去後の対策の管理。宇曾川の草木も307号線まで美しくなり、町として今後の対策と管理はどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

5、給食センター配達の学校側の受け入れを、どのようにされるか。給食センターより配達される学校側の受け入れ対策について、聞く耳を持たずの教育委員会の執行部ですが、学校の受け入れは学校の先生とよく話し合いをして、学校側の意見を聞いて、よい給食の受け入れができるようにしていただきたいので、どのように計画されているか、お尋ねいたします。

5点をお尋ねいたしますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)小杉議員のご質問のうち、TPPと農家対策についてお答えをいたします。

TPP環太平洋連携協定は、関税や非関税障壁をすべて撤廃するというもので、日本農業に計り知れない打撃を与える、地域経済・社会の崩壊を招くもので、食料の自給や国土保全・水源涵養といった農村の機能を無視したものであると認識をしております。

TPPへの参加表明が先行し、国内の農業対策があと追いとなっている政府に対し、去る12月1日の全国町村長大会におきまして、TPP反対の特別決議を採択し、要請活動を実施してきたところであります。

政府は6月頃までに、参加の是非を決めるとしておりましたが、多くの反対の声が高まる中、民主党でも農業対策など、慎重な議論が必要として、秋まで結論を引き延ばそうとの動きもあると聞いております。

一方、産業界の意見は、農業生産総額は約8兆円、日本のGDPに占める割合は1.5%しかなく、日本経済の基盤を支え、国民の高い生活水準を維持していけるのは、工業製品や技術の輸出で成り立っていることから、TPPの参加はやむを得ないとしているところであります。

だからと言って、農業がその犠牲になることは絶対許すべきでないと私は考えております。TPPが実行されると、県内で約400億円の影響があると先日試算額が発表されておりました。農業と広大な農地が生活基盤となっております町村は、今後もしっかりと農業対策なしで、このTPPを進めることに反対をしていきたいと考えております。また、農産物価格はじめ、農業を取り巻く状況が国際的な潮流の中で激動して、町としての農業対策は、極めて微力ではありますが、政府が現在検討しております農業改革として農地法の改正・所得補償制度の拡充・農業の大規模化促進の加算措置・米価下落の防止策など、国の施策とあいまって、関係機関との連携を強化し、迅速に適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

さらに全国の町村が農業補助金などで、どのような対策を講じているかとのことでありますが、私も全国町村会を通じて、的確な情報を得るよう最大限の努力をさせていただきたいと考えております。

○議長(辰己 保君)建設下水道課長。

(建設下水道課長田原秀郷君登壇)

○建設下水道課長(田原秀郷君)ご質問のうちから、町道の整備計画についてと、宇曾川の草木対策についてにお答えをさせていただきます。

町道の整備計画につきましては、総合計画に基づき、地元要望等を踏まえ検討し、順次、計画的に実施しておりますが、用地問題や建物補償の問題など、さまざまなハードルがございますので、事業完了までには着工から数年以上要することも、まずもってご理解を賜りたいと存じます。

議員ご指摘の豊満神社前の道路計画につきましては、公安委員会の了解が得られず、計画の段階で大変難しい状況となっております。また、長野外周道路につきましては、継続事業として計画的に順次推進しております。宇曾川肥盤橋の改良については、県道であり、県に強く要望しているところでございます。

次に、宇曾川の草木対策については、21年度に引き続き、本年度においても、金剛寺橋から国道307号線までを河川管理者である県に実施していただいております。今後につきましても、継続的に管理等を強く要望しておりますので、答弁とさせていただきたいと思います。以上です。

○議長(辰己 保君)学校教育課長。

(学校教育課長堤清司君登壇)

○学校教育課長(堤清司君)小杉議員の新給食センター配達受け入れについて、お答えさせていただきます。

配達の各校園の給食の受け入れ口についてですが、校園では、その受け入れ口(プラットホームと申しますが)を改修・整備する必要がありますので、すでに学校・園と十分協議を重ねてますが、今後も協議を続けてまいります。

す。また、受け入れ時の入タップについては、本町では各教園の現入タップでもって受け入れていたたく予定をしております。以上です。

○議長(辰己 保君)9番、小杉和子君。

○9番(小杉和子君)小杉和子です。

米対策の町として考え方を、ちょっと、農林商工課の方からお願ひしたいと思います。

それと、道路のことですが、豊満神社の前の道に改良ができないかということもひとつお願ひしたいのですけれども、どういうふうに改良していただきたいというのは、南の方から愛知川に入って来るときに、点滅式のものがついていたのですけれども、この頃ついていませんので、夜は入ってきたのはわかるのですけれども、ライトでわかりますけれども、昼間のときに、ほんとうにものすごいスピードで入ってくるので、ものすごく危ないのです。だから、何か信号機見たいものが付けられないかなということを、1つ提案したいと思いますので、よろしくお願ひします。

肥塙橋のところですが、幅が狭いので、これからインターチェンジができると、大型バスや大型トレーラーが、自由に通れるような幅に持っていくってほしいなと、県の方に要望していただきたいなと思います。

○議長(辰己 保君)農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)米価対策についてでございますけれども、今年度平成22年度モデル補償ということで、農家補償対策が施されたところでございますけれども、来年度、本格的な制度実施ということで、現在、畠作にもその枠を広げて、本格的な制度として、施行されていく予定でございますので、その推移を見守りたいところで、現在、町財源としては、その制度の推移を見守りたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長(辰己 保君)建設下水道課長。

○建設下水道課長(田原秀郷君)再質問の豊満神社前の道路につきましては、公安委員会の了解が得られずという答弁をさせていただきました。ルートの案もいくつか考えておりまして、豊満神社の敷地外のルートということで、大変カーブがきつくなります。よって、公安委員会としてもカーブについては危ないというような考えだというように思いますし、信号の件につきましても、道路管理者が付けられませんので、これも公安委員会と協議を今後していくことになろうかと思います。

肥塙橋の改良の件につきましては、去年の5月の県との調整会議におきましても、強く要望しているところでありますし、今後も強く要望して行きたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○9番(小杉和子君)ありがとうございました。

○議長(辰己 保君)これで、一般質問を終わります。

暫時休憩をします。3時15分、再開とします。

休憩午後3時00分

再開午後3時15分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を行います。

◎請願1号・2号の上程、説明

○議長(辰己 保君)お諮ります。ただいま、請願2件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

よって、請願2件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、諸願第1号 TPPの参加に反対する諸願および追加日程第2、諸願第2号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加に反対する諸願を議題にします。

お諮ります。諸願第1号および諸願第2号を産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

よって、諸願2件は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第67号・68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第4、議案第67号愛荘町公有財産審議会条例の制定についておよび日程第5、議案第68号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、議案第67号でございます。「愛荘町公有財産審議会条例の制定について」でございます。今回、この条例を制定させていただく理由といたしましては、公有財産のうち、土地および建物の公正かつ適切な取得管理および処分を行うために、地方自治法第138条の4第3項の定めるところにより、執行機関の付属機関として審議会を設置をさせていただくものでございます。

条例内容といたしましては、1ページから、第1条につきましては設置の目的をあげてございます。第2条につきましては所掌事務、第3条につきましては組織として委員は5人以内で組織するということであげてございます。4条につきましては任期、任期は2年とさせていただくものでございます。5条では会長および副会長を置かせていただきます。6条につきましては会議、第7条につきましては委員の除斥、第8条につきましては庶務、第9条につきましては委任。

付則といたしまして、第1項、この条例は公布の日から施行する。第2項につきましては経過措置をあげさせていただいております。

続いて、議案68号でございます。愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、今ほど審議会条例に基づきます公有財産審議会委員の報酬でございます。別表に次の1項を加えるということで、日額7,000円ということで、報酬を決めさせていただきました。

付則、この条例は公布の日から施行するということでございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより、議案第67号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第67号愛荘町公有財産審議会条例の制定については、原案どおり可決されました。

次に、議案第68号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第68号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第68号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第6、議案第69号愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(辻孝志君)議案第69号、愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例を、説明させていただきます。議案書の4ページ、説明資料4ページから7ページをご覧いただきたいと思います。この条例改正をする理由といましましては、11月1日に滋賀県から愛荘町へ移管されました愛荘町アーチェリー場につきまして、スマートインターチェンジの設置工事に伴い、平成23年3月には解体撤去を行う必要があります。そのため、平成23年1月より、愛荘町アーチェリー場の解体・撤去工事を行う必要があるため、今議会でこの廃止をお認めいただきたいというものでございます。

要旨といましましては、アーチェリー場の名称および位置の削除・アーチェリー場の使用料の別表第3を削除するというものですございます。

よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第69号愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第7、議案第70号愛荘町依智泰氏の里古墳公園の指定管理者の指定につき議決を求めるについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(辻孝志君)議案第70号愛荘町依智泰氏の里古墳公園の指定管理者の指定につき議決を求めるについて、ご説明を申し上げます。

愛荘町依智泰氏の里古墳公園の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

公の施設の所在および名称といったしまして、所在地につきましては愛荘町上蚊野642番地、名称につきましては愛荘町依智泰氏の里古墳公園でございます。

指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名につきましては、所在地愛荘町上蚊野、名称上蚊野自治会、代表者区長水野幸一郎。

指定期間平成23年4月1日から平成28年3月31までの5年間、指定管理をお願いするものでございます。

この公園につきましては、平成23年3月31までの4年と3ヶ月、平成18年9月1日から指定管理をお願いしているわけでございますけれども、良好な管理をしていただいているということで、今回継続して指定管理をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第70号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第70号愛荘町依智泰氏の里古墳公園の指定管理者の指定につき議決を求めるについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第8、議案第71号愛荘町目加田城跡公園の指定管理者の指定につき議決を求めるについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(辻孝志君)議案第71号愛荘町目加田城跡公園の指定管理者の指定につき議決を求めるについて、ご説明申し上げます。

愛荘町目加田城跡公園の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます

公の施設の所在地および名称につきましては、所在地愛荘町目加田953番地11、名称愛荘町目加田城跡公園。

指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名、所在地愛荘町目加田、名称目加田自治会、代表者区長村川弘行。

指定の期間でございますけれども、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5ヶ年間、指定管理をお願いするものでございます。

この公園につきましても、平成18年9月1日から指定管理をしていただき、良好な管理をしていただいておりますので、今回継続して指定管理をお願いするものでございます

よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第71号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第71号愛荘町目加田城跡公園の指定管理者の指定につき議決を求めるについては、原案のとおり可決されました。

⑧議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第9、議案第72号大字・字の区域ならびに名称の変更につき議決を求めるについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第72号でございます。大字・字の区域ならびに名称の変更につき議決を求めるについて。

土地改良法第2条第2項の2に規定する土地改良事業(経営体育成基盤整備事業稲枝東地区)の換地処分に伴い、大字・字区域ならびに名称を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議決をお願いするものでございます。

先の6月町議会定例会において、彦根市と愛荘町との市町界変更の申請を議決いただきました。その関係に伴い、大字・字区域ならびに名称の変更をお願いするものでございます。場所につきましては、次の8ページをご覧いただきたいと思います。表のとおりでございまして、彦根市肥田町字古川および愛荘町長野字鰐橋の表記地番について

は愛荘町長野子ハ反対し変更をうむものござります。

また、彦根市肥田町字井ノ上・字友田・字加久呂・字位田につきましては、表記の地番につきまして、愛荘町長野字鰐橋・福堂・三條院・木里にそれぞれ変更をさせていただくものでございます。

よろしくご審議のほどお願申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第72号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第72号大字・字の区域ならびに名称の変更につき議決を求ることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第10、議案第73号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求ることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策調整主監。

○政策調整主監(村西作雄君)議案第73号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求ることについてを説明いたします。

彦根市と締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更することにつき、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

湖東圏域における定住自立圏形成協定の締結につきましては、平成21年9月議会定例会において、議決をいただいた上で、同年10月4日に形成協定の締結を行い、その後共生ビジョン懇談会での検討を経て、本年3月25日には湖東定住自立圏形成協定共生ビジョンを作成いたしました。また、定住自立圏の取り組みにかかる平成22年度当初予算につきましても、議会議決をいただき、今年度から本格的な事業展開を図っております。

改正条例と説明資料10ページ、協定書変更概要書をご覧いただきたいと存じます。まず、協定書の変更趣旨であります。本協定に基づき連携して取り組む政策分野および内容ならびに役割分担を定める規定について、湖東定住自立圏推進協議会における協議が整ったことから、次のとおり変更を行うものであります。

1つ目としまして、連携して取り組む教育分野に人材の育成、産業振興分野に圏域経済の活性化ならびに雇用の創出および確保、および有害鳥獣対策の推進の3施策を加えるもの。

2つ目としまして、観光振興に関する施策について、当該施策の名称を端的なものに改めるとともに、取り組みの内容および役割分担を定める規定に、交流促進を図る旨の規定を加えるもの。

3つ目としまして、ごみ処理の分野について、平成22年3月1日から、新たに本町が加入した彦根愛知犬上広域行政組合を主体として、ごみ処理の広域化の推進に取り組むこととするよう改めるもの。

4つ目としまして、その他字句修正等所要の変更を行うものであります。

よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。この協定書の変更ですが、人材の育成また産業振興また有害鳥獣対策など、新しく出てきたものがありますが、25日に資料をいただいたところですが、新たな項目は、政府が閣議決定した新成長戦略また地域主権戦略大綱の、この閣議決定によって新しく定められたのかどうか確認をしておきますので、答弁をお願いしたいと思います。

あと、それ以外のところですが、説明資料の10ページで図書館のところがありますが、図書館は現行と変更では、多様なネットワークの構築というものが割愛されておりますが、これについて、割愛された考え方についてお願いいたします。

また、説明資料14ページですけれども、ごみ処理のところですが、彦根愛知犬上広域行政組合の下で実現に取り組むとありますが、これ自体、広域行政組合ということをなしているので、ここに元々一部事務組合となってくるわけですが、これは根本的な考え方としてお聞きするわけで、変更案がこういうふうに名前が出てきただけということになるのですが、こういう行政組合というのが、1つ確立したものがあるのに、ここに組み入れられるというのは、質が違うのかということになるわけですけれども、それについての考え方について、見解を求めておきます。

○議長(辰己 保君)政策調整主監。

○政策調整主監(村西作雄君)まず最初の新たな新成長戦略の中で定住自立圏の取り組みの関係でございますけれども、今回変更させていただく、通過させていただくものと、その新成長戦略とは関係ございませんというなんですが、先に説明させていただきましたのは、新政権になっても前政権以来の定住自立圏の取り組みが国の重要な施策として新成長戦略に位置付けられているというようなご説明をさせていただいたもので、今回追加をさせていただくものと関係は特にございませんということでご理解をいただきたいと思います。

続きまして、図書館の部分の協定書の字句の修正でございますけれども、その取り組みの内容の中に、ネットワークを構築するということをうたっており、今までの協定書は、最初の教育分野の項目の中に入っていたのを、字句を修正させていただいたというだけで、そのネットワークの構築ということについての変更はないように考えております。

それと、もう1つのごみ処理の関係の字句修正でございますけれども、現在の協定書は、この事業実施主体となる一部事務組合の設立に向けとなっておりますので、それが先ほど説明をさせていただきましたように、3月1日付けて、彦根愛知犬上広域行政という組合というものができておりますので、その名前に変更しただけでございます。従いまして、これとも、そのごみ処理につきましては、もちろん広域行政でやっていただくということでございますけれども、この協定につきましては、その現在の字句に修正したことだけにとらまえていたら結構かと存じます。

○議長(辰己 保君)8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。それでは、閣議決定のことは直接関係ないと言われたのですが、この中でも定住自立圏の推進ということがうたわれております。新たに入れられたものについて、それでは新たな国の財政支援というものについては、あるのかないのかということについて、答弁をお願いしたいと思います。

そして、ごみ処理のところですけれども、私が申し上げたのは、ここに1つ確立した組合があるのに、これをなおかつ定住自立圏の形成協定の中に組み入れるというのは一種、二重と言うのか、これはこれで名前があつたらかまわないじゃないかという、今までそういうふうであったわけですので、そういうふうに考えるわけなのです。そこら辺の考え方について、こういう定住自立圏の形成協定というものが、フェアの広域ということの考え方、広域行政という考え方をするとするならば、ここに広域行政組合が、また確立したものがあるのに、またここに組み入れられるというのは、

どういう考え方があるのかということをお聞きしています。

ここにうたわれておりますので、今関連としてお聞きしておきたいのですけれども、説明資料の14ページのところを見ているわけですが、地域の実情に応じた広域化事業のごみ行政というわけで、その実現に取り組むということで、先日もこれにかかわるものとしては湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会というものがつながりがあると思うのですけれども、その中でも講演をこの間されたわけで、その中でガス化溶融炉ということが、まあまあ前面に出ていたかと思うのです。そういうことで、その方向で、ガス化溶融炉という方向があるのかどうなのかということで、関連ということですので、その協定というか、変更そのもののことではないのですけれども。

あと、その中で、水分が大変多くなるという、それが効率・非効率的ということで、生ごみ処理ということ、生ごみがその原因になるということをうたわわれていましたので、やはりこの中で合わせて、堆肥化の施設そういうものを今計画されているのか、される予定があるのかということについて、関連としてお聞きしておきます。

○議長(辰己 保君)政策調整主監。

○政策調整主監(村西作雄君)この変更協定を締結しますと、当然、この変更協定に基づきまして共生ビジョンというものを改定する必要があると思います。

もちろん、この内容につきまして、共生ビジョンでは協定変更項目について、それならどういう事業を新年度からやっていくのか、そういったことをうたわしていただくことになっております。その共生ビジョンに記載している事業の町の持ち出し分について、総務省では毎年1,000万円の特別交付税を交付するというようなことになっているものでございますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

また、ごみ処理の関係でのお話をいただきました。溶融炉の関係については、私は存じていませんので、また担当主監の方がお答えすると思いますけれども、こういった議員のお申し出は、一部事務組合があつて広域のごみの処理の関係をやっているのに、なぜここにもう一度再掲する必要があるのかというようなことのご質問であったようと思ひますけれども、ご承知のように、先ほど申しましたこうした協定書を締結をしますと、この協定書に基づいた項目について、それなら彦根市はどういうことをやっていく、愛荘町はどういうことをやっていくというのを、共生ビジョンに記載するわけでございまして、そういった項目で、このごみ処理の問題についても、もちろん用地決定、どういうふうにやっていくとかということについては、その年々の共生ビジョンで記載をしていく手筈でございます。

特に、先ほど申しましたとおり、お金の面については周辺町、本町においては年間1,000万円の一財について交付税措置をされるということでございますけれども、各省庁が定住自立圏については協力して支援していくというようなことから、例えば、採択を有利にするとか、いい条件で起債を借りるとか、そういういろいろな事業によって支援をしております。

そういった中で、ごみ問題につきましても1市4町が連携して取り組んでいるということから協定書にも、もちろん当初から載せておりますし、それに基づいて共生ビジョンを策定して、ちょっとでもいいような条件で事業が進めていけるようにと考えてございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。以上です。

○議長(辰己 保君)環境対策主監。

○環境対策主監(西川作男君)ただいま瀧議員からのご質問でございますが、過日の協議会での研修会につきましては、これは溶融炉の関係でそういうものもありますよというふうなことでございますので、選択肢の1つというふうなことで、議員の皆さんにもお知りになっていただきたいというふうなことでの研修会がございます。物事が決まったというふうなわけではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(辰己 保君)ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩します。

再開午後3時50分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(辰己 保君)環境対策主監。

○環境主監(西川作男君)抜けておりました堆肥化の件につきましては、今のところ、それについて、何時何時日に事業をするというふうな予定についてはございません。

○議長(辰己 保君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第73号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めるについて、反対を表明します。

人材の育成・有害鳥獣対策の推進など、その内容そのものについては反対するものではありません。定住自立圏構想が出てくるまでは目的別にそれぞれの広域行政組合を組織していましたが、定住自立圏構想の形成協定の中に彦愛犬の多方面・多分野にわたる協定が盛り込まれています。この状況は半ば合併的要素があるのではないかと懸念するものです。現に、日本経団連が今年3月に出した新成長戦略各基本方針についての提言の中で、「当面は広域連合や定住自立圏構想などの制度を活用しつつ、将来的には道州制の導入を目指すべきである。」とあることを申し添えて、反対討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。賛成討論を行います。議案第73号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することについて、賛成する立場から討論をいたします。

愛知犬上4町がそれぞれ彦根市と協定を締結して取り組みを進める湖東定住自立圏構想におきましては、すでに地域公共交通の分野でデマンドタクシーを実証運行されるとともに、各分野で共生ビジョン実現に向け協議がされているところであります。

今回の協定変更は、すでに彦根市と協定している項目に人材の育成・圏域経済の活性化・有害鳥獣対策の3政策を追加するとともに、ごみ処理分野においては本町が加入した彦根愛知犬上広域行政組合を主体としたごみ処理広域化を明記するなどの変更であり、こうした施策は湖東圏域の自治体が連携して取り組むことにより、効率的・効果的に事業を進めるべきもので、事業を推進できるものであることから、本協定の変更に賛成するものであります。

議員各位のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議案第73号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)賛成多数です。よって、議案第73号彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めるについては、原案のとおり可決されました。

②議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第11、議案第74号平成22年度琵琶湖東北部広域市町村圏協議会収支決算認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策調整主監。

○政策調整主監(村西作雄君)議案第74号平成22年度琵琶湖東北部広域市町村圏協議会収支決算認定につい

（了）

琵琶湖東北部広域市町村圏協議会を、本年9月30日をもって解散したので、同規約第30条第2項の規定により、平成22年度琵琶湖東北部広域市町村圏協議会収支決算を、別紙町監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

なお、議案書15ページには、平成22年度琵琶湖東北部広域市町村圏協議会の9月30日閉めの収支決算書をお示しさせていただいており、歳入決算は33万6,791円、歳出決算は3,622円であり、差し引き残余額は33万3,169円であります。

また、16ページには本年10月18日に実施いたしました監査結果として本決算書にかかる町監査委員の監査報告書の写しを添付させていただいております。

最後17ページには、残余額配分一覧表を示させていただいており、本町の平成21年度負担金の負担比率6.83%から返還比率を求められ、その額は2万2,755円となっております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（辰己 保君）これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辰己 保君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辰己 保君）討論なしと認めます。

これより、議案第74号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（辰己 保君）全員賛成です。よって、議案第74号平成22年度琵琶湖東北部広域市町村圏協議会収支決算認定については、原案のとおり可決されました。

④延会の宣告

○議長（辰己 保君）お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辰己 保君）異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、12月8日から12月15日までの8日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辰己 保君）異議なしと認めます。よって、12月8日から12月15日までの8日間、休会することに決定しました。

再開は、12月16日木曜日です。当時は午前9時から議会運営委員会、午前9時30分から全員協議会、午前10時から本会議となります。よろしくお願いいたします。

ハノハニホセヒヨリヒツクルアヒトヒタハシム、ミツシヘのガヒリシム。

ご苦労さまでした。

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日: [1日目](#) / [2日目](#) / [3日目](#)

平成22年12月愛荘町議会定例会

2日目(平成22年12月16日)

開会:午後1時31分 延会:午後2時30分

議会日程

日程第 1 議案第75号 平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)

日程第 2 議案第76号 平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第 3 請願第 1号 TPPの参加に反対する請願

日程第 4 請願第 2号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加に反対する請願

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4

追加日程第1 請願第3号 沖縄への新基地建設と全国への米海兵隊訓練移転を進める「日米合意」の撤回を求める意見書の採択について

追加日程第2 意見書第4号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加に反対する意見書

追加日程第3 議提第10号 議員派遣について

追加日程 動議2件

出席議員(16名)

1番 德田文治

2番 嶋中まさ子

3番 森 隆一

4番 吉岡ゑみ子

5番 城貝増夫

6番 河村善一

7番 伊谷正昭
8番 瀧 すみ江
9番 小杉和子
10番 西澤久仁雄
11番 外川善正
12番 村木嘉博
13番 竹中秀夫
14番 高橋正夫
15番 本田秀樹
16番 辰己 保

欠席議員(0名)

なし

④開議の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、ご苦労さまです。

これより、平成22年12月愛荘町議会定例会、7日に引き続いて会議をさせていただきます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

⑤議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

⑥議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第1、議案第75号平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第75号、平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の18ページからでございます。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,713万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億3,963万1,000円とするものでございます。

次に、第2表でございます。23ページに、第2表といたしまして、地方債の補正をあげさせていただいております。起債の目的につきましては、臨時財政対策債、補正前7億700万円、補正後につきましては7億7,950万円、7,250万円の増でございます。これにつきましては、借り入れの額の決定をいただいたものでございます。この起債につきましては、交付税算入100%の起債となってございます。

それでは、26ページからが歳入でございます。詳細につきましては、先の議会全員協議会におきまして詳しく説明をさせていただきましたので、主なもののみ説明を加え説明をさせていただきます。主に、右側の説明欄をもとに説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、歳入につきましては、町税の個人所得割につきましては5,500万円の減額、法人税割につきましては1億3,100万円の追加でございます。

また、ハレの日カヌイ祝賀会費用に繋がるとして、メモ帳によりましては40万8,000円の追加でござります。国庫支出金の障がい者自立支援給付費負担金につきましては1,500万円の追加でございます。

次、27ページに渡りまして、次世代育成支援対策交付金につきましては370万円の追加、地域住宅交付金につきましては335万4,000円の追加となっております。

次に、県支出金障がい者自立支援給付費負担金750万円の追加でございます。それから、低所得者利用者負担対策事業費補助金3,000円の追加、それから、障がい者自立支援臨時特例事業費補助金7万5,000円の追加、同じく事業所の運営費補助金17万8,000円の追加でございます。

28ページに渡りまして、児童健全育成事業費補助金499万4,000円の減額でございます。子育て支援環境緊急整備事業費補助金については400万4,000円の追加でございます。新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金については41万9,000円の追加、しがの水田野菜生産拡大事業費補助金47万8,000円の追加でございます。

次に、統計調査の関係につきましては、交付決定に基づいて、合わせて1万円の追加となってございます。

次に、繰入金の関係でございます。29ページでございます。財政調整基金繰入金につきましては2億754万2,000円の減額でございます。減債基金繰入金につきましては7,657万円の追加となってございます。前年度繰越金につきましては、決算に基づいて6,005万9,000円の追加でございます。

次に、諸収入でございます。姉妹都市交流事業参加者負担金73万9,000円の減額です。後期高齢者医療広域連合負担金返還金、これについては21年度の精算でございます。217万1,000円の追加でございます。地域の文化・芸術活動支援事業190万円の追加でございます。それから、町債につきましては、臨時財政対策債といたしまして7,250万円の追加でございます。

次に、31ページからは歳出の関係でございます。

まず、総務費関係でございます。公有財産審議会委員報酬といたしまして3万5,000円の追加をいたしております。これにつきましては、先の条例で議決をいただいた関係でございます。

次に、中学生の海外派遣事業委託料、これは確定によりまして239万円の減額でございます。

次に、個性輝く自治活動補助金、それから企業立地優遇助成金85万5,000円の減額、220万円の減額、これは確定によるものでございます。

また、元気なまちづくり支援資金貸付金、これにつきましても決定額によるもので250万円の減額でございます。地方税電子申告サービス利用料については9万5,000円の追加でございます。公平委員会委員報酬につきましても6万3,000円の追加でございます。

次に、徴税費の還付金および加算金につきましては、今後の追加分見込みといたしまして100万円を追加いたしております。

次に、32ページの統計調査費につきましては、補助金の交付決定に伴いまして、科目内で構成をさせていただいたものでございます。統計調査費合わせて9,000円の追加となってございます。

次に、民生費の社会福祉費の関係です。第3子目以降出産育児一時金といたしまして165万円を追加をいたしております。これにつきましては、40名のところ51名の見込みになってございます。それに伴う増でございます。施設設備保守管理業務委託料につきましては12万の追加でございます。

次に、低所得者社会福祉法人サービス利用減免補助金、これについては5,000円の追加でございます。事業所運営費補助金につきましては35万8,000円の追加でございます。

次に、社会福祉費の介護給付・訓練等給付事業費3,000万円の追加でございます。これにつきましては、障がい福祉サービス利用者の増ならびに平成22年4月から非課税者の利用者負担の無料化に伴う対象経費の増によるものでございます。

次に、視覚障がい者等の情報支援緊急基盤整備事業費といたしまして7万5,000円の追加でございます。

次に、障がい福祉関係補助金の返還金、これにつきましても平成21年度の精算でございます。486万9,000円の追加でございます。

次に、介護保険事業特別会計繰出金717万5,000円の追加でございます。療養給付費負担金につきましては505万1,000円の追加でございます。これにつきましては広域連合の方へ負担をするものでございまして、全県下の医療費の不足分を負担するものでございます。

次に、児童福祉費の関係でございます。子育て支援環境緊急整備事業補助金101万1,000円の追加でございます。これにつきましては、保育所施設の老朽化遊具の更新補助でございます。それから、嘱託等の通勤手当2万6,000円の追加、臨時職員の賃金64万8,000円の追加、光熱水費につきましては15万9,000円の追加、それから遊具設置工事、つくし保育園の関係でございまして遊具の更新の事業でございます。299万3,000円の追加でございます。

次に、保健衛生費、34ページでございます。予防接種業務委託料といたしまして588万4,000円の追加でございます。これにつきましては、日本脳炎予防接種については平成17年以降、接種勧奨が差し控えられてきました。しかし、平成22年4月から3歳児を重点的に接種が再開されることになり、差し控えた者に接種機会を確保し、勧奨接種するものでございます。

次に、子宮頸がん等ワクチン接種業務委託料といたしまして336万円の追加をいたしております。これにつきましては、国の予防接種部会の意見に基づき、子宮頸がん予防・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌の3つのワクチンでありますけれども、定期接種化の検討をされており、このことから彦根医師会と連携を図り、自己負担なしで接種業務を委託するもので追加をいたしました。

次に、新型インフルエンザ予防接種助成金につきましては41万6,000円の追加となってございます。これにつきましては、生活保護世帯また当該年度住民税非課税世帯に該当するものについて接種費用の全額を助成するものでございます。

次に、35ページの農林水産業費の農業費でございます。しがの水田野菜生産拡大推進事業費補助金47万8,000円を追加をいたしております。これは新規事業でございまして、水田を利活用し、野菜の自給率の向上と野菜の生産拡大を図るものでございます。

次に、土木費の道路橋梁費県単独道路改良事業地元負担金150万円の追加でございます。これは県道神郷彦根線の川原工区でございまして、土質調査・伐採にかかる測量・設計業務を追加をいたしたもので、新年度(23年度)予定の前倒しをして実施をされるものでございます。

次に、消防費の関係につきましては、消防施設整備事業補助金41万5,000円、備品購入の補助金といたしましては10万1,000円の追加でございます。これにつきましては、町道愛知川栗田線の豊満神社から東の部分でありますけれども、上水道の布設替えに伴い、その工事と合わせて消火栓・消火器具の設置を豊満自治会が実施をされることに伴い補助をさせていただくものでございます。

次の、36ページの中段、教育費中学校費でございます。バスの借上料といたしまして25万円を追加をいたしております。これにつきましては、秦荘中学校の女子バスケット部は秋の中体連ブロック大会で1位、県バスケット協会主催のゴルフリーカップ滋賀県大会で2位となり、第24回西日本中学生バスケットボール交歓大会が、この25日から27日にかけて岡山県で開催をされます。それに出席をされる借上料として追加をさせていただいたものでございます。また、幼稚園費につきましては、嘱託の通勤手当といたしまして、合わせて9万9,000円を追加をいたしております。

次に、37ページ、社会教育費につきましては、嘱託等通勤手当4万9,000円の追加でございます。

次の、ハーティセンター秦荘の指定管理料190万円の追加をいたしております。指定管理については、文化協会が指定管理をいたしておりますけれども、文化協会がこのたび事業主体となり、財団法人の地域創造から地域の文化・芸術活動支援事業として190万円の助成を受け、町制5周年記念事業の一環として薪能を23年3月20日に実

施設の改修工事として、損耗償耗料にてソロドカラを追加させていただきます。

次に、体育施設保健体育費の体育施設整備工事2,730万円を追加をさせていただきました。これにつきましては、湖東三山スマートインターチェンジの工事着手に伴いまして、アーチェリー場・秦荘テニスコートが支障になることから、その解体工事として追加をさせていただいたものでございます。

次に、公債費につきましては、長期借入金の繰り上げ償還といたしまして7,657万円を追加をさせていただいております。これにつきましては、金利の高い地方債につきましては、後年度の負担を軽減することから、県等の許可を得て繰上償還をさせていただくものでございます。この繰り上げ償還させていただく起債につきましては、平成3年4月25日に借り入れをいたしました愛知川町の庁舎建設に伴う起債の繰り上げ償還でございます。年6.6%の25年償還の起債を繰り上げ償還するものでございます。

以上、歳入歳出の予算額を差し引きさせていただきまして、余剰がでました次の諸支出金の基金の方へ5,141万3,000円を新年度の給食センター整備工事の充当資金として教育振興基金に積み立てをするものでございます。なお、39ページにつきましては、補正予算給与費明細書ということで、特別職分を計上いたしておりまして、公有財産審議会委員ならびに公平委員の報酬等を掲げたものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第75号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第75号、平成22年度愛荘町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。

④議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)日程第2、議案第76号平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求める。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第76号をご説明させていただきます。議案書の40ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,537万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,617万5,000円とするものでございます。

事項別明細書によりご説明させていただきたいと思いますので、44ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算につきましては、要介護認定者の増加に伴います介護サービス費などの利用件数、あるいはまた平均給付額の増に伴いまして、保険給付費の増加のほか、介護予防実態調査支援事業といったしまして、日常生活圏域調査

の検証・評価と併せて、平成23年度に策定を予定いたしております平成24年度からの愛荘町高齢者保険福祉計画および第5期の介護保険事業計画策定にかかるアンケート調査の実施に伴います歳入歳出の調整をさせていただくものでございます。

まず、歳入でございますが、国庫支出金介護給付費負担金といたしまして553万9,000円の追加、国庫補助金調整交付金といたしまして161万1,000円の追加、支払交付金の関係につきましては966万6,000円の追加。

次、45ページに移りまして、県支出金の県負担金の関係でございまして493万円の追加、繰入金・一般会計繰入金・介護給付費繰入金といたしまして402万5,000円の追加でございまして、これらはいずれも保険給付費の負担割合に伴います追加でございます。

その他一般会計繰入金といたしまして、事務費繰入金315万の追加でございます。

基金繰入金につきましては介護給付費準備基金繰入金といたしまして、保険料負担割合分の644万9,000円の追加でございます。

次に、46ページの歳出の関係でございますが、総務費につきましては、介護予防実態調査業務委託料といたしまして315万円の追加、保険給付費の中で介護サービス等諸費居宅介護サービス給付費につきましては、サービス利用者の増に伴いまして2,786万円の追加、地域密着型介護サービス給付費につきましては、在宅サービスからの移行見込み料の減少に伴いまして2,350万円の減、施設介護サービス給付費につきましては、利用者給付費の増加によりまして1,810万円の追加、居宅介護サービス計画給付費につきましても、利用者の増加によりまして306万円の追加でございます。

次、47ページでございまして、介護予防サービス等諸費につきましても、支給対象者の増加によりまして、介護予防サービス給付費345万円の追加、予防サービス計画給付費につきましても53万円の追加でございます。

高額介護サービス等費につきましても、軽減対象者の増加によりまして、高額介護サービス費26万円の追加、高額介護予防サービス費につきましても1万円の追加でございます。

高額医療合算介護サービス費につきましても、支給対象者の増加によりまして86万円の追加でございます。

特定入所者介護サービス費につきましても、対象者の増加によりまして159万円の追加をさせていただくものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第76号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第76号、平成22年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(辰己 保君)日程第3、請願第1号TPPの参加に反対する請願および日程第4、請願第2号環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加に反対する請願を議題にします。

請願第1号および請願第2号は、産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、産業建設常任委員長から審査報告を求めます。産業建設常任委員会、竹中秀夫委員長。

○産業建設常任委員長(竹中秀夫君)13番、竹中です。産業建設常任委員会委員長報告を行います。

平成22年12月9日

愛荘町議会議長辰己 保様

愛荘町産業建設常任委員会委員長竹中秀夫

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会規則第77条の規定により報告します。

1. 審査結果、請願第1号TPPの参加に反対する請願および請願第2号環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加に反対する請願の2件とも採択すべきものと決定した。
2. 審査経過、12月9日に産業建設常任委員5名と議長および紹介議員として瀧すみ江議員が出席し、慎重に審査しました。

説明終了後、質疑・討論を経て、採決の結果議長・瀧議員を除く全員賛成で、請願2件は採決すべきものと決定しました。なお、2件の請願書とも関係機関への意見書の提出を求められていますから、本日、意見書第4号を提案いたしますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願ひをいたします。

以上で、委員長報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(辰己 保君)これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、請願第1号および請願第2号の採択について採決します。本案に対する産業建設常任委員会は報告のとおり採決するものと決定しています。委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、請願第1号TPPの参加に反対する請願および請願第2号環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加に反対する請願は、原案のとおり採択することと決定しました。

暫時休憩します。

休憩午後1時58分

再開午後2時01分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮ります。ただいま、請願1件・意見書1件・議提1件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)異議なし認めます。

よって、請願1件・意見書1件・議提1件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

◎請願3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第1、請願第3号沖縄への新基地建設と全国への米海兵隊訓練移転を進める「日米合意」の撤回を求める意見書の採択についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。8番、瀧すみ江君。

○8番(瀧すみ江君)8番、瀧すみ江。ただいまより、請願第3号の提案説明をさせていただきます。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

請願書

平成22年11月22日

議会議長辰己 保様

請願団体高島市新旭町安井川481早藤吉男方

滋賀県平和委員会代表理事 吉村 克之

紹介 議員瀧すみ江

請願事項沖縄への新基地建設と全国への米海兵隊訓練移転を進める「日米合意」の撤回を求める意見書の採択について

請願の趣旨日本政府は5月28日にアメリカ政府との間で合意した日米安全保障協議委員会共同発表(以下、日米合意)に基づき、米軍普天間基地への代替施設として、沖縄県名護市辺野古周辺へ基地を建設し、アメリカ海兵隊の訓練を全国の自衛隊施設へも拡散しようとしています。

しかし、この日米合意は、沖縄県民の同意をまったく得ていないものです。沖縄県内の世論調査では、普天間基地の無条件撤去が38%、国外移設が37%、合わせて75%が普天間基地の日本からの撤去を求めていました。

沖縄県議会も7月9日県内移設反対という県民の総意をまったく無視するもので、しかも県民の意見をまったく聞かず、頭越しに行われたものであり、民主主義を踏みにじる暴挙として、また沖縄県民を愚弄するものとして、どうてい許されるものではないと、これを見直す意見書を全会一致で採択しました。さらに、9月12日投票の名護市議会議員選挙でも基地反対派が多数派を占め、1月の市長選挙に続き、名護市民は新基地建設を許さない立場を示しました。

そもそも普天間基地は、米軍が占領下に国際法に違反して県民の土地を強奪してつくられた基地で無条件に返還するのが当然です。また、アメリカ海兵隊は日本の防衛を任務とせず、イラク戦争やアフガニスタン戦争に出撃している海外侵略のための部隊で、その移設先を日本が提供する必要性と義務はありません。

また、日米合意では、海兵隊等米軍の訓練を滋賀県の豊庭野演習場を含め、全国の自衛隊施設に移転しようとして

います。これは海外侵攻のためのアメリカ海兵隊の訓練基地を全国に拡大することであり、米軍・自衛隊の一体化をさらに進めようとする危険な企てです。

訓練の移転・分散が沖縄の負担軽減にならず、沖縄でも全国でも米軍訓練による被害を拡大することは明らかです。これは米軍機の訓練を本土の航空自衛隊基地へ移転したあとも嘉手納基地では訓練や騒音被害が軽減されず、逆に激増していることに示されています。

日本政府が今やるべきことは、基地と訓練のたらい回しや日米軍事体制の強化ではなく、憲法9条を活かして、核兵器廃絶や軍縮の先頭に立ち、アジアと世界の平和を実現することです。

以上の見地から、貴議会が政府に対して今回の日米合意を撤回するよう求め、意見書を提出されるよう請願いたします。

朗読を終えましたが、その次の3ページに意見書の方を添付させていただきますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上、請願書の意思をお汲みいただきまして、採択していただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、請願第3号を採決します。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(辰己 保君)賛成少数です。おろしてください。よって、請願第3号沖縄への新基地建設と全国への米海兵隊訓練移転を進める「日米合意」の撤回を求める意見書の採択については、否決されました。

④意見書第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第2、意見書第4号環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加に反対する意見書を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中。

意見書第4号環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加に反対する意見書

上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出をする。

平成22年12月16日

提出者愛荘町議会議員竹中秀夫

賛成者同伊谷正昭

賛成者同小杉和子

賛成者同高橋正夫

賛成者同河村善一

愛荘町議会議長辰己 保様

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加に反対する意見書

政府は、平成22年11月9日、包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、この中で、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)について、交渉の参加・不参加の判断は先送りにしたもの、「関係国との協議を開始する」としたところである。

基本方針では、わが国農業分野について「国を開く」ことをも目標に掲げているが、わが国は世界最大の農産物純輸入国であることからも、農業分野はすでに十分に開かれており、国民の圧倒的多数が望むのは食料自給率の向上である。

仮に、今後政府がすべての品目を自由化交渉対象とし、TPP交渉に参加する判断を行えば、食料自給率の向上どころか、国内農業を崩壊させることにつながる。農家所得が補償されても、輸入は増大し、国内生産の崩壊、関連産業の廃業、地方の雇用喪失により地域経済・社会にも壊滅的な打撃を与えることは明らかである。加えて、WTO農業交渉における「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」という高い理念を実現に向けた取り組みは、一瞬にして水泡に帰し、多くの国々や関係者の信頼を裏切る背信行為となるものである。

こうしたわが国の将来に関わる重要な課題と包含していることと鑑み、今後のTPP交渉への参加・不参加の判断にあたっては、国会において慎重に審議するとともに、国民に対し、詳細な情報提供を行い、国民の総意を得ることが必要である。

よって、政府においては、わが国の農業振興や食料安定保障をはじめ地域経済・社会に与える影響を十分考慮し、下記のとおり対応されるよう強く要望する。

記

1、関税撤廃が原則であるTPP交渉への参加は、国内農業へ甚大な影響を与えるのみならず、わが国の食料事情をきわめて危険な状況に追い込み、食料安全保障の観点から、国の存続を危うくする可能性が高いため、交渉への参加は断じて行わないこと。

2、今後、国際貿易交渉にあたっては、「多様な農業の共存を基本理念として、食料安全保障の確保や、農業の多面的機能の発揮を図るなど、日本提案の実現を目指す」という、これまでのわが国的基本方針を堅持し、食の安全・安定供給・食料自給率の向上等を損なうことは行わないことを基本とする「食料・農業・農村基本計画」の方針を貫徹すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・外務大臣・農林水産大臣・経済産業大臣・内閣官房長官・国家戦略担当大臣様

滋賀県愛知郡愛荘町議会

よろしくお願いいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、意見書第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、意見書第4号環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加に反対する意見書は、原案どおり可決されました。

◎動議の提出

○13番(竹中秀夫君)議長。

○議長(辰己 保君)13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)13番、竹中です。動議を提出したいと思います。職員のたび重なる不祥事について、町長はその都度、法遵守および職員指導等々、答弁されているが、あまりにも町民を裏切る事例ばかりである。今一度、自身の職責の自覚と今後の対応について、審議を求める。

○議長(辰己 保君)ただいま、竹中君から動議が提出されました。この動議には所定の賛成者2名がありますので、成立しました。

竹中秀夫君の動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることについて採決します。この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに賛成の諸君は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることは可決されました。

暫時休憩します。

休憩午後2時15分

再開午後2時17分

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を行います。

◎動議の説明

○議長(辰己 保君)ただいま竹中議員から、町政運営についての動議が提出されました。よって、竹中議員に説明を求めます。13番、竹中秀夫君。

○13番(竹中秀夫君)ただいまは動議を全員の賛成で可決されました。私、この動議の提出については、今日までから、先ほど動議でも申し上げましたように、たび重なる職員等々の不祥事、また平素から町長が全員協議会なり、いろいろな場で、町長としての答弁等々については、あまりにも町民を愚弄したような答弁にしか聞こえてこない。今日このたび重なるということ自体が、町長以下執行部の危機管理があまりにも軽いというか、町民の負託に応えられていない。こういった中から、最高責任者である町長の日常の町に対しての真の町民の代表であるという人格すら見えてこない。このようなことが、議員全体の賛成に基づいて、動議が可決されたと、この重さを私は町長に対し、ど

そういう今までの認識等々をもって2期目のスタートを切られたか、また今までのいろいろな、先ほど申し上げましたように、町民に対しての本当の真の町政の舵取りをやっているのか、そういう点等々を取り上げ、動議を提出したわけでございます。

そういう中で、今、この場で、町長が申し上げようするとならば、町長の答弁も然り、真の答弁を聞いてまいりたいなど、私はこの地域の継続を求める動議がございますので、その点も十分に承知の上、町長の答弁があろうかと思いますけれども、継続しての審議を求めて、私の意見とさせていただきます。以上です。

○議長(辰己 保君)竹中君からの指名もありますので、町長、答弁をと思います。町長。

○町長(村西俊雄君)ただいま動議がございまして、私もこういう議会でこういう動議をいただいたのは初めての経験でございますけれども、私の思いを述べさせていただきたいと思います。

このまちが合併して丸5年が経とうとしているわけでございますが、私ども、新しいまちの建設に向かって、住民の皆さんともども組織一丸となって、1つの新しいまち「愛荘町」をつくっていこうと、意欲に燃えて取り組んできたところでございます。ようやく、一体的なまちづくり、旧愛知川・旧秦荘の住民の皆さん方の交流も活発化して、そのまちづくりの基盤たるいろいろな諸条件は整ってまいったところでございます。

そういう段階で、この組織の中で職員の不祥事等が発生している、一番大きな事項は秦荘中学校における村川康嗣さんの訓練中の死亡事故といったような大変な大きな事件もございましたし、そのほかにも職員の不祥事等も起こってきたところでございます。

合併に伴う日夜忘れて一生懸命取り組んできた時の初心が、この場で今緩んでいるとすれば、大変遺憾なことだというふうに思っております。あの時の緊張感を取り戻して、そして一丸となって住民の皆さんに奉仕をしていく、住民の皆さん方の福祉の向上に全力であたって、こういうことを今一度引き締めて、ふんどしを締めなおす、こういうことをぜひ職員ともう一度引き締めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

合併で一段落と、まだまだこれからなのですけれども、そういった点で住民の意識、職員の意識、組織に緩みがあったとすれば、これはもう大変遺憾なことでございます。法律をきちんと守る、そして住民の皆さんの負託に真に応えていく、これが私どもの使命でございます。

そんな中で、信頼を裏切るようなことがあってはいけません。そういうことから、これから覚悟をもって職員の指導、そして組織の引き締め、こういったもので心血を注いで一丸となって信頼回復に努めてまいりたいと、いろいろなこれからも、このコンプライアンスをきちんと遵守していくことは当然のこととさせていただきます。

私どもは住民の皆さん方にお願いを、いろいろな点でお願いをしている、そういう立場から、我々一人ひとりが律して、そして一丸となったまちづくりをしていく、こんな覚悟でこれからも全力であたってまいりたいというように覚悟をいたしております。どうか、今般いろいろ起こしてきた不祥事については、心から住民の皆さんにお詫びを申し上げ、今一度再出発のつもりでがんばってまいりたいというふうに考えておりますので、どうかご支援のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

大変言葉足らずでございますけれども、これからも一生懸命、ともどもにがんばってまいりたいというふうに思っておりますので、どうかお願いをしたいと思います。

◎動議の提出、上程、採決

○15番(本田秀樹君)議長。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹、動議を提出させていただきます。

まず、今ほどの理由としましては、町長の答弁も聞きました。たび重なる職員の問題と、本当に町長以下理事者側が反省しているのかというのには、大きな問題だと思います。上って、12月17日から12月27日までの11日間の会期の

延長を提出いたします。

○議長(辰己 保君)15番、本田秀樹君から動議が提案されました。賛成の諸君はおられますか。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)本田秀樹君の動議は所定の賛成者1名がありますので、成立をいたしました。

本田秀樹君の動議を議題とし、皆さんにお諮りをいたします。本12月議会の会期を12月17日から27日までの11日間の延長に対して議題とすることに賛成の諸君は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、この本会議の会期の延長については可決されました。

④延会の宣告

○議長(辰己 保君)お諮ります。議事の都合により、12月17日から12月26日までの10日間、休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。よって、12月17日から12月26日まで10日間、休会することに決定しました。

本日はこれで延会します。どうもご苦労さまでした。

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:[1日目](#)/[2日目](#)/[3日目](#)

平成22年12月愛荘町議会定例会

3日目(平成22年12月27日)

開会:午前9時00分 閉会:午前9時24分

議会日程

日程第 1

議提第10号

議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1

追加日程第 1 同意第 8号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第 2 議案第77号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 3 議提第11号 「愛荘町職員の不祥事の再発防止を求める」決議

出席議員(16名)

1番 德田文治

2番 嶋中まさ子

3番 森 隆一

4番 吉岡ゑみ子

5番 城貝増夫

6番 河村善一

7番 伊谷正昭

8番 瀧 すみ江

9番 小杉和子

10番 西澤ケ仁雄

- 11番 外川善正
- 12番 村木嘉博
- 13番 竹中秀夫
- 14番 高橋正夫
- 15番 本田秀樹
- 16番 辰己 保

欠席議員(0名)

なし

①開議の宣告

○議長(辰己 保君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

②議事日程の報告

○議長(辰己 保君)本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

③議題第10号

○議長(辰己 保君)日程第1、議題第10号議員派遣についてを議題にします。

愛荘町議会会議規則第120条第2項の規定により、お手元に配付しました文書のとおり、議員を派遣することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議題第10号議員派遣については、お手元に配付しました文書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩午前9時01分

再開午前9時03分

④同意8号・議案第77号・議題第11号の上程

○議長(辰己 保君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮ります。ただいま、同意1件・議案1件・議題1件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認めます。

よって、同意1件・議案1件・議題1件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

(9)同意第8号の上程、説明、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第1、同意第8号愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)おはようございます。早朝から大変ご苦労さんでございます。

提案の前に一言お詫びを申し上げたいと思います。一昨年の秦荘中学校柔道部の事故以来、住宅リフォーム補助金の不正受給、防犯自治会愛荘支部の資金の一時流用、今般の建築確認不申請と相次ぐ不祥事を招きまして、住民の皆さんの信頼を損ねましたことに対し、誠に申し訳なく心からお詫び申し上げます。

私たちは、皆さんの信託を受けた全体の奉仕者として、町民の皆さんの信頼を裏切るようなことがあってはならない立場にありながら、このような事態を引き起こしましたことを重ねてお詫びいたします。

平成18年に2町が合併した際は、住民の皆さんとともに新しいまちづくりに燃え、組織一丸となって日夜寝食を忘れ取り組んでいたところでしたが、ようやく立体的な町の骨格が見えてきたところで、気の緩みや緊張感の希薄化が、このような事態を招いたとすれば、誠に申し訳なく、今一度、膽を出し切り、組織の規律を正し、初心に返って、職員一人ひとりが猛省し、それぞれ自らを律し、一から出直したいと決意をいたした次第であります。

これまでいろいろな対策を講じていたつもりでしたが、結果が出ておらず、コンプライアンス精神も欠けておりました。この対策も不十分だったと言わざるを得ません。早急に法令遵守についての対応を講じ、公務員としての自覚を促してまいりたいと考えております。

この非常事態を職員ともども艱難辛苦して、町民の皆さんの信頼回復に全力で努めてまいりたいと新たな決意で臨む所存であります。我行精進、忍終不悔、最後まで悔いることなきよう、耐え忍んで精進いたしたいと肝に命じたところでございます。

今般、今回の不祥事に対する当該職員の厳正な処分と私ども特別職の管理監督責任の一端を負うため給料の減額を提案させていただく予定でございます。

つきましては、ただいま同意をお願いをしたところでございますが、愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求ることにつきまして、地方自治法施行規定第17条第5項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所滋賀県東近江市種町877番地、氏名藤野(ふじの)智誠(ちじょう)、昭和21年1月3日生まれでございます。

この懲戒審査委員会は、3人でございまして、現在の委員は弁護士と、それから労働法専門の滋賀大の教授にお願いをしております。もう1人の職員代表の委員が欠員となりましたために、今般藤野智誠を新たに選任にいたしましたく同意をお願いするものでございます。

期間は、現在の委員の期間は21年9月11日から23年9月10日までの2年間となっておりまして、今般、同意をいただく藤野智誠氏の期間は残任期間ということになりますので、23年9月10日までということになります。

どうかご同意いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)この追加日程同意8号は、人事案件につき、質疑・討論を省略しますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(辰己 保君)異議なしと認め、これより同意第8号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、同意第8号愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めるについては、同意することに決定しました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第2、議案第77号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(村西俊雄君)たび重なる愛荘町職員の不祥事を受けまして、監督者としての責任を取るべく給料月額の減額措置を行うものでございます。

すでに、減額をいたしております給料月額について、平成23年1月1日から3月31日までの3ヵ月間、さらに10%の減額措置を行うものでございます。町長の給料月額は合わせて20%の減額となり、支給額は59万2,000円、副町長につきましては合わせて15%の減額となり、支給額は53万1,250円となるものでございます。

よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)討論なしと認めます。

これより、議案第77号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議案第77号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議提第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(辰己 保君)追加日程第3、議提第11号「愛荘町職員の不祥事の再発防止を求める」決議を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。10番、西澤久仁雄君。

○10番(西澤久仁雄君)議提第11号「愛荘町職員の不祥事の再発防止を求める」決議
上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成22年12月27日

提出者愛荘町議会議員西澤久仁雄

賛成者同徳田文治

賛成者同嶋中まさ子

賛成者同森隆一

賛成者同吉岡ゑみ子

++**+**+

賛成者同河村善一

賛成者同伊谷正昭

賛成者同瀧すみ江

賛成者同小杉和子

賛成者同外川善正

賛成者同村木嘉博

賛成者同竹中秀夫

賛成者同高橋正夫

賛成者同本田秀樹

愛荘町議会議長辰己 保様

本文を朗読させていただきます。「愛荘町職員の不祥事の再発防止を求める」決議

愛荘町は、2町合併して5年、合併した新町の町長はじめ職員は、緊張感を持って一体化したまちづくりへの構築に全力を傾注しなければならなかった。しかしながら、合併してこの間に職員の不祥事が相次いで惹起したことは、厳しい経済事情のもとで生活する町民への背信行為として、重く受け止めなければならない。

村西町長は、合併町の初代首長として、厳しい行財政運営の中で、職員の意識改革を遂行する責務を担っていた。職員の不祥事は、当該職員の公務員の倫理の欠如による反社会性が重大な原因であるが、不祥事を未然に防止、または早期に発見すべきチェック機能が働かなかった組織にも問題がある。

自治体合併は、職員の専門性を高めることも1つの目的であった。しかし、本町はその目的に反し、職員の全体の奉仕者としての規範の意識は希薄した。その要因は、村西町長の時間に対する誠実さの欠如や見識が問われる公での発言などの高慢な政治姿勢により、職員の向上心・連帯感を喪失させたからである。

村西町長に対して、全体の奉仕者として法令の遵守を確立するため、職員の先頭に立って、その模範を示し、職員の資質の向上に資することを進言する。そして、職員の不祥事の再発を防止するための手立てを講じるとともに、職員互助の精神を培い、規範意識の向上に努めることを強く求める。

以上、決議する。

平成22年12月27日

愛荘町議会

○議長(辰己 保君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(辰己 保君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。15番、本田秀樹君。

○15番(本田秀樹君)15番、本田秀樹。議提第11号「愛荘町職員の不祥事の再発防止を求める」決議について、賛成討論を行います。

今まで、職員の不祥事の発覚を機に、再発防止のため、多くの対策がとられてきた。しかし、平成22年12月議会の全員協議会において、今回の事件について詳細に報告がされた。議会からも不祥事に対する厳しい意見が述べられたが、今までの教訓が活かされず、再び職員による不祥事が起きたことは極めて遺憾である。

このようなことは、はじめに職務に取り組んでいる職員のやる気をそぐ原因にもなりかねない。町長は、危機管理体制の強化、公務員倫理により一層の徹底を図るのはもちろんのこと、チェック体制の強化等の抜本的な防止策を講じ、町民の信頼を回復するための格段の努力が必要である。

当該職員の公務員倫理の欠如、反社会性が最大の原因であるが、事件発生を未然に防止、または早期に発見できなかった組織にも問題がある。違法行為を知った際の告知義務を覆っている意識の欠如とともに、各職階で發揮されるべきチェック機能が十分に働かなかったことが事態を重く広範囲にさせたものである。

以下のことが不祥事の原因と考える。

(1)公務員倫理の欠如。すべての公務員は、地方公務員法による第30条「服務の根本基準」、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力をあげて、これに専念しなければならない。

第33条「信用失墜行為の禁止」、職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為はしてはならないとある。今回の事件は、町民の調整に対する信用を大きく損ねる結果となった。

(2)職員のコンプライアンスの欠如。地方公務員法第32条「法令等および上司の職務上の命令に従う義務」、職員は、その職務を遂行するにあたって、法令・条例・地方公共団体の規則および地方公共団体の機関の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならぬと、一般的な法令遵守義務を定めている。公務員としてのコンプライアンスの意識の欠如が、職員に内在していたことを指摘する。

(3)職場コミュニケーションの不足。ミーティング・連絡調整会議等により、職場のコミュニケーションが十分に働かなかったことが事態を重く、広範囲にさせたものである。職場コミュニケーションが十分に機能していれば、解決ができたと考えられる。

(4)危機管理の徹底。公務員としての倫理意識のモラルの欠如にある。小さな組織であるがゆえ、職員間には職員としての仲間意識があり、それゆえの不用心もあって、逆に組織としての緊張感が欠けている。

(5)所属長の指導・管理。所属長は管理・監督者としての所管する職場の規律、部下職員のモラルの向上、よき職場づくりを常に念頭に置き、実践するように取り組む必要がある。

村西町長は、町政の最高責任者であり、村西町長に猛省を促すとともに、その責任を強く問うものであり、賛成討論といたします。

○議長(辰己 保君)ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(辰己 保君)これで討論を終わります。

これより、議提第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(辰己 保君)全員賛成です。よって、議提第11号「愛荘町職員の不祥事の再発防止を求める」決議は、原案のとおり可決されました。

④閉会の宣告

○議長(辰己 保君)これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。これをもって、平成22年12月愛荘町議会定例会を閉会します。どうもご苦労さまでございました。

[閉会]

○議長(辰己 保君)一言、閉会にあたりまして、ごあいさつさせていただきます。

12月、本会議は当初7日から16日までの10日間の予定で、皆さんに同意をいただき進めてまいりました。しかし、16日の本会議前での執行部の報告によって、議会としての対応が急きょ求められた次第であります。よって、その対応をするべき11日間の会期の延長をするということに結びつけていただきました。

この会期の延長は、今決議が議決されましたように、議会としての役割、議会として声をあげなければならない、そして、こうした事態を一日も早く回避、要するに善向していく、そうした行政のあり方、これをやはり求めていく、このことが非常に大事であります。

この延長した11日間に、議会運営委員の皆さんには、数回におよぶ会議を開いていただき、熱心な協議をしていただきました。同時に、全議員さんにおいて真摯なご意見、適切な指摘、こうしたものを受け、本日の決議を発表することができました。まさに全議員の、皆さんの力を借りて、そしてそのことが私たちが今、取り組もうとしている議会改革の取り組みの一環であるというふうにも思っています。

議会は、こうした愛荘町のなかにおけるいろいろな問題を、議会として真摯に受け止め、それを誠実に反映させるための力を發揮している。当然、それは我々にも全体の奉仕者という責務があるという、そのことを改めて自覚をし、今後の活動に活かしていきたいと、このように思います。

職員の皆さんにも、こうした事態が起こるとどうしても萎縮をします。そうではなくて、今何をなすべきなのか、何を考えるべきなのか、このことを日々己に課して、積極的に職務を全うするという姿勢を改めて訴えておきたいと思います。

私はこの議長に就任させていただき、1つの例ですが、ある職員さんが麻布でのカッターシャツをつくるということを言わされました。まさに、なかなかそうした考え方には、行政としては取り入れ難いのです。民間的な発想と言いますが、しかし、その時に私は確かに「非常に難しい問題もあるかもわからないけれども、やはり自分がやろうというふうに思うのなら、やっぱり自信を持って上申していく。そして、実行に移していく。そうした経験がのちのち大きな財産になっていく」と言った記憶があります。

同時に、こうした職員のやりがい・やる気・気概を拾い上げるのも幹部の仕事であります。その上司がやはり受け入れる度量があったからだと思います。1つの例ではあるのですが、今愛荘町の職員に求められているのは、こうした環境ではないだろうかと思います。

幹部職員の皆さん、どうか部下の力を引き出す、そうしたことに精力的に取り組んでいただき、もし、上申を当然いろいろな層の決裁を受けていくわけですから、当然その上司たるものは、その是非をしっかりと把握し、愛荘町のまちづくりにとって、よいものであれば積極的に上申していくという姿勢、部下の盾になると言いますか、こうした姿勢を今求められているのではないかと、指導と援助を精力的にしていただくようお願い申し上げておきます。

最後になりましたが、今年も残すところあとわずかであります。本当に精力的に皆さんには議会活動に取り組んでいただきました。そのことにお礼を申し上げるとともに、お身体にご自愛をいただき、新年がご家族揃ってお迎えいただけますようにご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうもご苦労さまでした。

町長。

○町長(村西俊雄君)今年も余すところ5日ほどになりました。今年は国際的にも、国政の方も、また社会も大変多難な年であったなというふうに思います。あまりいいニュースはなかった。町政もまったくそうでございましたけれども、こういった中で、最後に、この再発防止に向けての決議を議会からいただきまして、これから再出発のつもりで真摯にこの決議を受け止めさせていただきたいと思います。

私も、ここで心身ともに虚心坦懐になって、これから町政に当たるべく、そしてまた、住民の皆さんとの信頼を回復する

べき決意をいたしましたて、新年を迎えるに思ひます。

町民の皆さん方も新たな年、夢と希望をもってお迎えをいただきたいなというふうに思ひます。また、議員各位には、この一年間本当にお世話になりました。いろいろとご指導賜りました。これを今後とも指導・ご鞭撻いただきますようお願いいたしますて、今議会の閉会のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長(辰己 保君)ご苦労さまでした。